

第4次越谷市総合振興計画 後期基本計画（案）

平成 28 年度～平成 32 年度
（2016 年度～2020 年度）

第4次越谷市総合振興計画 後期基本計画

◆ 目 次 ◆

第1章 計画の概要	1
第2章 計画の背景	3
第3章 計画の指標	7
第4章 重点戦略	21
重点戦略1 子どもも高齢者も元気な未来創造プロジェクト	22
重点戦略2 地域の協働推進プロジェクト	24
重点戦略3 安全で利用しやすい公共施設等のマネジメントプロジェクト	25
重点戦略4 こしがや魅力発信プロジェクト	26
重点戦略5 安心を実感できる命と財産を守るプロジェクト	28
第5章 分野別計画	31
大綱1 市民とつくる住みよい自治のまちづくり	34
1-1 市民参加と協働による市政を進める	35
1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める	40
1-3 健全で開かれた都市経営を進める	45
大綱2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり	50
2-1 とともに支え合いながら暮らせる地域をつくる	51
2-2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療体制をつくる	54
2-3 伸びやかに子どもが育ち、次の世代につなげる、子育てしやすいまちをつくる	59
2-4 障がい者（児）が生活しやすい環境をつくる	64
2-5 高齢者が敬愛され生きがいをもてるまちをつくる	68
2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る	73

大綱3	自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり.....	78
3-1	自然と調和した安全で活気ある都市をつくる.....	79
3-2	越谷らしい景観をつくる.....	83
3-3	地域を支える道路・交通環境をつくる.....	87
3-4	水と緑を活かしたやすらぎのある空間をつくる.....	92
3-5	安全で良好な水環境をつくる.....	95
3-6	安心して住むことができる住宅環境をつくる.....	99
大綱4	人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり.....	104
4-1	環境にやさしい持続可能な社会をつくる.....	105
4-2	安全・安心に暮らせるまちにする.....	110
4-3	生命・身体・財産を守る消防体制を整える.....	115
大綱5	安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり.....	120
5-1	地域社会を支える持続性のある産業を育成し、活性化を図る.....	121
5-2	にぎわいと活力を創出する商業・観光の振興を図る.....	124
5-3	地域社会と融合した持続的経営力を持つ工業を育成し、活性化を図る.....	128
5-4	持続的に農業が行われる環境をつくる.....	130
5-5	地域に根ざした雇用対策を拡充し、働きやすい環境をつくる.....	134
大綱6	いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり.....	138
6-1	生きる力を育む学校教育を進める.....	139
6-2	生涯にわたる学びを充実し、地域の文化を創造する.....	144
6-3	生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる.....	151

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

第4次越谷市総合振興計画基本構想（平成22年12月議決）は、本市の行政計画の最上位に位置する計画であり、市政に関連するすべての要素を含めた市政全般にわたる総合計画です。

後期基本計画は、この基本構想で示した本市の将来像を実現するための基本的な方策を体系的・総合的に明らかにしたものです。

2 計画の特徴

後期基本計画は、次の4つの特徴を持っています。

- （1）市の行財政運営を合理的、計画的に執行するための指針となるものであり、各種行政計画や施策の基本となるものです。
- （2）基本構想で示された施策の大綱と地区別将来像を受け、その実現のため、現状と課題、基本方針を示すとともに、施策の目標値を明らかにしています。
- （3）計画実現のために国・県、市民などに対して、要望および理解・協力を求めるものです。
- （4）今後の社会情勢の変化などに応じて、必要な場合に修正を行うものです。

3 計画の期間

後期基本計画は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年次とする5か年計画です。

4 計画の構成

後期基本計画は、以下の5章で構成します。

第1章「計画の概要」は、本計画の趣旨や特徴、期間、構成を示しています。

第2章「計画の背景」は、本市の位置や自然条件などに加え、これまでのまちづくりの歩みと「中核市・越谷」の誕生について示しています。

第3章「計画の指標」は、目標年次である平成32年度（2020年度）における人口や財政などの見通しを明らかにし、後期基本計画の枠組みを明らかにするものです。

第4章「重点戦略」は、将来像の早期実現に向けて、重点的かつ優先的に取り組む施策を明らかにするものです。

第5章「分野別計画」は、基本構想における「施策の体系」に基づき、具体的な行政課題への対応を、分野別の体系として表しています。

第2章 計画の背景

第2章 計画の背景

1 位置・自然条件

(1) 位置・面積

本市は、埼玉県の東南部、東京都心から半径 25km 圏内に位置しており、東武鉄道伊勢崎線が南北に、J R 武蔵野線が東西に走り、鉄道の結節点として機能しています。

鉄道を中心に市街地が形成され、それを取り巻くように田園地帯が広がり、市域面積は 60.24 km² となっています。

(2) 地勢・自然

本市の地勢は、大宮台地と下総台地にはさまれた中川流域の沖積平野に位置しており、高低差の少ない、平坦な地形となっています。昔から「水郷こしがや」と呼ばれてきたように、西に綾瀬川、中央に元荒川、東に大落古利根川がそれぞれ東南に流れているほか、新方川や葛西用水をはじめ多くの河川や用水が流れています。

市域は、河川による自然堤防の微高地と低湿地から形成されており、低湿地の中央部は、かつては大きな池沼であったといわれています。この地勢条件は、古代から現在に至るまで人々の生活に大きなかわりを持ち、明治中期ごろまでは、自然堤防上に集落が形成され、低湿地のはん濫原は新田として利用されていました。また、広がる水田と屋敷林が、河川沿いの雑木林とともに豊かな緑の風景を見せていました。このように、本市の自然的基盤は、水によって形づくられ、水によって特色づけられています。

気候は、埼玉県内では風量が少なく、気温が高い地域に位置しています。

そのような自然条件の中で豊かな動植物に恵まれており、久伊豆神社の森には、自然植生に近いスダジイ林が残存しており、環境保全の面から貴重な存在となっています。また、市の鳥になっているシラコバトは、国の天然記念物にも指定されています。

2 まちづくりの歩みと「中核市・越谷」の誕生

(1) まちづくりの歩み

本市は、古くは日光街道の宿場町として栄え、にぎわいをみせた歴史と文化の香り高いまちです。昭和 29 年（1954 年）には 2 町 8 か村が合併して越谷町となり、昭和 33 年（1958 年）に市制が施行され、越谷市が誕生しました。

その後、昭和 37 年（1962 年）の地下鉄日比谷線と東武鉄道伊勢崎線の相互乗り入れなどにより、東京のベッドタウンとして急激な人口増加と市街化が進みました。そのような状況の中で、昭和 47 年（1972 年）に第 1 次となる総合振興計画が策定されました。この計画では、豊かな自然環境の中で、住宅地を中心とし、市の中枢機能や産業機能などが互いに阻害することなく有機的に関連・発展し、落ち着いた、しかもいきいきとした近代的住宅都市を目指してきました。この計画が、現在の本市の市街地とその周辺に広がる農地というバランスのとれた土地利用を形成する礎となりました。

昭和 59 年（1984 年）に策定された第 2 次総合振興計画では、本市が県南東部地域の中核都市としてふさわしい都市構造、風格と活力に満ちた都市空間を整備し、商業・業務・文化・憩いの場としての「中央都市軸構想」や、良好な住宅地や商業・業務機能が集積した親水文化創造都市としての「レイクタウン構想」など、21 世紀の本市の顔づくりを目指してきました。

平成 12 年（2000 年）に策定された第 3 次総合振興計画では、まちづくりの主体である市民のあり方、都市としてのあり方、地域のあり方をイメージし、それぞれの役割と責任を自覚しながら、ふれあい豊かな自立都市に向けたまちづくりを進めてきました。

平成 23 年（2011 年）に策定された第 4 次総合振興計画では、市民参加と協働による地区からのまちづくりを積極的に展開するため、地区ごとのまちづくり会議において市民が自ら描いた「地区の将来像」の実現に向けた取り組みを進めています。

（2）「中核市・越谷」の誕生

平成 11 年（1999 年）10 月には、県の「彩の国中核都市」の指定を受け、平成 15 年（2003 年）4 月には、特例市に移行しました。平成 22 年 11 月に※中核市へ移行することを表明し、平成 27 年 4 月（2015 年）に中核市へ移行しました。中核市移行により保健衛生をはじめ、福祉や環境などの分野で 2000 項目を超える権限の移譲を受け、市民に身近なところで、きめ細かな行政サービスを提供し、より一層の責任と役割を果たしていけるよう取り組みます。



中核市・越谷は今後さらに住みよいまちづくりを進め、未来へ羽ばたきます
（中核市移行記念式典）

※中核市：規模や能力が比較的大きな都市において、都道府県で行っている業務の多くを取り扱えるようになる市のこと。行政はできるだけ住民の身近なところで行うという地方自治の理念を実現するため、平成 6 年（1994 年）の地方自治法改正により創設された制度。平成 27 年 4 月 1 日現在、本市を含め 45 市

第3章 計画の指標

第3章 計画の指標

1 人口・世帯数

(1) 将来人口

本市における人口の動向をみると、平成2年以降は、それ以前に比べて緩やかな増加傾向が続いています。これまでの動向と土地区画整理事業などの開発を勘案して人口を推計すると、平成32年（2020年）には人口が33万9,800人となることが見込まれます。

土地区画整理事業が行われている一部地域では人口の増加傾向が続きますが、その他の地域では人口が横ばいか減少をたどると予想されます。このことから、今後は、地域ごとに異なる人口動向や地域の特性を把握していくことが必要です。

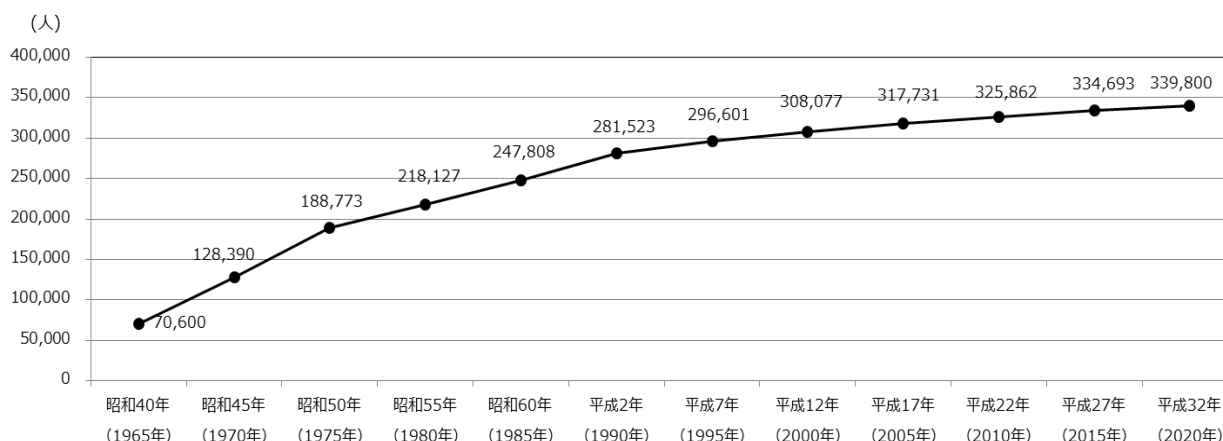
出生・死亡による自然増減は、出生数が平成27年（2015年）をピークに減少に転じる見込みで、死亡者数は年々増加することから、近い将来、自然減になるものと予想されます。

平成25年（2013年）の本市の合計特殊出生率は1.29であり、全国平均1.43、埼玉県平均1.33と比べ低くなっています。

また、転入・転出による社会増減では、開発による影響から、引き続き増加傾向が続くことが予想されます。

したがって、本計画期間は緩やかに人口増加が続くものの、将来的には緩やかな人口減少過程に入るものと見込まれます。

■人口の推移



※2010年までは各年1月1日現在、2015年以降は各年4月1日現在

※1985年までは住民基本台帳人口、1990年以降は総人口（住民基本台帳人口＋外国人登録者数）

※住民基本台帳法の改正（平成24年7月）により外国人住民も住民基本台帳に含むこととなり、混合世帯も整理されたことから

2015年は、住民基本台帳を記載

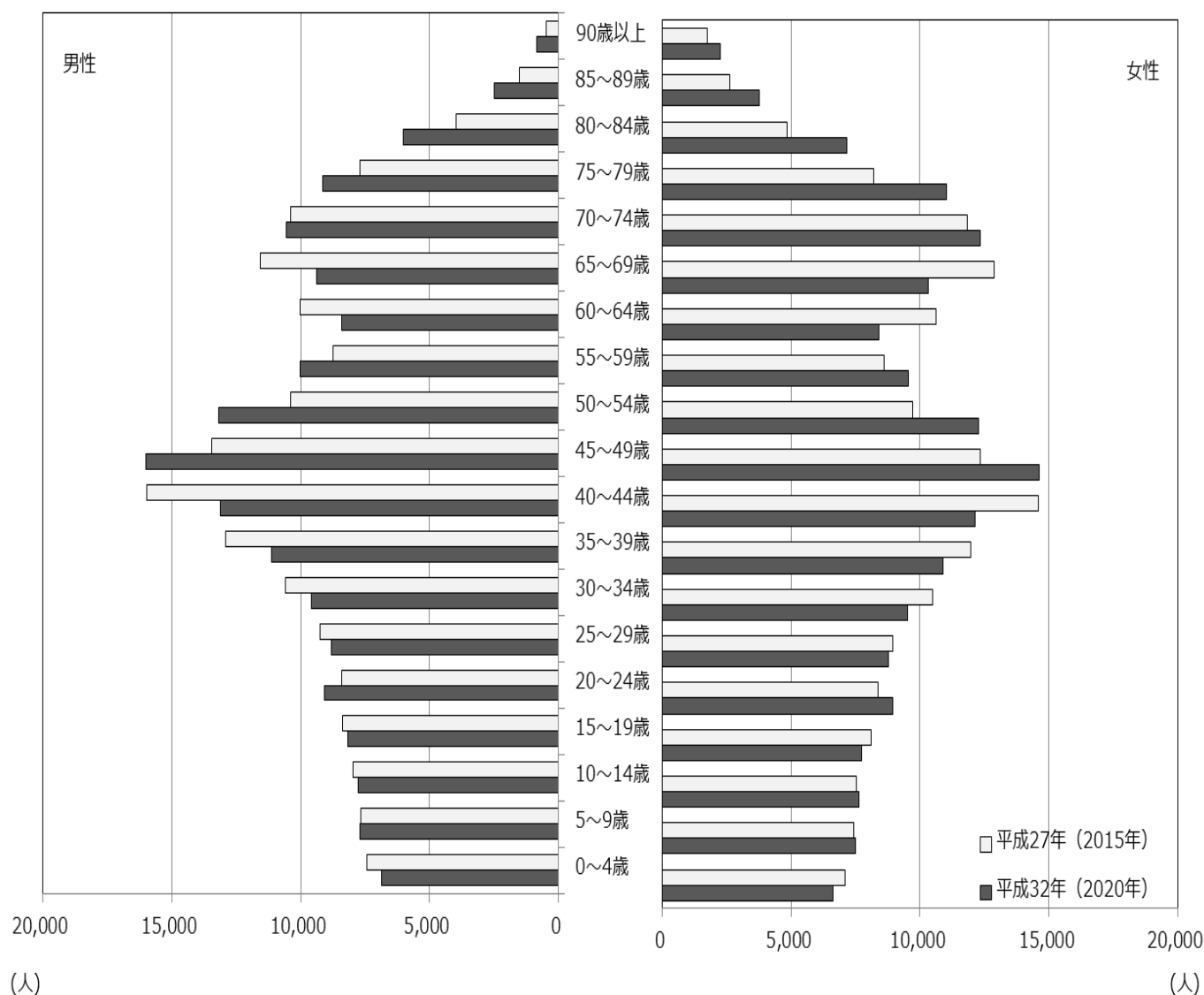
※2020年は2015年までの実績値を基にした推計値

(2) 年齢構成

平成 27 年（2015 年）の本市の人口構成は 40 代と 60 代後半から 70 代前半の割合が高くなっており、全国の人口構成と同様の傾向となっています。

また、人口の増加は緩やかに続くものの、未婚率の上昇や晩婚化の進行などに伴う出生数の減少、平均寿命の延びなどから高齢化が進み、平成 32 年（2020 年）には高齢者人口の割合は 25.1% になる一方、年少人口の割合は 13.0% となり、平成 27 年（2015 年）から 0.5 ポイント低下すると見込まれ、少子高齢化が進行すると予想されます。

■ 年齢別人口推計



各年 4 月 1 日現在

資料：総人口（住民基本台帳人口）

2020 年は 2015 年までの実績値を基にした推計値

■ 年齢ごとの人口構成

(単位：人)

		実績値						推計値
		平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
年少人口 (0～14歳)	人口	55,279	48,184	46,268	46,295	45,927	45,127	44,100
	割合	19.6%	16.2%	15.0%	14.6%	14.1%	13.5%	13.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	人口	209,552	226,220	230,870	226,828	218,032	211,827	210,300
	割合	74.4%	76.3%	74.9%	71.4%	66.9%	63.3%	61.9%
高齢者人口 (65歳以上)	人口	16,692	22,197	30,939	44,608	61,903	77,739	85,400
	割合	5.9%	7.5%	10.0%	14.0%	19.0%	23.2%	25.1%
合計	人口	281,523	296,601	308,077	317,731	325,862	334,693	339,800

人口3区分の推移

□ 年少人口

□ 生産年齢人口

□ 高齢者人口

(人)

平成2年 (1990年)	55,279	209,552	16,692
平成7年 (1995年)	48,184	226,220	22,197
平成12年 (2000年)	46,268	230,870	30,939
平成17年 (2005年)	46,295	226,828	44,608
平成22年 (2010年)	45,927	218,032	61,903
平成27年 (2015年)	45,127	211,827	77,739
平成32年 (2020年)	44,100	210,300	85,400

※2010年までは各年1月1日現在、2015年以降は各年4月1日現在

※1985年までは住民基本台帳人口、1990年以降は総人口（住民基本台帳人口＋外国人登録者数）

※住民基本台帳法の改正（平成24年7月）により外国人住民も住民基本台帳に含むこととなり、混合世帯も整理されたことから、

2015年は、住民基本台帳を記載

※2020年は2015年までの実績値を基にした推計値

※割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります

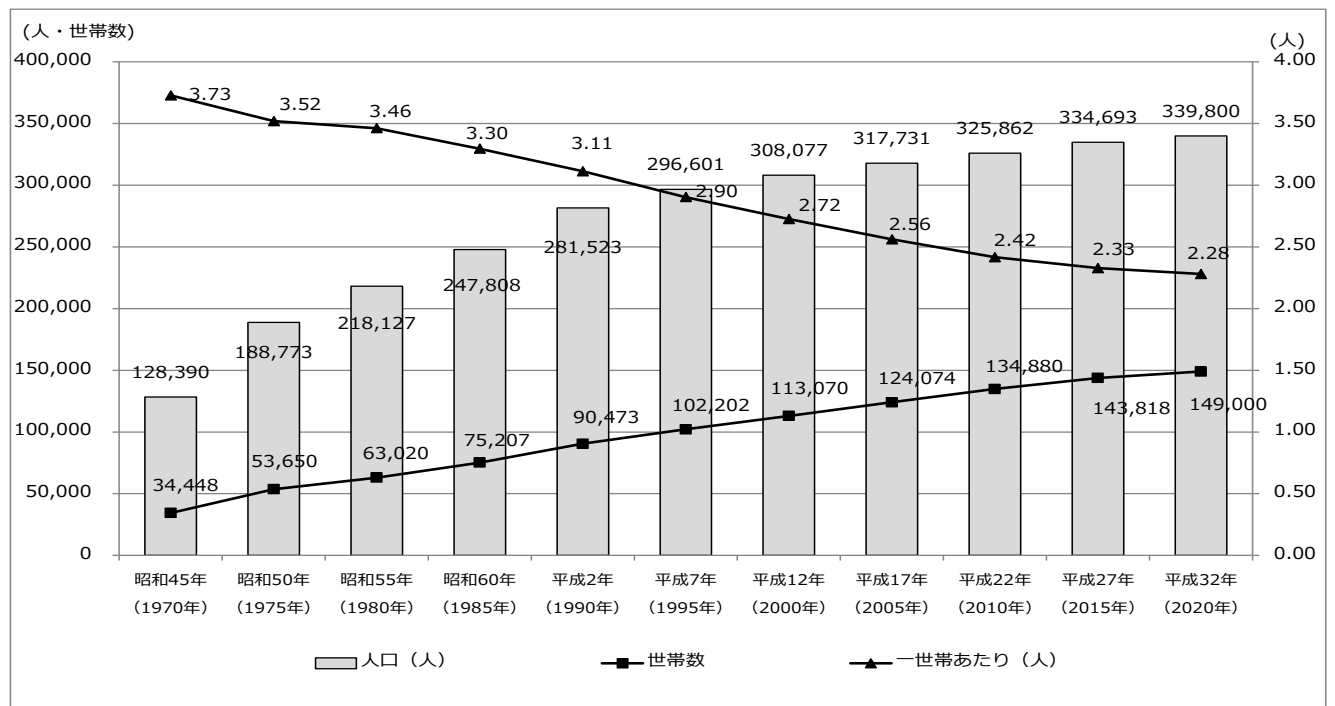
(3) 世帯

本市の世帯数は、これまで増加傾向が続いており、平成 27 年（2015 年）には 14 万 3,818 世帯でしたが、平成 32 年（2020 年）には 14 万 9,000 世帯まで増加すると見込まれます。

一方で、一世帯あたりの人数は、引き続き減少傾向が続いており、平成 27 年（2015 年）の 2.33 人から、平成 32 年（2020 年）には 2.28 人になると見込まれ、核家族化の進行や単身世帯の増加などにより、世帯の小規模化がさらに進むと予想されます。また、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯の増加も予想されます。

■ 世帯数の推計

	実績値										推計値
	昭和45年 (1970年)	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
人口（人）	128,390	188,773	218,127	247,808	281,523	296,601	308,077	317,731	325,862	334,693	339,800
世帯数	34,448	53,650	63,020	75,207	90,473	102,202	113,070	124,074	134,880	143,818	149,000
一世帯あたり （人）	3.73	3.52	3.46	3.30	3.11	2.90	2.72	2.56	2.42	2.33	2.28



※2010 年までは各年 1 月 1 日現在、2015 年以降は各年 4 月 1 日現在

※1985 年までは住民基本台帳人口、1990 年以降は総人口（住民基本台帳人口＋外国人登録者数）

※住民基本台帳法の改正（平成 24 年 7 月）により外国人住民も住民基本台帳に含むこととなり、混合世帯も整理されたことから

2015 年は、住民基本台帳を記載

※2020 年は 2015 年までの実績値を基にした推計値

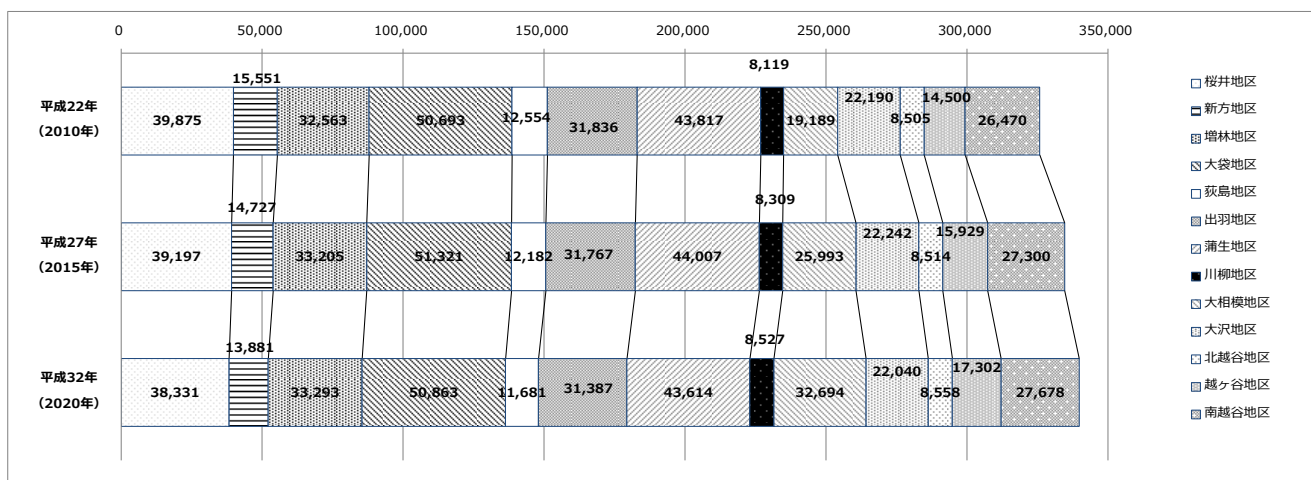
(4) 地区別将来人口

地区別の人口について、大袋地区、川柳地区、大相模地区においては開発による人口増加が見込まれる一方で、桜井地区、新方地区、荻島地区などにおいては、減少すると予想されます。

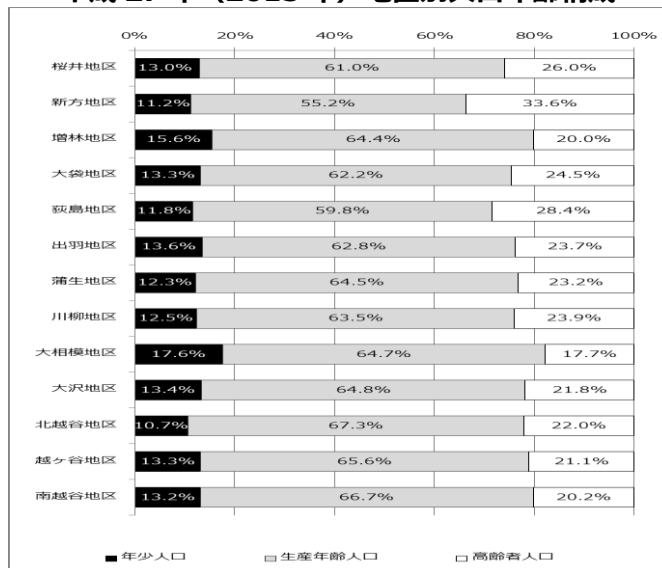
また、平成32年（2020年）の人口の状況は、多くの地区で年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、高齢者人口（65歳以上）は増加するものと推計され、少子高齢化が進行する見込みとなっています。特に桜井地区、新方地区、大袋地区、荻島地区、出羽地区、川柳地区では、高齢者の人口比率が地区全体の25%を超えるものと予想されます。また、年少人口についても、地域的な偏在が大きいことが特徴です。そのため、地域ごとに少子高齢化・人口減少に対する対応策を展開していくことが重要になります。

■地区別人口の推移

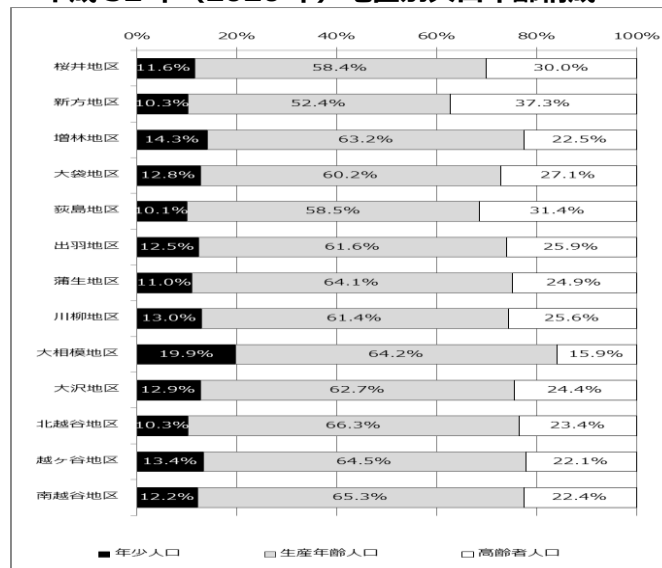
(単位：人)



■平成27年（2015年）地区別人口年齢構成



■平成32年（2020年）地区別人口年齢構成



各年4月1日現在

※割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります

(5) 産業構造

1) 就業人口

市内で働く昼間就業者は、第1次産業と第2次産業就業者の減少が続くものの、第3次産業就業者の増加が続き、平成32年(2020年)には12万4,900人になると見込まれます。

農業を主体とした第1次産業就業者は、農地の宅地化や農業従事者の高齢化などにより、平成27年(2015年)以降、構成比が1%を下回っており、今後も引き続き減少すると考えられます。

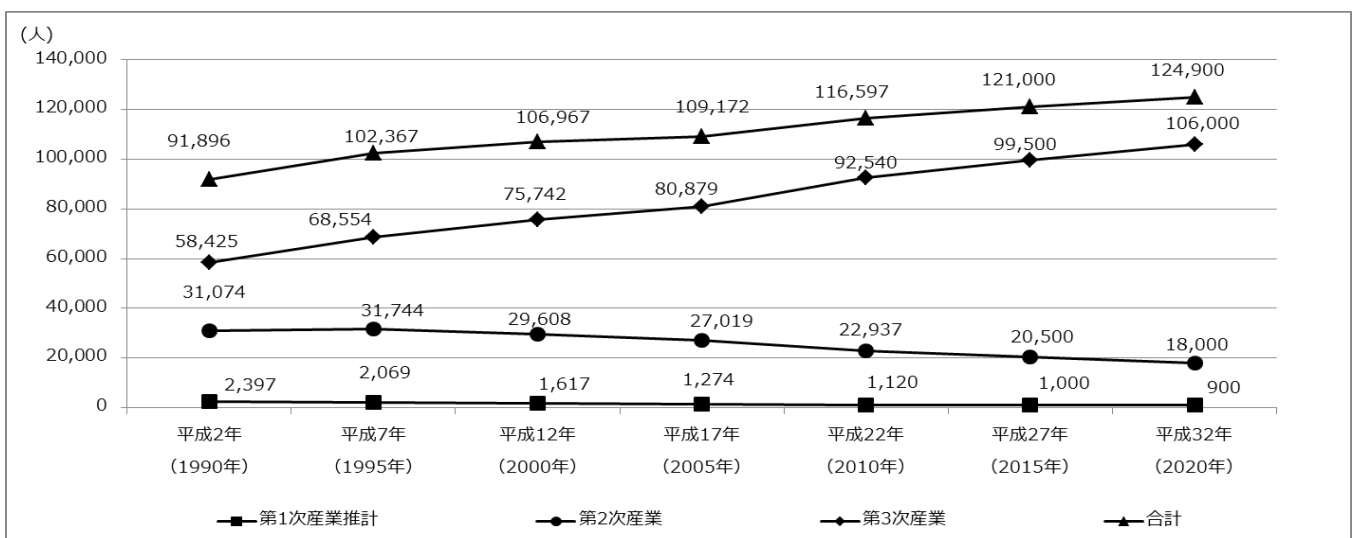
製造業などの第2次産業就業者も、緩やかな減少傾向にあり、平成32年(2020年)には1万8,000人になると予想されます。

第3次産業就業者は、近年の増加率も高く、平成32年(2020年)には10万6,000人になると予想され、全昼間就業者に対する割合は84.9%になると見込まれます。今後も全国的な産業構造の変化を受けて、サービス部門を中心とした増加が見込まれます。

■産業別市内昼間就業者数の推移

(人)

	実績値					推計値	
	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
市内就業者(昼間就業者)	91,896	102,367	106,967	109,172	116,597	121,000	124,900
第1次産業	2,397	2,069	1,617	1,274	1,120	1,000	900
(割合)	2.6%	2.0%	1.5%	1.2%	1.0%	0.8%	0.7%
第2次産業	31,074	31,744	29,608	27,019	22,937	20,500	18,000
(割合)	33.8%	31.0%	27.7%	24.7%	19.7%	16.9%	14.4%
第3次産業	58,425	68,554	75,742	80,879	92,540	99,500	106,000
(割合)	63.6%	67.0%	70.8%	74.1%	79.4%	82.2%	84.9%



各年10月1日現在

資料：国勢調査

2015年以降は2010年までの実績値を基にした推計値

※割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2) 流入・流出就業者

常住就業者（市内に居住する従業者）は、流入人口の増加に伴い引き続き緩やかな増加の傾向をたどると考えられ、平成32年（2020年）には16万200人になると見込まれます。

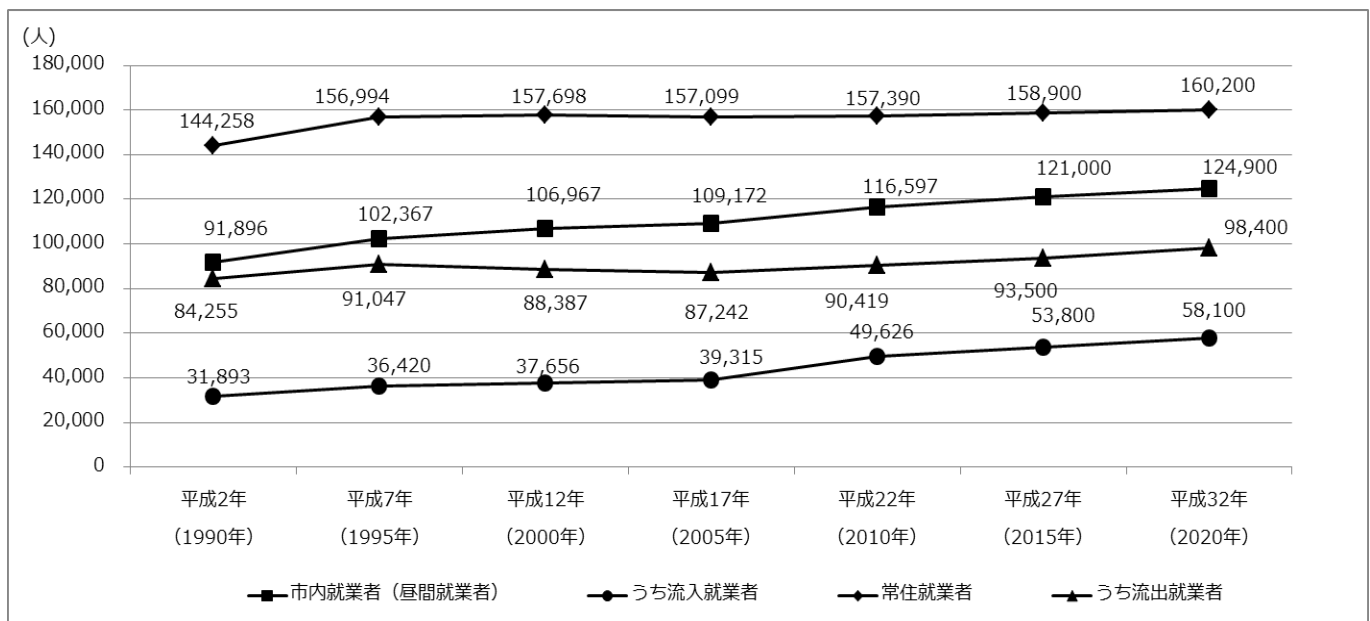
そのうち、東京都や埼玉県内など市外に職場を持つ流出就業者は、平成27年（2015年）の9万3,500人から平成32年（2020年）の9万8,400人へ増加傾向にあります。これに伴って、全就業者に占める流出就業者の割合についても、58.8%から61.4%へ増加する見込みです。

また、市外から通勤している流入就業者は、今後も増加傾向が続き、平成32年（2020年）には5万8,100人になると見込まれます。

■市内就業者数の推移（通学者除く）

(人)

	実績値					推計値	
	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
市内就業者（昼間就業者）	91,896	102,367	106,967	109,172	116,597	121,000	124,900
うち流入就業者	31,893	36,420	37,656	39,315	49,626	53,800	58,100
(割合)	34.7%	35.6%	35.2%	36.0%	42.6%	44.5%	46.5%
常住就業者	144,258	156,994	157,698	157,099	157,390	158,900	160,200
うち流出就業者	84,255	91,047	88,387	87,242	90,419	93,500	98,400
(割合)	58.4%	58.0%	56.0%	55.5%	57.4%	58.8%	61.4%



各年10月1日現在
資料：国勢調査
2015年以降は2010年までの実績値を基にした推計値

(6) 昼夜間人口

就業者と通学者を含めた昼間人口は、これまでの増加傾向がそのまま続き、平成32年(2020年)に30万4,600人になると見込まれます。

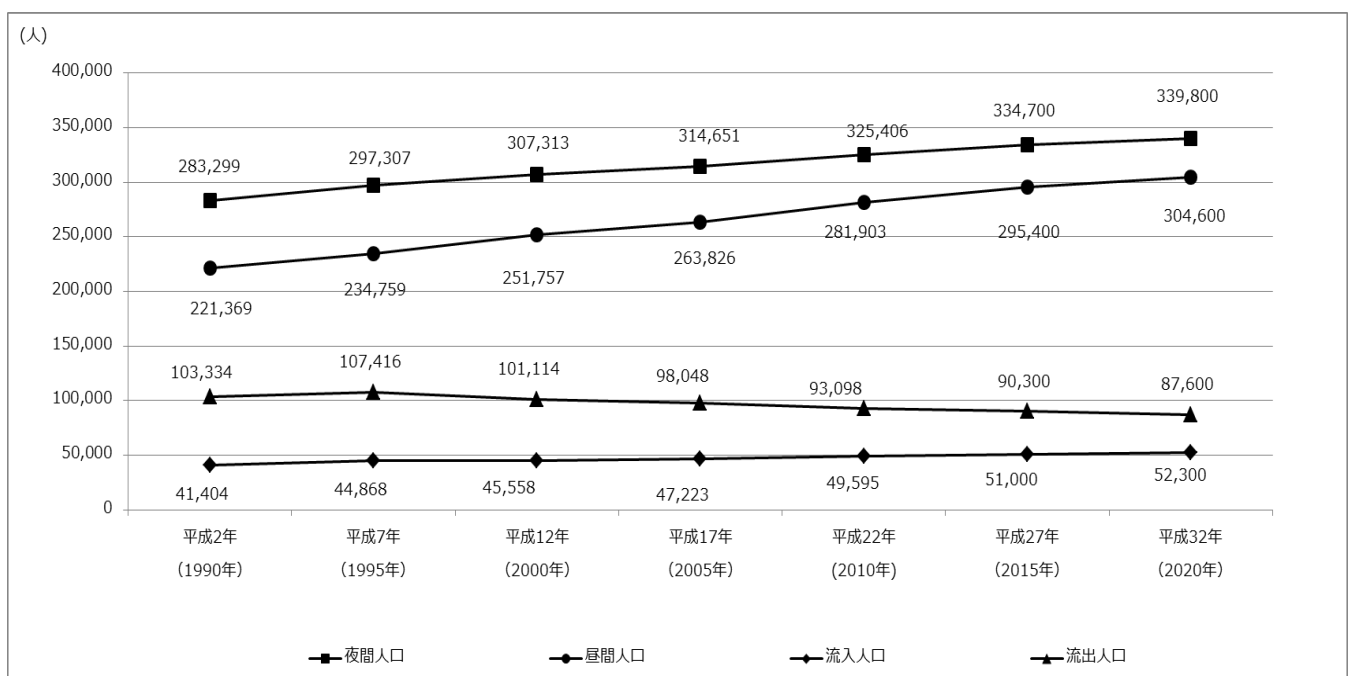
流入人口については、今後も増加する見通しですが、流出人口については減少傾向が続くと予想されます。

また、常住人口に対する昼間市内にいる人口の比率である昼夜間人口比率は、今後も緩やかな増加傾向が続くと見込まれます。

■昼夜間人口の推移

(人)

	実績値					推計値	
	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
夜間人口	283,299	297,307	307,313	314,651	325,406	334,700	339,800
昼間人口	221,369	234,759	251,757	263,826	281,903	295,400	304,600
流入人口	41,404	44,868	45,558	47,223	49,595	51,000	52,300
流出人口	103,334	107,416	101,114	98,048	93,098	90,300	87,600
昼夜間人口比率	78.1%	79.0%	81.9%	83.8%	86.6%	88.3%	89.6%



各年10月1日現在
 資料：国勢調査
 2015年以降は2010年までの実績値を基にした推計値

2 財政の見通し

(1) 社会経済の状況

国の社会経済情勢をみると、世界的な金融危機や大規模な震災などによる景気の低迷から緩やかに回復しつつあるものの、楽観視できる状況ではありません。

また、平均寿命の伸びや出生率の低下により少子高齢化が急速に進み、我が国はかつてない少子高齢化社会へ突入しています。さらに、高度経済成長期（昭和40年代）に整備された公共施設等の大量更新時期が重なることから、医療・介護や年金、子育てといった社会保障をはじめ、公共施設等の老朽化対策など、社会経済に山積している諸課題の解決に向け、適切な政策が求められています。

一方、国および地方公共団体の財政は、長期債務残高が年々増加し、平成27年度末において約1,035兆円、対GDP比では205%になると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中、国は社会保障・税の一体改革によって、社会保障の充実・安定化と財政健全化の両立に向けた改革を進めていますが、先行きは未だ不透明な状況です。

(2) 本市の財政状況

本市の歳入では、基幹収入である市税において、景気の回復による個人所得の増加や、市街地の開発などに伴い、収入の増加を見込める状況は整いつつあるものの、生産年齢人口の減少傾向に加え、税制改正の動向や地方交付税制度の見直しなどにより、大幅な歳入の増加は見込むことができない状況です。

一方、歳出では、行政改革や行政評価制度への取り組みなどによって、歳出の削減努力を進めるとともに、事業の選択と集中による、限られた財源の重点的かつ効果的な配分に努めていますが、少子高齢化の進行などにより、今後も生活保護、医療・介護などの社会保障関連経費のさらなる増加が見込まれます。

また、公共施設等の維持管理や更新経費も増加することが想定されることから、引き続き厳しい財政運営を強いられるとともに、財政の硬直化も懸念されるところです。

(3) 財政計画について

国の税制度や財政対策はめまぐるしく変化しており、人口減少問題などに対する国の「地方創生」の取り組みによって、地方財政は大きく変わることも想定されることから、短期的な財政状況を見通すことさえ大変難しい状況にあります。

財政計画は、過去の歳入・歳出の実績に加え、各分野の現行制度を基本としながら、策定時点において見込むことができる制度改正などの情報収集や分析を行い、様々な検討を加えて作成しています。

この財政計画をもとに、財政規律を堅持しつつ、各種施策や事業計画を効果的に進め、基本構想に示す将来像の実現に向けて取り組んでいきます。また、市税等の適正な徴収や、市有財産の有効活用などによる積極的な自主財源の確保を図るとともに、行財政改革の推進や行政評価制度の有効活用などにより、限られた財源の重点的かつ効果的な配分を徹底し、健全な財政運営の維持に努めます。

■一般会計歳入決算

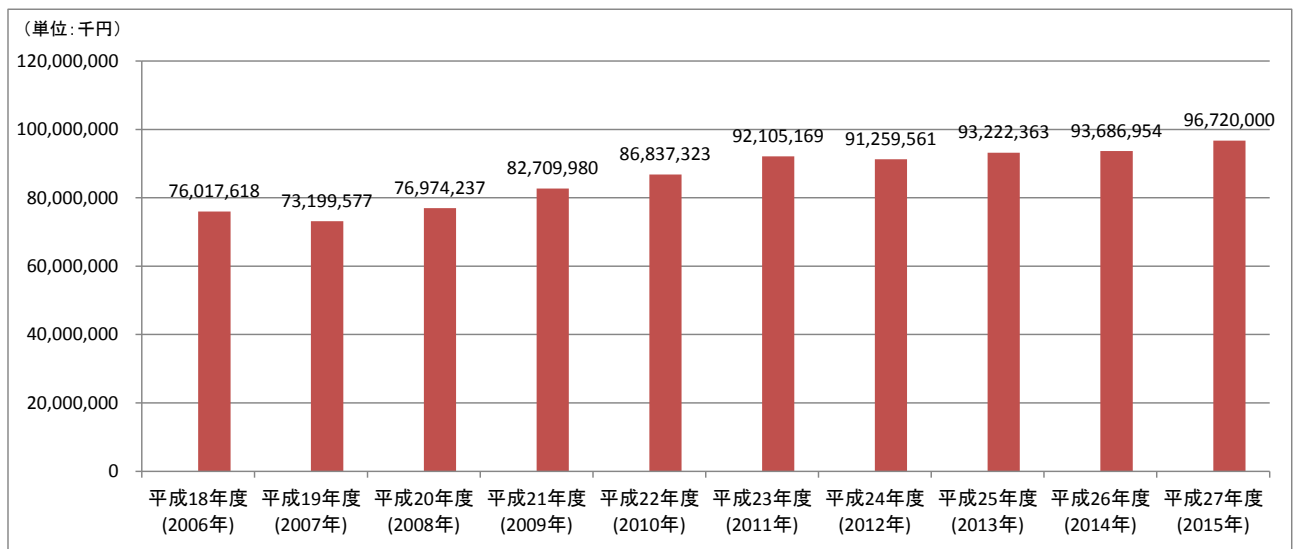
(単位千円)

区分	年度	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
市税		41,910,423	45,542,511	46,083,319	45,884,957	45,249,604	45,535,601	46,277,944	45,894,632	46,748,490	45,361,000
地方譲与税		3,135,361	909,388	878,942	832,453	812,985	794,914	742,702	711,103	682,853	670,000
利子割交付金		140,636	195,173	190,554	155,152	139,146	109,912	97,871	89,146	79,030	90,000
配当割交付金		168,270	204,634	75,215	59,167	74,822	85,868	98,892	189,194	358,306	70,000
株式等譲渡所得割交付金		138,189	114,517	25,997	31,755	25,204	21,317	28,667	311,167	219,473	50,000
地方消費税交付金		2,486,457	2,467,781	2,354,948	2,512,697	2,508,379	2,535,466	2,558,701	2,536,893	3,098,321	4,300,000
自動車取得税交付金		790,710	672,553	610,793	361,679	314,001	182,722	323,285	282,178	133,377	150,010
地方特例交付金		1,207,621	277,427	719,556	663,743	622,403	615,337	329,532	320,154	293,799	290,000
地方交付税		2,825,848	1,446,022	1,536,115	1,263,493	3,687,944	4,135,133	4,215,588	3,846,381	3,520,678	3,850,000
交通安全対策特別交付金		67,336	67,951	62,077	63,387	61,737	60,315	58,972	55,362	48,489	50,000
分担金及び負担金		1,134,690	1,053,517	1,027,569	1,056,831	1,173,750	1,178,525	1,174,063	1,277,313	1,267,654	722,695
使用料及び手数料		948,343	943,491	931,368	919,897	927,296	927,826	955,741	988,630	992,986	1,727,468
国庫支出金		5,800,890	5,810,778	7,406,117	13,147,442	13,357,270	14,278,646	12,457,640	13,501,211	13,273,183	16,471,950
県支出金		2,714,213	3,539,405	3,840,083	3,796,900	4,729,998	5,130,272	4,805,845	4,861,196	5,117,052	5,273,715
財産収入		159,353	143,807	361,330	364,108	104,899	227,908	317,573	307,479	125,001	349,886
寄附金		4,990	4,054	13,208	2,883	14,018	13,716	2,700	12,300	7,689	8,105
繰入金		800,000	700,000	823,820	1,340,000	1,192,632	1,511,434	1,800,000	2,524,988	2,095,012	1,600,000
繰越金		3,142,884	3,069,768	3,139,009	2,678,489	3,212,386	4,318,801	4,073,544	4,846,804	4,351,547	3,440,700
諸収入		2,219,104	2,547,700	2,719,217	2,678,347	2,673,749	2,639,156	3,039,201	2,857,332	3,991,914	5,442,271
市債		6,222,300	3,489,100	4,175,000	4,896,600	5,955,100	7,802,300	7,901,100	7,808,900	7,282,100	6,802,200
合計		76,017,618	73,199,577	76,974,237	82,709,980	86,837,323	92,105,169	91,259,561	93,222,363	93,686,954	96,720,000

資料：財政課

※平成27年度（2015年度）は決算見込み額

■一般会計歳入決算額の推移



■一般会計歳出決算

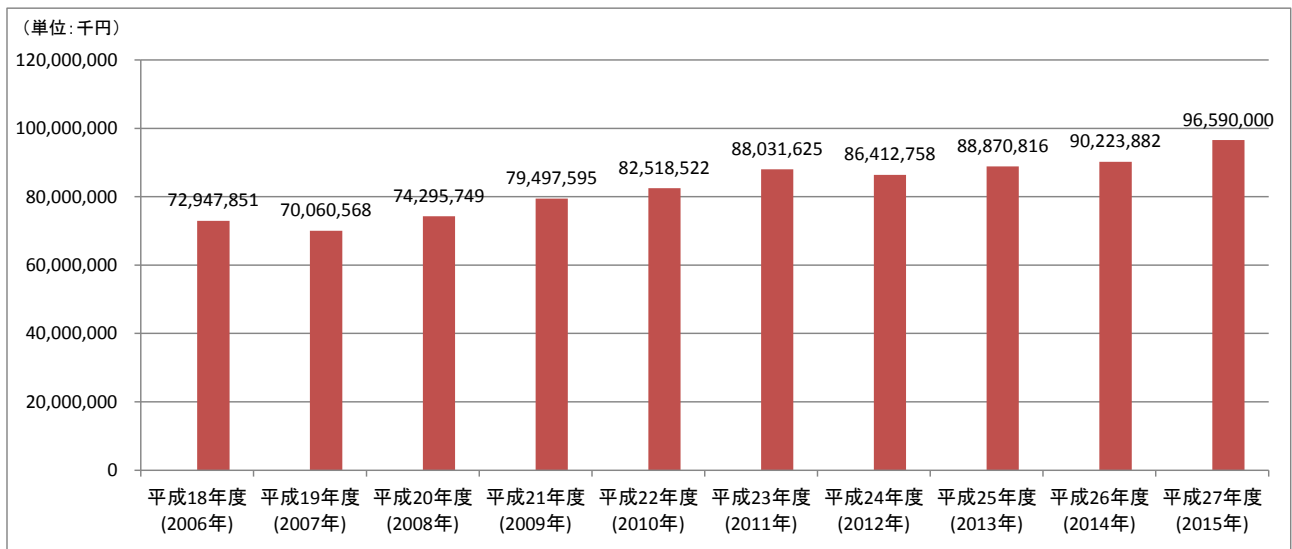
(単位千円)

区分	年度	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
人件費		17,148,834	17,295,513	17,112,850	16,720,961	16,216,527	16,338,040	16,372,317	16,246,100	16,888,240	17,844,120
扶助費		9,389,038	10,075,975	10,722,505	11,846,639	17,317,745	19,171,941	19,715,685	20,612,283	21,961,275	24,024,380
公債費		8,910,209	9,213,390	9,303,987	9,114,154	8,736,039	8,593,198	8,579,024	8,149,082	7,756,709	7,196,905
物件費		10,660,059	11,039,815	11,091,357	11,882,096	11,893,197	12,960,077	12,922,300	13,330,383	14,014,759	16,171,300
維持補修費		613,407	713,907	374,270	426,079	446,773	460,882	443,849	422,950	464,260	473,320
補助費等		5,210,036	5,320,406	6,544,761	10,717,726	5,609,434	5,652,590	5,673,312	5,356,656	5,698,882	9,405,275
積立金		1,005,050	860,333	810,397	864,739	1,803,160	2,402,944	2,444,703	3,137,772	1,905,448	1,410,890
投資及び出資金・貸付金		272,340	352,700	410,050	391,230	492,950	530,812	553,612	401,738	381,018	327,010
繰出金		9,668,821	9,144,384	8,531,283	10,253,919	10,413,808	10,262,103	10,007,966	10,837,077	11,415,204	10,103,500
普通建設事業費		10,070,057	6,044,145	9,394,289	7,280,052	9,588,889	11,470,250	9,676,708	9,663,202	9,738,087	9,627,380
災害復旧費		0	0	0	0	0	188,788	23,282	713,573	0	5,920
合計		72,947,851	70,060,568	74,295,749	79,497,595	82,518,522	88,031,625	86,412,758	88,870,816	90,223,882	96,590,000

資料：財政課

※平成27年度（2015年度）は決算見込み額

■一般会計歳出決算額の推移



■一般会計歳入計画

(単位：百万円)

	平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)			平成30年度 (2018年度)			平成31年度 (2019年度)			平成32年度 (2020年度)		
	金額	構成比		金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率
市 税	46,383	52.3%		46,805	51.8%	0.9%	46,672	52.5%	△0.3%	47,132	52.9%	1.0%	47,558	53.3%	0.9%
地方譲与税	670	0.8%		670	0.7%	0.0%	670	0.8%	0.0%	670	0.7%	0.0%	670	0.8%	0.0%
利子割交付金	90	0.1%		90	0.1%	0.0%	90	0.1%	0.0%	90	0.1%	0.0%	90	0.1%	0.0%
配当割交付金	74	0.1%		75	0.1%	1.4%	77	0.1%	2.7%	78	0.1%	1.3%	79	0.1%	1.3%
株式等譲渡所得割交付金	53	0.1%		54	0.1%	1.9%	55	0.1%	1.9%	56	0.1%	1.8%	57	0.1%	1.8%
地方消費税交付金	4,386	5.0%		4,924	5.5%	12.3%	5,877	6.6%	19.4%	5,960	6.7%	1.4%	6,038	6.8%	1.3%
自動車取得税交付金	130	0.1%		130	0.1%	0.0%	130	0.1%	0.0%	130	0.1%	0.0%	130	0.1%	0.0%
地方特例交付金	290	0.3%		290	0.3%	0.0%	290	0.3%	0.0%	290	0.3%	0.0%	290	0.3%	0.0%
地方交付税	3,635	4.1%		7,174	7.9%	97.4%	6,353	7.1%	△11.4%	5,932	6.7%	△6.6%	5,535	6.2%	△6.7%
交通安全対策特別交付金	48	0.1%		48	0.1%	0.0%	48	0.1%	0.0%	48	0.1%	0.0%	48	0.1%	0.0%
分担金及び負担金	748	0.8%		902	1.0%	20.6%	921	1.0%	2.1%	951	1.1%	3.3%	1,016	1.1%	6.8%
使用料及び手数料	1,718	1.9%		1,718	1.9%	0.0%	1,718	1.9%	0.0%	1,718	1.9%	0.0%	1,718	1.9%	0.0%
国庫支出金	14,278	16.1%		14,661	16.2%	2.7%	14,268	16.1%	△2.7%	14,388	16.2%	0.8%	14,358	16.1%	△0.2%
県支出金	5,410	6.1%		5,570	6.2%	3.0%	5,450	6.1%	△2.2%	5,514	6.2%	1.2%	5,509	6.2%	△0.1%
財産収入	57	0.1%		57	0.1%	0.0%	57	0.1%	0.0%	57	0.1%	0.0%	57	0.1%	0.0%
寄附金	0	0.0%		0	0.0%	—	0	0.0%	—	0	0.0%	—	0	0.0%	—
繰入金	0	0.0%		0	0.0%	—	0	0.0%	—	0	0.0%	—	0	0.0%	—
繰越金	0	0.0%		0	0.0%	—	0	0.0%	—	0	0.0%	—	0	0.0%	—
諸収入	2,980	3.4%		2,980	3.3%	0.0%	2,980	3.4%	0.0%	2,980	3.3%	0.0%	2,980	3.3%	0.0%
市 債	7,655	8.6%		4,172	4.6%	△45.5%	3,209	3.6%	△23.1%	3,036	3.4%	△5.4%	3,033	3.4%	△0.1%
計	88,605	100.0%		90,320	100.0%	1.9%	88,865	100.0%	△1.6%	89,030	100.0%	0.2%	89,166	100.0%	0.2%

平成27年(2015年)11月末日時点での推計値

■一般会計歳出計画

(単位：百万円)

	平成28年度 (2016年度)			平成29年度 (2017年度)			平成30年度 (2018年度)			平成31年度 (2019年度)			平成32年度 (2020年度)		
	金額	構成比		金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率
人件費	17,433	19.7%		17,433	19.3%	0.0%	17,433	19.6%	0.0%	17,433	19.6%	0.0%	17,433	19.6%	0.0%
扶助費	22,841	25.8%		23,248	25.7%	1.8%	23,595	26.6%	1.5%	23,960	26.9%	1.5%	24,050	27.0%	0.4%
公債費	7,167	8.1%		6,874	7.6%	△4.1%	6,932	7.8%	0.8%	7,443	8.4%	7.4%	7,572	8.5%	1.7%
物件費	14,430	16.3%		14,787	16.4%	2.5%	14,811	16.7%	0.2%	14,812	16.6%	0.0%	14,894	16.7%	0.6%
維持補修費	444	0.5%		644	0.7%	45.0%	644	0.7%	0.0%	644	0.7%	0.0%	644	0.7%	0.0%
補助費等	8,011	9.0%		8,058	8.9%	0.6%	8,099	9.1%	0.5%	8,124	9.1%	0.3%	8,147	9.1%	0.3%
積立金	0	0.0%		0	0.0%	—	0	0.0%	—	0	0.0%	—	0	0.0%	—
投資及び出資金・貸付金	445	0.5%		445	0.5%	0.0%	445	0.5%	0.0%	445	0.5%	0.0%	445	0.5%	0.0%
繰出金	10,412	11.7%		10,624	11.8%	2.0%	11,184	12.6%	5.3%	10,864	12.2%	△2.9%	11,175	12.5%	2.9%
普通建設事業費	7,422	8.4%		8,207	9.1%	10.6%	5,722	6.4%	△30.3%	5,305	6.0%	△7.3%	4,806	5.4%	△9.4%
計	88,605	100.0%		90,320	100.0%	1.9%	88,865	100.0%	△1.6%	89,030	100.0%	0.2%	89,166	100.0%	0.2%

平成27年(2015年)11月末日時点での推計値

3 土地利用

(1) 土地利用の状況

本市は市域の全域が都市計画区域に指定されており、平成8年以前までは、※市街化区域の面積は40%程度でしたが、人口増加とともにその面積も拡大し、現在では※市街化区域が28.72 km²（市域の47.6%）、※市街化調整区域は31.59 km²（市域の52.4%）となっています。

※地目別土地面積の推移をみると、昭和40年代まで市の約7割を占めていた※田畑の面積が、平成25年には14.53 km²（24.1%）まで減少し、※宅地の面積が22.86 km²（37.9%）まで増加するなど、宅地化が進んでいます。現在実施されている土地区画整理事業が引き続き進められることにより、宅地の面積がさらに増加すると考えられます。

また、市街化調整区域では、※農業振興地域が約21.31 km²（67.4%）を占め、そのうち※農用地区域内の農地面積は約7.03 km²（32.9%）となっています。これらの良好な農地や環境を保全しながら、適切な土地利用を進めることが必要となります。

(2) 土地利用の推進

豊かな自然と利便性の高い市街地を保有している本市の特徴を活かし、優良農地や自然環境の保全、様々な都市機能と連携した商業地と周辺環境に配慮した流通・工業系市街地の形成により、自然環境と市街地とが調和した、安全・安心で快適な活力ある都市形成に向けた土地利用を推進していく必要があります。

このため、都市計画マスタープランなどの土地利用調整に関する計画により、質の高いまちづくりを進めていきます。

市街地の拡大は、原則的に行わないこととしますが、市街化調整区域の集落地においては、住民意向を踏まえ、道路の整備等、都市基盤整備のあり方を検討し、快適性・安全性の高い住環境の形成に努めます。また、農業振興地域内における農用地については、美しい景観や環境の保全、治水対策といった、多面的機能を有する優良な農地を将来にわたり維持する一方で、地域の特性を活かした新たな産業用地の形成を推進するなど、農地や環境の保全と、地域の活力向上との調和に配慮した土地利用に努めます。

※市域面積に対する用途面積：市域面積は、平成27年3月に60.31 km²から60.24 km²に変更となった。変更後の市域面積に対するそれぞれの用途面積は、現時点で確定していないため、従前の面積を示している。

第4章 重点战略

第4章 重点戦略

重点戦略とは

▼重点戦略の求められる背景

少子高齢化の進行や経済動向などの社会的な変化に柔軟に対応しつつ、本市の地域特性を活かしたまちづくりを進めていくためには、様々な分野において相乗効果や波及効果のある施策を横断的に展開することが必要です。

▼重点戦略のねらい

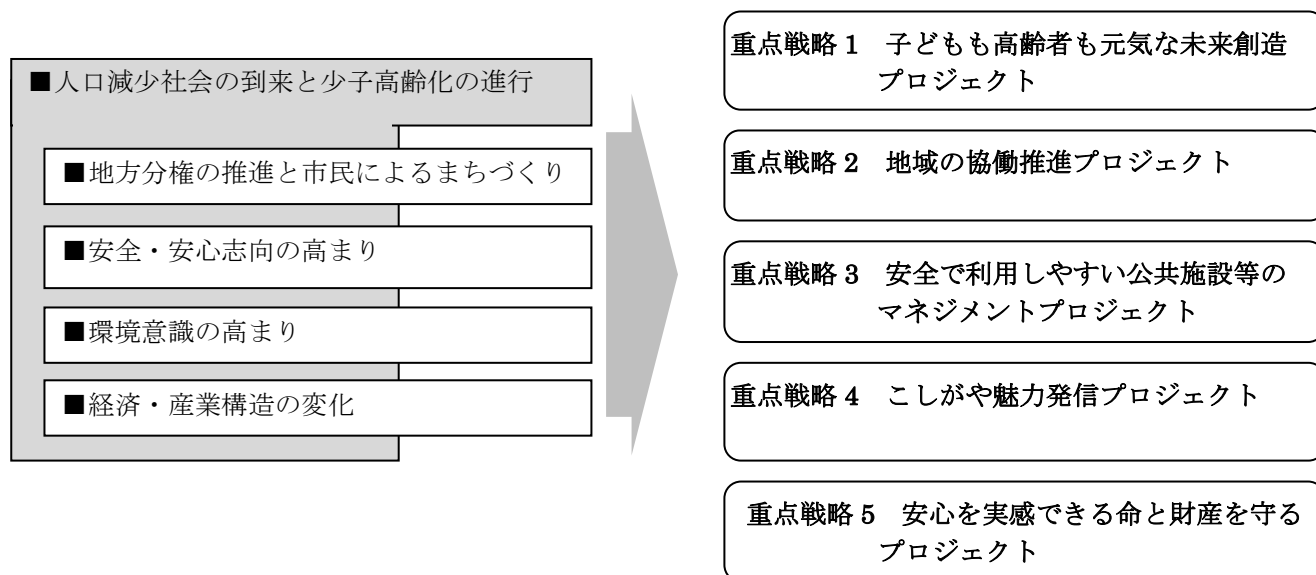
そのため、現在の時代動向や前期基本計画の進捗状況を踏まえ、今後 5 年間に重点的かつ優先的に実施する施策を「重点戦略」と位置付けます。

重点戦略は、様々な分野の異なる事業を一体的かつ重点的に展開することで総合的な成果をねらい、関連施策との連携を図ることにより、計画全体の実効性を高めるとともに、個性的で魅力あるまちづくりの展開を目指します。

▼重点戦略を推進する体制づくり

後期基本計画においては、重点戦略の実効性を高めるため、分野の異なる施策・事業を連携させ一体的に取り組むための体制づくりを行います。

▼重点戦略の背景と構成



重点戦略1 子どもも高齢者も元気な未来創造プロジェクト

わが国は、人口減少社会に入っており、将来にわたり活力ある地域社会を維持するためには、子どもが健やかに成長でき、また、だれもが自分らしく暮らせる環境の実現が求められています。

そのため、安心して子どもを産み、育てることができるよう各ライフステージに応じた子育て・教育環境の充実を図ります。また、子どもから高齢者まですべての人がいきいきと暮らせるよう健康なライフスタイルづくりを支援します。さらに、多くの人々が「越谷に住んでみたい」「住んでよかった」と思えるよう、多世代が住み続けられるまちづくりを進めていきます。

そこで、重点戦略として、「子どもも高齢者も元気な未来創造プロジェクト」を推進します。

【重点戦略事業】

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(222) 新保健センター整備事業	越谷市民の健康づくりや保健・医療・福祉の連携強化など地域保健の更なる拡充を図るため、新保健センターの整備を進めます。	新保健センターの整備数	
		-	1か所
(222) 母子健康づくり事業	妊産婦や乳幼児の保護者に対し、教室や相談を通し正しい知識の普及を図り、育児不安の解消や子育ての孤独感の軽減、および母子の心身ともに健康づくりを推進します。また、家庭訪問や育児相談等により、一人ひとりにあわせた支援を行います。	乳幼児等健診受診率	
		94.3%	95.0%
		健康教室の参加延べ人数 (H23年度からの累計)	
		9,237人	11,500人
(222) がん検診等事業	がんの早期発見・早期治療につなぐため、がん予防の知識の普及と各種がん検診を実施します。	がん検診受診率	
		18.12%	19.0%
(231) 子育てサロン事業	子育て中の親子の不安を解消するため、保護者の交流の場を設けるとともに、相談員・保育士等を配置し子育てに関する相談などに応じます。また、子育てに関する講座等の開催や子育て情報を提供します。	子育てサロン平均利用回数	
		5.6回	5.7回
(233) 子ども・子育て支援給付事業	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、多様化する教育・保育需要に対応するため、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に対し、入所児童に係る給付費を支給します。	待機児童数 (各年度4月1日)	
		29人	0人
(233) 学童保育室整備事業	対象年齢の拡大等により、増加が見込まれる待機児童の解消を図るため、学童保育室の2室化等の整備を行い、定員枠を拡大します。	学童保育室施設数	
		40施設	49施設
(242) 障がい者就労支援事業	障がい者の職業的および社会的自立の促進を図るため、就労相談や就職準備、職場定着などの就労支援を実施するとともに、多様な就労形態を模索するため、障がい者の職場参加・職場実習を行う地域適応支援事業を実施します。	障がい者の就労者数 (H23年度からの累計)	
		287人	1,007人
(251) 老人福祉センター運営事業	市内4館の老人福祉センターを指定管理委託し、高齢者の健康増進や生きがいづくりを進めます。	施設の年間利用者数	
		300,452人	400,000人

(251) 介護支援ボランティア事業	65 歳以上の方が登録し、福祉施設でボランティアをすると、年間 5,000 円を上限にポイントを換金できる制度を実施します。	介護ボランティア登録者数 (累計)	
		253 人	2,400 人
(252) 認知症総合支援事業	認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームを設置するとともに、本人や家族が地域の人と交流し、相互理解を深める場（オレンジカフェ等）の設置を推進します。	オレンジカフェ設置数	
		—	3か所
(253) 特別養護老人ホーム施設整備促進事業	介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームにおける新たな施設の整備を促進します。	特別養護老人ホーム整備率	
		1.23% (958 床)	1.8% (約 1,500 床)
(312) 西大袋土地区画整理事業	本市の副次核である西大袋地区(地区面積 125.9ha)の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備を行います。	西大袋土地区画整理事業の進捗率	
		67.2%	100%
(333) 地域公共交通推進事業	人口減少や少子高齢化が進む中、歩いて暮らせるまちづくりが求められていることから、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成を図ります。	市内の公共交通（鉄道・バス・タクシー）に対する満足度（市内世論調査）	
		—	85.0%
(613) 小中学校施設空調設備設置事業	すべての快適な学習環境を確保するため、老朽化したエアコンの更新を含め、普通教室等にエアコンを整備します。	エアコン設置整備率	
		0%	100%
(613) 教職員資質向上事業	教職員の資質向上を図り、中核となる教職員を育成するため、市内の人的・物的な特色を活かし、越谷市の子どもと地域の実態を踏まえた教職員研修および教育研究を実施します。	教師の授業改善評価 5段階評価のうち 上位3段階の割合	
		94%	98%

重点戦略2 地域の協働推進プロジェクト

個性豊かな地域づくりに市民の力は欠かすことができません。子育て、高齢者の見守りなどの地域福祉、防災などの公的な分野において、市民の多様な活躍が期待されます。

そのため、市民参加と協働によるまちづくりの体制を整えるとともに、市民活動の活性化に取り組み、市民が主役のまちづくりを進めます。13地区からのまちづくりをより一層推進するとともに、地域コミュニティや市民活動団体のコーディネート機能の強化を図ります。さらに、NPOや企業等多様な主体と地域との協働を進めます。

そこで、重点戦略として、「地域の協働推進プロジェクト」を推進します。

【重点戦略事業】

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(112) 市民活動支援事業	市民活動支援センターを拠点に、市民活動団体をはじめ、地域活動団体、企業、大学等との連携を強化して、一層の協働のまちづくりの推進を図るため、各種事業や啓発活動を行います。	市民活動支援センター 登録団体数	
		117団体	150団体
(112) 自治会活動推進事業	住みよい自治のまちづくりを実現するため、自治会の健全育成と円滑な運営を支援します。	自治会加入世帯数（加入率）	
		97,444 世帯 (68.7%)	102,756 世帯 (69.0%)
		新設自治会数 (H23年度からの累計)	
		6自治会	12自治会
(112) 地区センター・公民館整備事業	生涯学習、地域コミュニティ、地域福祉、防災救援の4つの機能に地区まちづくり事業の推進と行政サービスを加えた地域コミュニティ活動の拠点となる地区センター・公民館の大型化を計画的に整備します。	大型地区センター・公民館数 (着手を含む)	
		9か所 (整備済み8か所、 着手済み1か所)	10か所
(112) コミュニティ活動推進事業	地域におけるコミュニティ活動と特色あるまちづくりを推進し、心触れ合う豊かな地域社会を形成するため、越谷市コミュニティ推進協議会および各地区コミュニティ推進協議会に対する支援を行います。	各地区が実施する新規事業数 (H21年度からの累計)	
		71件	111件
(211) 地域福祉ネットワーク推進事業	地域自らが身近な福祉サービスを担うことができるよう、各地区へ地域福祉に関するコーディネーターを配置するなど、関連団体等の主体的な連携を支援します。	ふれあいサロン年間開催回数 (累計)	
		1,033回	6,000回
(254) 地域ケア会議	高齢者の適切な支援策の検討等を行うために、多職種協働のもと、会議を開催します。	地域レベルで実施するネットワーク会議への参加者数 (累計)	
		1,429人	6,500人
(342) 公園施設維持管理事業	生活に身近な公園の維持管理を通じて、地域コミュニティを活性化し、市民参加によるまちづくりの意識向上を図るため、市民との協働による公園の維持管理活動を推進します。	維持管理団体の数	
		52団体	70団体
(422) 自主防災組織育成事業	地域防災力の向上を図るため、防災備蓄倉庫の設置、備蓄資器材の購入や防災訓練を実施する自主防災組織の活動を支援します。	自主防災組織組織率	
		89.6%	92.0%

重点戦略3 安全で利用しやすい公共施設等の マネジメントプロジェクト

昭和40年代の人口急増期に集中的に整備した学校や保育施設等の公共施設、公共下水道や道路、橋りょうといった都市基盤が、今後、一斉に更新等の時期を迎えるため、計画的な老朽化対策や更新経費等の平準化による財政負担の軽減、公共施設等の最適な配置が求められています。

そのため、公共施設等総合管理計画に示された公共施設等の老朽化対策に基づき、市民との情報共有を図りながら、市民が公共施設等を安全で快適に利用できるよう計画的な公共施設等のマネジメントを行います。また、公共施設等の更新等の際には、省エネルギー・省資源化に取り組みます。

そこで、重点戦略として、「安全で利用しやすい公共施設等のマネジメントプロジェクト」を推進します。

【重点戦略事業】

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(132) 公共施設等総合管理事業	公共施設等の更新に際し、集中する財政負担の軽減や平準化を図るため、予防保全型の管理に移行するためのシステム導入や施設の長寿命化や総量を抑制するためのアクションプランの策定等を行います。	アクションプランの策定率	
		—	100%
(331) 道路舗装事業	安全な走行性および道路環境の向上を図るため、道路の舗装改良を行います。	主要な幹線道路の舗装改良率	
		38.9%	49.3%
(331) 橋りょう耐震化整備事業	地震による落橋・倒壊等の甚大な被害を防止するため、橋長15m以上の重要橋りょう等の耐震補強を行い、耐震性能の向上と地震時における迅速な通行・輸送機能の確保を図ります。	橋りょうの耐震化率	
		18.1%	43.1%
(332) 交通安全施設整備事業	歩行者等の安全を確保するとともに、交通事故を未然に防止するため、暗い交差点や視認性の悪い道路を中心に照明灯や反射鏡等を設置し、交通安全の推進に努めます。また、照明灯は環境や経済面で優れているLED灯への更新を行い、二酸化炭素や消費電力の削減を図るとともに、ライフサイクルコストの抑制に努めます。	道路照明灯の設置数 (累計)	
		12,708基	14,200基
(351) 公共下水道管路整備事業 (雨水)	浸水被害を軽減し生活環境の改善を図るため、下水道流出解析を活用し、効果的に施設の整備を行います。	公共下水道事業(雨水) 整備率	
		66.4%	67.4%
(351) 排水機場施設維持管理事業	台風や豪雨時等において排水機場施設を有効に機能させるため、施設の適正な維持管理を行います。	ポンプ機器改修率	
		56.4%	76.9%
(351) 公共下水道ポンプ場改修事業(雨水)	施設の機能確保や延命化を図るため、国の長寿命化支援制度を活用しながら調査や改築・更新を行います。	ポンプ場改築・更新率	
		0%	27.2%
(352) 公共下水道管路改修事業 (汚水)	施設の機能確保や延命化を図るため、国の長寿命化支援制度を活用しながら調査や改築・更新を行います。	コンクリート系管の 長寿命化管路改修率	
		31.8%	70.0%
(352) 公共下水道ポンプ場改修事業(汚水)	施設の機能確保や延命化を図るため、国の長寿命化支援制度を活用しながら調査や改築・更新を行います。	ポンプ場改築・更新率	
		8.3%	16.6%

重点戦略4 こしがや魅力発信プロジェクト

本市では、生産年齢人口の減少が既に始まっており、これに伴い地域社会や経済の活力の低下が懸念されています。他都市との都市間競争の中で、より多くの人々が訪れたい、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを行うことが必要です。

そのため、本市の住環境や地域資源などの魅力を発掘・創造し、その魅力を市内外へ効果的に発信していくことにより、都市イメージの向上を図り、住環境として選ばれ、市民がまちへの誇りや愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを展開します。また、農業・工業・商業などの産業活性化や雇用創出、新たな観光のコンテンツを活かし、本市を訪れる交流人口の増加を目指します。

そこで、重点戦略として、「こしがや魅力発信プロジェクト」を推進します。

【重点戦略事業】

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(113) ホームページ・テレビ 広報事業	市政に関する最新の情報を分かりやすく速やかにお知らせするため、ホームページ等を運用します。また、テレビ広報番組「いきいき越谷」を制作し、市の様々な情報をお知らせします。	ホームページアクセス件数	
		103万件/月	120万件/月
(331)・(541) 道の駅整備事業	道路利用者のための休憩機能や、災害時の避難場所としての防災機能、本市の持つ魅力や観光情報の発信のほか、新たな都市型農業を推進する機能などを備えた交流拠点施設の整備に向けた調査を行います。	候補地の決定	
		—	1か所
(411) 再生可能エネルギー 推進事業	公共施設への率先導入や、市民等への支援などにより、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの利用に努め、環境性・経済性・快適性を兼ね備えた魅力的なまちづくりを進めます。	市の事業・支援による 太陽光発電設備の発電容量 (H9年度からの累計)	
		4,235.54kW	7,000kW
(511) 産業活性化推進事業	農・商・工・産・学・官の連携や事業者の情報交流などの促進を図るため、こしがや産業フェスタを開催します。また、専門家による相談事業や産業財産権の取得などに対する支援を行います。	経営革新計画の承認件数 (H23年度からの累計)	
		28件	110件
(521) 中心市街地活性化推 進事業	中心市街地の活性化を図るため、商店街活動や環境整備などに対し支援します。また、地域資源を活用した事業を実施し、魅力的な中心市街地の創出を推進します。	越谷駅の1日平均乗降者人数	
		48,260人	50,000人
(522) 観光推進事業	観光の振興を図るため、市民まつり、花火大会、田んぼアート、南越谷阿波踊りなどの実施を支援します。また、越谷レイクタウン、葛西用水ウッドデッキ、越谷いちごタウンをはじめ、市内の名所・旧跡などの観光資源と連携した取り組みを支援します。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、インバウンド観光を推進します。	観光客入込数	
		4,134,926人	4,500,000人

(522) 魅力発信事業	市の魅力を内外に発信するため、こしがやブランドなど特産品のPRや越谷特別市民「ガーヤちゃん」の活用やフィルムコミッションの誘致に取り組みます。	越谷市観光協会 ホームページアクセス数	
		144,000 件	180,000 件
(522) 観光物産拠点施設整備事業	市の観光イベントや観光スポットならびに特産品等の情報を発信するとともに、集客・送客による広域観光を展開するため、観光物産拠点施設を整備します。	新たな観光物産拠点施設の整備数	
		—	1 か所
(531) 流通・工業系土地利用事業	住工混在の解消や事業者の安定した操業環境の確保、事業拡大、市外からの企業移転を図るため、既存の工業団地の拡張や工場、倉庫等の一定集積の見られる地区、一定規模以上の主要幹線道路沿線地域を候補として、流通・工業系土地利用の推進に向けた事業化計画を策定し、地域特性や企業ニーズ等を踏まえた新たな産業用地の創出を推進します。	1,000 ㎡以上の工場・倉庫等の新規開発面積	
		—	8ha
(541) 地産地消推進事業	農産物直売所を拠点とした地場農産物の販売促進、学校給食等での食材の活用、イベントでのPR等により、地産地消を推進します。また、農・商・工の連携、※6次産業化を図る農業者への支援等を行い、地場農産物の販路拡大に努めます。	農産物直売所における地場農産物の売上高 (H17 年度からの累計)	
		11 億 8,967 万円	23 億円
(542) 農地利用集積事業	まとまった優良農地が存在する地域を中心に、区画の拡大や必要な基盤整備を行い、農地中間管理事業等により担い手へ農地の利用集積を図ります。	農地利用集積地域数	
		2 地域	4 地域
(543) 農業従事・後継者育成事業	ねぎをはじめとする、市の伝統的農産物の栽培技術を継承する新規就農者を育成し、担い手の確保を図ります。また、経営規模の拡大を目指す意欲的な農業者に対する支援を行います。	新規就農・農業後継者育成支援事業の修了後の就農者数	
		—	4 人

※ 6次産業化：1次産業としての農林漁業、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との融合を図る取り組み。

重点戦略5 安心を実感できる命と財産を守るプロジェクト

低湿地という地勢から、本市では、古くから水防に取り組んできました。近年は、異常気象による自然災害が各地で起きており、本市では平成25年9月に竜巻により多くの被害が発生しました。平成23年の未曾有の災害、東日本大震災を教訓に、今後発生が予測される首都直下地震等の災害に備える必要があります。

一方、高齢化が急速に進み、急な疾病に不安を持つ市民が多くなっており、救急医療体制の充実が求められています。

そのため、いざというときに市民の命と財産を守ることができるよう、災害対応力の強化を図るとともに、様々な災害リスクを想定し、被害を最小限に食い止める取組みを進めます。また、市民が安心を実感して暮らせるよう、救急医療体制をはじめ、保健・医療の充実を図ります。

そこで、重点戦略として、「安心を実感できる命と財産を守るプロジェクト」を推進します。

【重点戦略事業】

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(221) 夜間急患診療所運営事業	夜間における診療を通年実施し、初期救急医療の確保を図ります。	夜間急患診療所の認知度	
		小児 64.3% 成人 47.0% (H24年度)	85%以上
(221) 救急医療対策事業	休日等における初期救急医療体制の確保と、入院治療が必要な急病患者に対する第二次救急医療体制を確保します。	年間の休日当番医療機関数	
		44 か所	46 か所
(221) 市立病院運営事業	地域の基幹病院としての役割を果たすため、一層の経営健全化に努めるとともに地域医療機関との連携および救急体制の強化を図ります。	市立病院の経常収支比率	
		100.7%	100% 以上
(223) 感染症対策事業	感染症の発生予防およびまん延防止を図るため、健診、検査、相談、啓発、費用の助成、発生動向調査等を行います。	結核患者に対する直接服薬確認療法（DOTS）実施率	
		—	95%以上
(422) 災害予防対策事業	大規模災害に備え、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災知識の啓発や※要配慮者対策、備蓄資器材の充実を図ります。また、防災行政無線などの防災施設の適正な維持管理を行います。	備蓄資器材の整備率の平均	
		80.0%	100%
(433) 消防署所整備事業	消防署（分署）の耐震性を確保し災害対応力の強化を図るため、谷中分署を建て替えます。	消防署所の整備数	
		—	1 か所

※要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

第5章 分野別計画

第5章 分野別計画

- 大綱1 市民とつくる住みよい自治のまちづくり
- 大綱2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり
- 大綱3 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり
- 大綱4 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり
- 大綱5 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり
- 大綱6 いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

■分野別計画の見方

目指すまちの姿を実現するための施策の展開を「大項目」「中項目」「小項目」に体系化して示しています。

1-1 ○○○○○○○づくり（大項目）

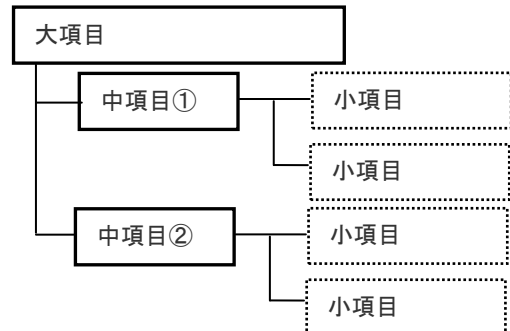
【これまでの取り組みとこれからの課題】

大項目別に、前期基本計画期間中における取り組みと本市の抱える今後の課題を示しています。

【目指すまちの姿】

大項目別に、これまでの取り組みやこれからの課題を踏まえて目指していくまちの姿を簡潔に示しています。

【実現するための施策】



【施策の内容】

中項目①

「実現するための施策」で示した中項目について、どのような施策や事業に取り組むのかを示しています。

中項目②

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)

大項目別の施策の中で取り組む事業のうち、主な事業について示しています。

大綱1 市民とつくる住みよい自治のまちづくり

- 市民、人権、行財政運営
 - 1―1 市民参加と協働による市政を進める
 - 1―2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める
 - 1―3 健全で開かれた都市経営を進める

1—1 市民参加と協働による市政を進める

【これまでの取り組みとこれからの課題】

地方分権が進展し、地方公共団体は自己決定、自己責任のもとに施策を展開することが求められています。また、市民の価値観やニーズの多様化により行政需要が増加する一方、景気が低迷している経済情勢にあっては、“あれもこれも”の時代から“あれかこれか”という選択の時代になってきており、市民と行政がそれぞれの役割の中で様々な取り組みを行っていく必要があります。

本市は、平成21年6月に越谷市自治基本条例を制定し「市民参加」と「協働」によるまちづくりを進めてきました。自治基本条例の理念に基づき「市民主権」のまちづくりの実現に向け、市民が安心して、誇りをもって住み続けられるまちづくりに取り組んでいます。平成24年6月には、市民参加と協働のまちづくりの拠点施設として「市民活動支援センター」を開設し、協働の担い手となる市民の市民活動への参加促進および活動団体の支援を行っています。

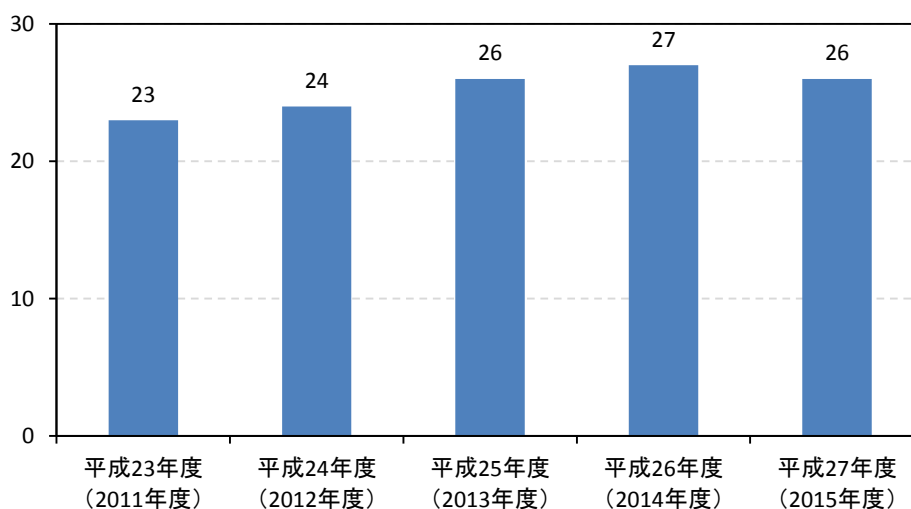
今後、より一層、市民主体のまちづくりを進めるためには、市民が行うべきこと、行政が行うべきことを市民と行政がしっかりと認識したうえで、それぞれの役割分担のもと、参加と協働の仕組みづくりをさらに進めていく必要があります。

また、市民が自らの意思で積極的にまちづくりにかかわる活動ができる環境づくりや、市民に信頼される行政のあり方が重要となっている中、個人情報保護をしながら、市民の知る権利を尊重し、市政を市民に説明する責務を果たすとともに、積極的な情報提供により市民との情報共有を図ることが求められています。

◆関連データ

- ・公募委員のいる審議会等の数

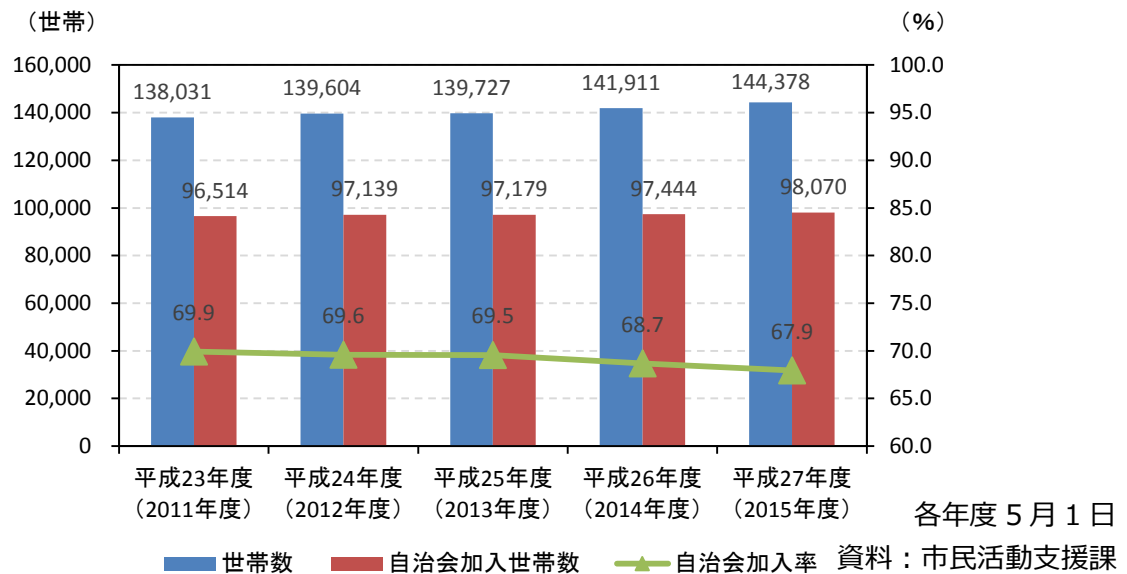
(審議会)



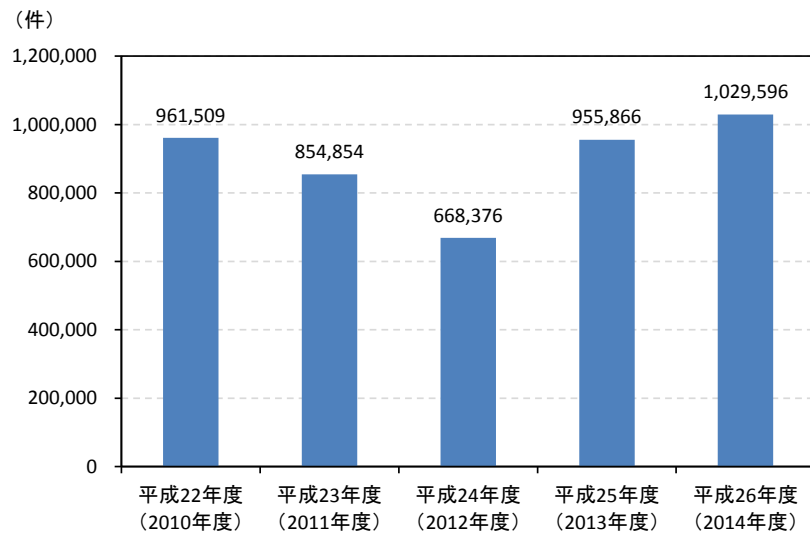
各年度4月1日

資料：行政管理課

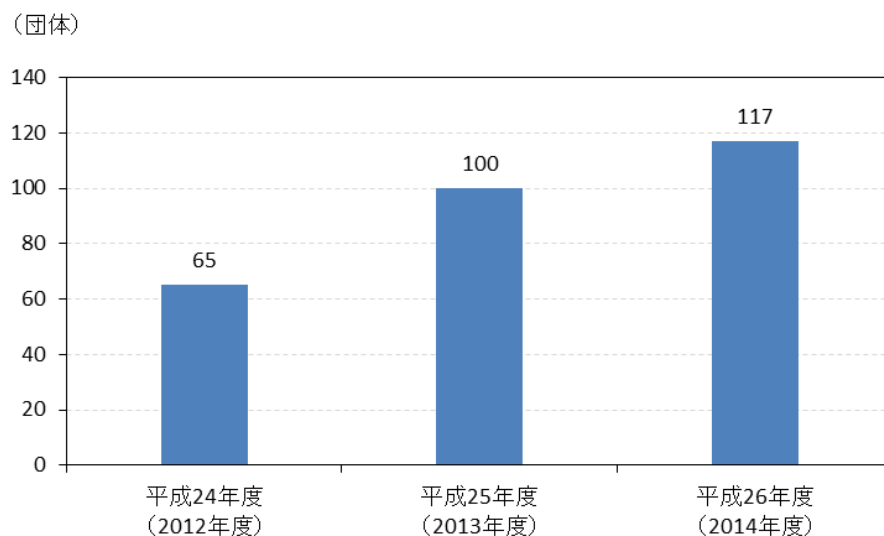
・自治会加入率および加入世帯数の推移



・市ホームページへのアクセス件数 (月平均)



・市民活動支援センターにおける登録団体数の推移



【目指すまちの姿】

- ・ より多くの市民が市政やまちづくりに参加するための機会が確保されているまち
- ・ 市民が地域の魅力づくりや課題解決のための担い手となって活躍できるまち
- ・ 市民の個人情報が適切に保護されているまち
- ・ 市政情報を市民へ積極的に提供し、市と市民が情報を共有しているまち

【実現するための施策】

1-1 市民参加と協働による市政を進める		
111	市政への市民参加を進める	1111 幅広い市民の参加の拡充と多様な参加制度の整備
112	市民との協働のまちづくりを進める	1121 市民活動の支援
		1122 地域活動団体の支援
		1123 コミュニティ活動の拠点整備と充実
		1124 地区別まちづくりの実践
113	情報を提供し、市民との共有を図る	1131 多様な手法による市政情報の分かりやすい提供
		1132 情報の公開と個人情報の保護



市民参加を積極的に進めます

(第4次越谷市総合振興計画後期基本計画策定に向けて開催した市民懇談会)

【施策の内容】

111 市政への市民参加を進める

多くの市民が、市政に主体的に参加し、市民が主人公のまちづくりを進めるため、参加機会の拡充に努めます。

また、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となるよう審議会等への参加、意見公募手続（パブリックコメント）等の制度を有効に活用するとともに、市長とふれあいミーティング、市民アンケート、説明会、ワークショップなどを効果的に実施し、多くの市民が参加しやすい環境を整備します。

112 市民との協働のまちづくりを進める

市民活動への参加の促進や活動団体を支援する拠点施設として開設した「市民活動支援センター」を、より一層効果的に活用できるよう、登録団体をはじめ、地域活動団体、一般利用者などの多様な参加のもと、懇談会等を通じた意見集約や情報交換に努め、参加と協働のまちづくりを推進します。

また、利用団体等の意見要望等を踏まえ見直しを行った「越谷しらこぼと基金」助成制度の積極的な活用を図り、市民活動の支援を行います。

さらには、住みよい自治のまちづくりを進めるために、越谷市自治会連合会と連携して新たに市内に転入された市民の自治会活動への積極的な参加の働きかけを行い、地域コミュニティ活動への参加を通して自治会加入促進を積極的に展開していきます。あわせて、地域コミュニティ活動の拠点施設である地区センター・公民館の大型化についても、地域住民の意見等を踏まえながら計画的に進めます。

113 情報を提供し、市民との共有を図る

広報紙をはじめとする広報刊行物の見やすさや伝わりやすさを向上させるとともに、ホームページ、メール配信、※1 SNS など※2 ICT を積極的に活用し、市政・議会情報の提供・公表に努めます。

また、市民の市政および議会に対する理解と信頼を深め、公正で信頼される開かれた市政を推進するため、情報公開制度および個人情報保護制度を適正・円滑に運営するとともに、公文書管理のさらなる充実を目指します。

※1 SNS : Social Networking Service ソーシャルネットワーキングサービスの略。インターネット上の交流を通じて社会的ネットワークを構築するサービス。友人同士や同じ趣味を持つ人同士、近隣地域の住民が集まったりと利用者間のコミュニケーションが可能。最近では、企業や団体、地方自治体の広報としての利用も増えている。

※2 ICT: Information and Communication Technology インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの略。情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
(111) 広聴活動事業	市民の声を市政に反映させるため、市民の提案制度（市長への手紙等）のほか、市長とふれあいミーティングなどによる市民からの意見や提言を受ける機会を確保します。	市長とふれあい ミーティングの実施回数 (H23 年度からの累計)	
		36 回	100 回
(112) 市民活動支援事業	市民活動支援センターを拠点に、市民活動団体をはじめ、地域活動団体、企業、大学等との連携を強化して、一層の協働のまちづくりの推進を図るため、各種事業や啓発活動を行います。	市民活動支援センター 登録団体数	
		117 団体	150 団体
(112) 自治会活動推進事業	住みよい自治のまちづくりを実現するため、自治会の健全育成と円滑な運営を支援します。	自治会加入世帯数（加入率）	
		97,444 世帯 (68.7%)	102,756 世帯 (69.0%)
		新設自治会数 (H23 年度からの累計)	
		6 自治会	12 自治会
(112) 地区センター・公民館整備事業	生涯学習、地域コミュニティ、地域福祉、防災救援の 4 つの機能に地区まちづくり事業の推進と行政サービスを加えた地域コミュニティ活動の拠点となる地区センター・公民館の大型化を計画的に整備します。	大型地区センター・公民館 数（着手を含む）	
		9 か所 (整備済み 8 か所、 着手済み 1 か所)	10 か所
(112) コミュニティ活動推進事業	地域におけるコミュニティ活動と特色あるまちづくりを推進し、心触れ合う豊かな地域社会を形成するため、越谷市コミュニティ推進協議会および各地区コミュニティ推進協議会に対する支援を行います。	各地区が実施する新規事業 数（H21 年度からの累計）	
		71 件	111 件
(113) 広報紙発行事業	市政情報を適切に市民に伝えるため、広報紙（お知らせ版・季刊版）を分かりやすく編集し、市民に提供します。	広報紙の分かりやすさ (市政世論調査)	
		71.1%	80.0%
(113) ホームページ・テレビ広報事業	市政に関する最新の情報を分かりやすく速やかにお知らせするため、ホームページ等を運用します。また、テレビ広報番組「いきいき越谷」を制作し、市の様々な情報をお知らせします。	ホームページアクセス件数	
		103 万件/ 月	120 万件/ 月

1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める

【これまでの取り組みとこれからの課題】

21世紀は「人権の世紀」といわれる中、本市では、人権尊重の視点に立ち、家庭、地域、学校、企業、行政など様々な分野において、人権教育・啓発の諸施策を総合的に行ってきましたが、同和問題をはじめ様々な人権問題が今も存在しています。

差別や偏見がなく、だれもが平等で心豊かに安心して生活していくことができるよう、今後も啓発活動を積極的に進めていく必要があります。さらに、人権問題がますます複雑化、多様化する中で、一人ひとりが人権問題を正しく理解し、人権に配慮した行動がとれるような人権感覚を育む学習の機会をさらに充実させる必要があります。

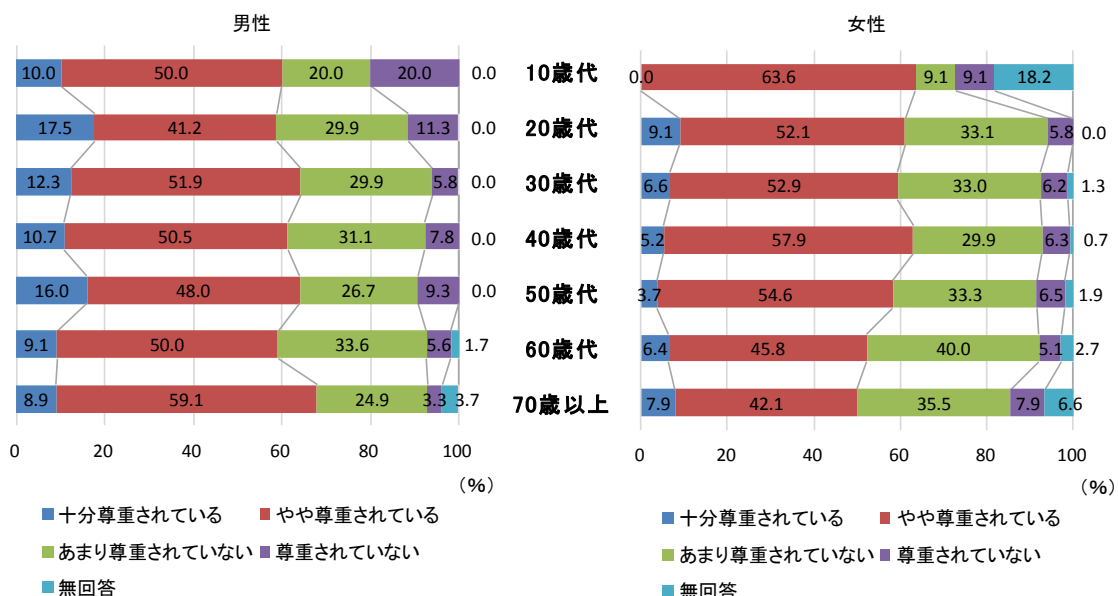
また、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく慣行などが依然として残されています。性別にかかわらずだれもが尊重され、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向けたさらなる取り組みが必要です。

グローバル化の進展や国際協調の必要性、また、インターネットを通じた交流などにより、今後も国際化がますます進むものと考えられます。国籍などの異なる人々が多様な価値観を認め合いながら、ともに安心して暮らせる多文化共生を進めていく必要があります。

一方、世界の恒久平和は人類共通の願いですが、世界各地では戦争や紛争が絶えません。戦争を体験していない世代が人口の約8割を占める現在、平和な社会を構築するためには、戦争の悲惨さ、平和の大切さと尊さを次世代に伝え、恒久平和の実現に向け、より一層の平和への意識啓発を図っていく必要があります。

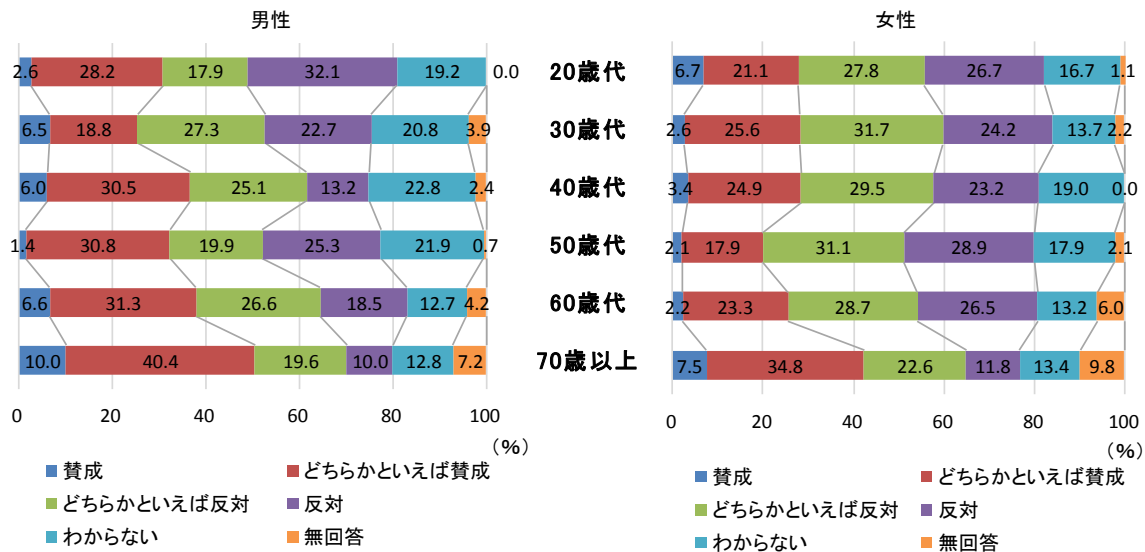
◆関連データ

・社会において基本的人権が尊重されていると感じる市民の割合

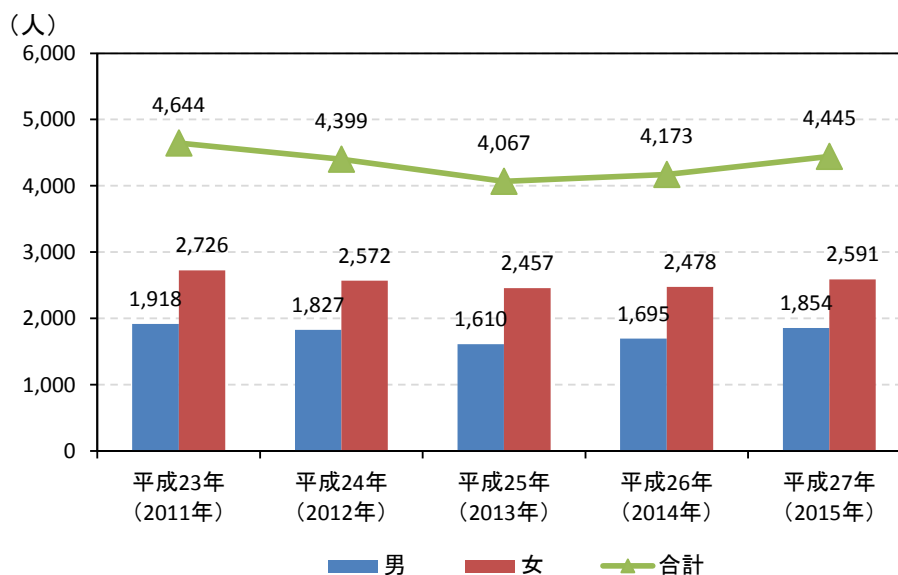


資料：平成26年度市政世論調査

・「男は仕事、女は家庭」という考え方への賛否



・外国人住民の推移



※平成23年から平成24年までは外国人登録法に基づく外国人登録者数

※平成25年から平成27年までは住民基本台帳法に基づく外国人住民数

各年1月1日現在

資料：市民課

【目指すまちの姿】

- ・すべての市民の人権が尊重され、平和で安心した生活を送れるまち
- ・性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に参画する機会が確保されているまち
- ・国籍などの異なる人々が文化的違いを認め合い、ともに地域で暮らせるまち
- ・市民一人ひとりが平和の尊さを実感し、語り継ぐことのできるまち

【実現するための施策】

1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める		
121	相手を思いやる人権意識を高める	1211 人権啓発活動の充実
		1212 人権推進活動体制の充実
		1213 人権相談活動の充実
122	人権教育を進める	1221 学校人権・同和教育の推進
		1222 社会人権・同和教育の推進
123	男女共同参画社会を進める	1231 男女共同参画社会を実現するための意識づくり
		1232 男女がいきいきと暮らせる環境の整備
		1233 あらゆる分野における男女共同参画の推進
		1234 配偶者等からの暴力の根絶
124	多文化共生社会の形成と国際交流を進める	1241 多文化共生のまちづくり
		1242 海外との交流の推進
125	平和への意識を高める	1251 平和への啓発活動の推進

【施策の内容】

121 相手を思いやる人権意識を高める

同和問題をはじめ、女性への暴力、子どもや高齢者への虐待などの人権問題が今も存在し、また、インターネットを悪用した新たな人権問題が発生するなど、問題が複雑化・多様化する中で、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深められるよう、今後も地域、家庭、学校、企業、関係機関との連携を図りながら啓発活動を積極的に推進します。

また、啓発活動の推進体制や、人権侵害に対する相談体制の充実に努めます。

122 人権教育を進める

すべての学校において、自他の人権を守る行動ができる児童生徒を育成するため、全教育活動を通して、児童生徒の発達段階に応じ人権意識の高揚を図るとともに、人権に関する知識理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けられるよう学校人権・同和教育を推進します。

また、市民や社会教育関係団体、企業等を対象に講演会や参加型の学習内容等を取り入れた研修会を開催するとともに、広報紙への啓発文の掲載やリーフレット等を活用し、継続的かつ効果的により広く市民に対する啓発を図ることを通し、社会人権・同和教育を推進します。

123 男女共同参画社会を進める

男女共同参画社会の実現を妨げている大きな要因の一つである、人々の中で長い時間をかけて形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識を解消するため、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」を拠点に、市民団体と連携しながら、広報・啓発活動を積極的に展開していきます。また、政策決定過程や就労分野における男女平等を進めるなど、あらゆる分野での男女共同参画の推進を図ります。

さらに、配偶者等からの暴力（DV）を含めた様々な問題に対する相談や自立に向けた支援などを通じて、引き続き、男女がともに自分らしくいきいきと暮らせる環境の整備に努めます。

124 多文化共生社会の形成と国際交流を進める

外国人市民の定住化が進む中で、市民や国際化団体と協働して、外国人市民が、日常生活を営んでいくうえで必要となる市政情報等の多言語での提供、多文化共生の地域づくりを推進します。

また、市民との協働により姉妹都市オーストラリア・キャンベルタウン市をはじめとした国際交流を推進します。

125 平和への意識を高める

人類共通の願いである世界の恒久平和の実現を目指し、「越谷市平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和意識の醸成に努めます。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(121) 人権推進事業	あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、人権啓発に係る講演会や研修会の開催、地域や市民団体等と連携した交流事業などを行います。	人権意識が高くなっていると感じる市民の割合 (市政世論調査)	
		41.8%	55.0%
(122) 人権教育推進事業（社会教育）	あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、人権啓発に係る講演会・研修会を開催し、人権教育を推進します。	人権教育に関する講座の参加者数 (H23年度からの累計)	
		14,370人	36,000人
(122) 人権教育推進事業（学校教育）	教職員や児童生徒の人権に関する知識理解を深め、人権感覚および人権意識の高揚を図るため、教職員研修や人権教育啓発活動、情報モラル教育を推進します。	人権教育研修会における教職員の参加率	
		100%	100%
(123) 男女共同参画支援センター管理運営事業	男女共同参画を推進する拠点施設として、政策・方針の決定過程における女性参画の促進や、仕事と家庭の両立支援などについて、講座等の開催を中心に各種事業を推進します。	審議会等における女性委員の割合	
		31.3%	35%
(124) 多文化共生推進事業	外国人市民とともに暮らしていく地域づくりを進めるため、国際交流員や通訳翻訳ボランティア等により、翻訳や通訳対応を行い、多言語での情報提供の充実を図ります。	多言語情報提供件数 (H28年度からの累計)	
		—	550件
(125) 平和事業	市民の平和への意識を高めるため、広島平和記念式典参加や平和展等の事業を行います。	平和事業来場者数 (H20年度からの累計)	
		12,376人	24,000人



男女共同参画について市民の理解を深める
(男女共同参画推進週間事業「七夕フェスタ」)

1—3 健全で開かれた都市経営を進める

【これまでの取り組みとこれからの課題】

本市は、平成27年4月に、埼玉県内で2番目の中核市となりました。今までも、近隣自治体との連携による共同事業等を行ってきましたが、埼玉県東部地域の核として、これまで以上に広域的なリーダーシップを発揮するとともに、求められる役割と責任を念頭に適正な行政運営が必要となります。

一方、国や地方の財政は、厳しい経済情勢の影響により、今後も大幅な歳入の増加を見込むことはできず、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

とりわけ、地方財政は、少子高齢化等による社会保障関連経費の増加に加え、老朽化した施設等の更新経費の増加が見込まれています。さらに、国の制度変更などにより、国庫補助負担金や地方交付税が大きな影響を受けるなど、財政運営は厳しいものとなっていくことが予想されます。

このような状況の中、本市では継続的な市債残高縮減などへの取り組みを進め、健全な財政運営に努めてきました。中核市となり、保健所運営をはじめとした新たに権限の移譲を受けた事務の適正な執行を含め、市民に最も身近な地方公共団体としての役割を的確に果たしていくためには、施策や事業の点検・見直しを徹底し、限られた財源などの経営資源を最大限に有効活用するとともに、財政基盤を強固にしていく必要があります。

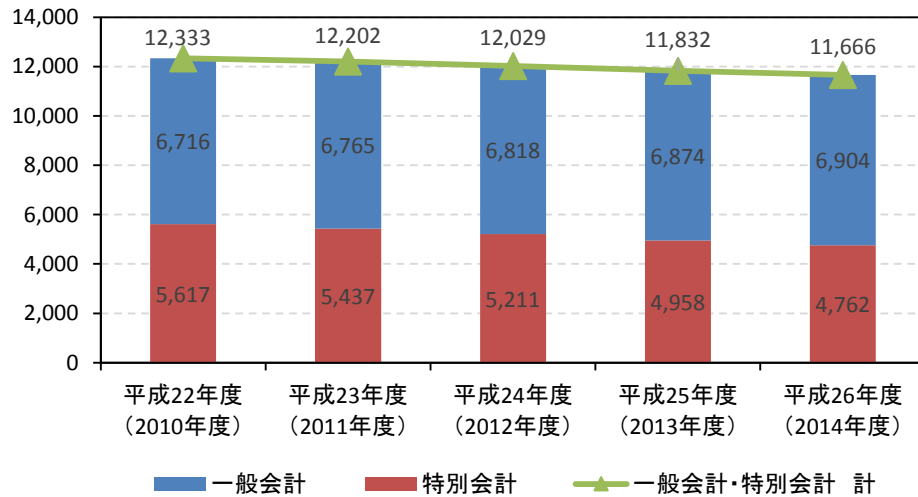
また、本市では、高度経済成長期（昭和40年代）の急激な人口増加に対応して集中的に整備してきた公共施設や都市基盤の多くが老朽化を迎えており、財政負担の軽減や最適な配置を目指して、長期的・計画的な対策を行っていく必要があります。

さらに、多様化・高度化・広域化した市民ニーズに効果的かつ効率的に応えるためには、国や県、さらには広域の市町が連携して対応していくことも求められています。

◆関連データ

・地方債残高の推移

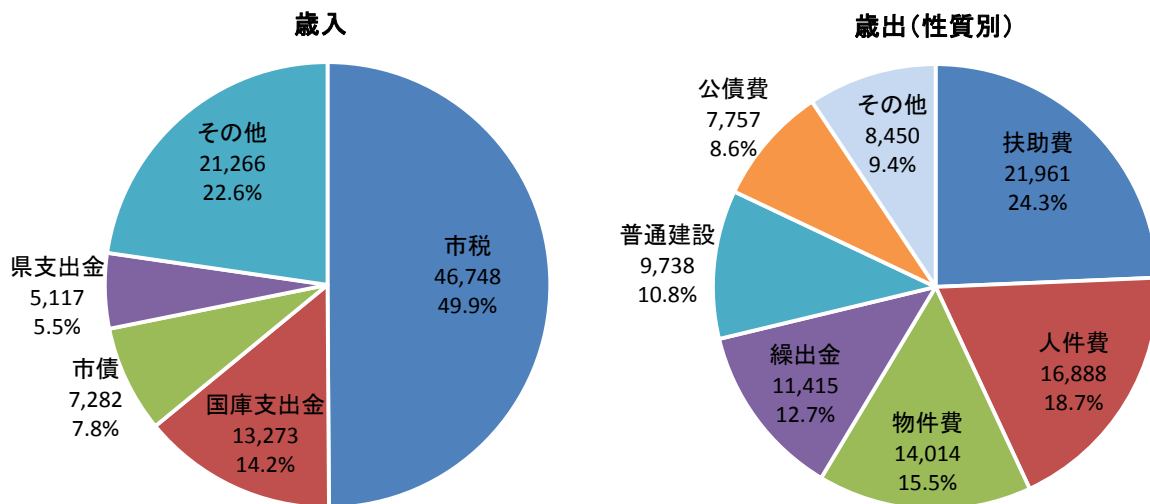
(百万円)



資料：財政課

・平成26年度財政収支内訳 (歳入・歳出)

(単位：百万円)

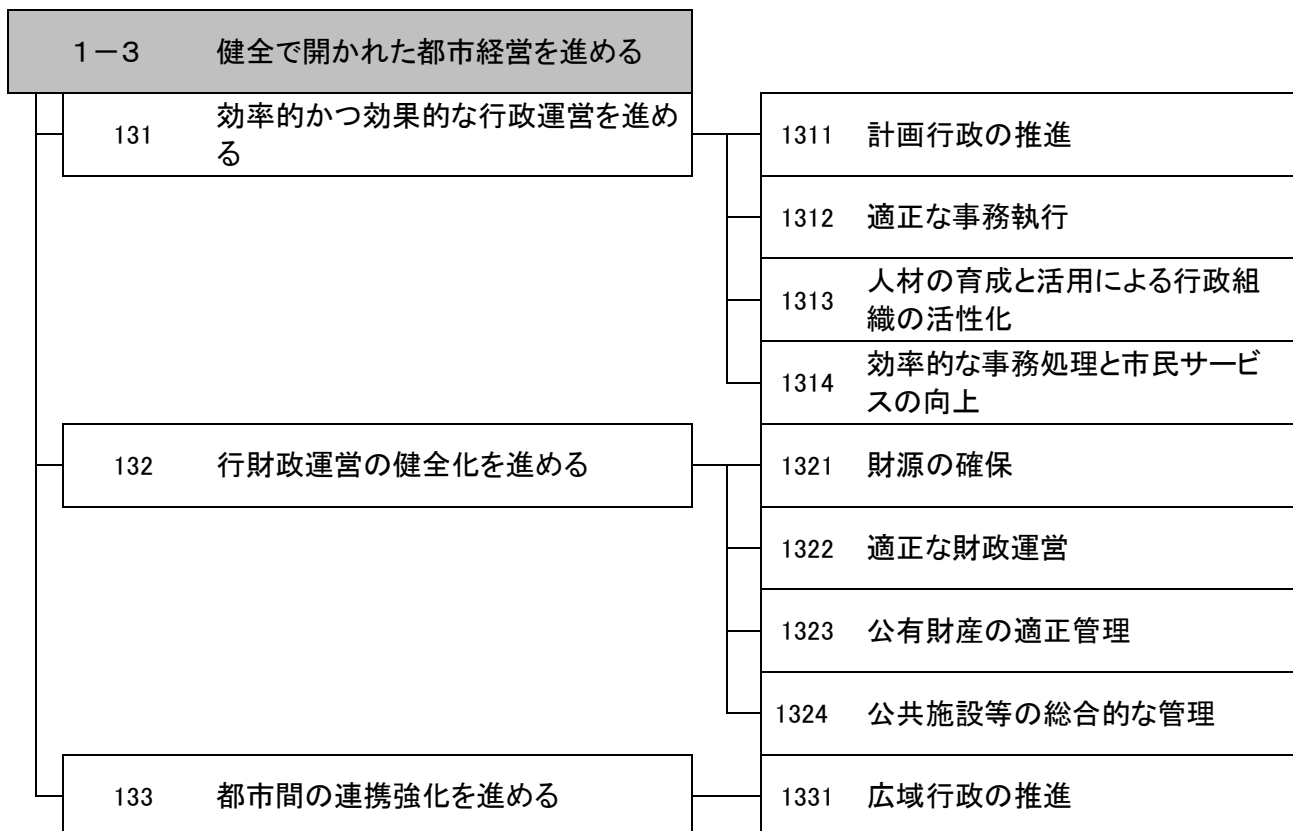


資料：財政課

【目指すまちの姿】

- ・社会経済情勢の変化等に的確に対応し、市民の視点に立った質の高い行政サービスが安定的に提供されているまち
- ・限られた経営資源を有効に活用しながら、効率的で効果的な行政運営が進められているまち
- ・持続可能な都市経営を支える財政基盤が健全なまち
- ・本市を含む5市1町での広域行政の連携強化に取り組むまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

131 効率的かつ効果的な行政運営を進める

最少の経費で最大の効果を発揮する行政サービスを目指し、行政評価による「計画策定－実施－検証－見直し」のサイクルや行政改革による重点的な取り組みを通じて、真に市民生活に必要な施策や事業のあり方と優先順位を見極めながら、計画的で適正な行政運営を推進します。

また、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応できるよう、柔軟で機能的な組織運営や職員の育成に努めます。

市庁舎については、多様な行政サービスを提供する拠点、また防災中枢拠点としての役割を踏まえながら、安全で利用しやすく、効率的な業務執行に配慮した環境づくりに努めるとともに、本庁舎建設事業に取り組みます。

132 行財政運営の健全化を進める

経済情勢や徴収環境を踏まえ、市税や各種使用料などの収納事務の徹底や受益者負担の適正化を図り、積極的な収入の確保に努めるとともに、広告掲載の拡充や行政財産・普通財産の有効活用などにより、さらなる収入の確保に取り組みます。

また、事業の選択と集中によって、限られた財源の重点的かつ効果的な配分を行うとともに、地方債の計画的で効果的な活用や、※越谷市土地開発公社経営健全化計画の適切な推進によって、多様化する行政需要に対応できる健全な行財政運営に努めます。

さらに、越谷市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の更新に際し、集中する財政負担の軽減や平準化を図り、持続可能で安全・安心な行政サービスの確保に取り組みます。

133 都市間の連携強化を進める

人口減少社会を迎え、広域連携による課題解決の意義が増大していることから、今まで以上に質の高いサービスを効率的に提供するため、様々な視点から広域行政に関する調査・検討を進めます。

また、埼玉県東南部地域の5市1町が連携・協力することにより、圏域全体の活性化や課題解決に向けた取り組みが進められるよう、現在実施している事務の共同処理や施設の相互利用等の充実を図ります。

さらに、中核市へ移行したことにより移譲された事務を適正に処理するため、中核市間の連携を強化し、より一層、市民サービスの向上を目指します。

※越谷市土地開発公社：「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく公法人で、越谷市の100%出資により設立され、市等との業務委託により公共用地等を先行取得し、管理し、市等へ処分する役割を担う法人

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
(131) 証明発行事業	個人番号カードを利用した、コンビニエンスストアにおける諸証明書の交付を開始し、市民の利便性の向上と窓口の混雑緩和に努めます。	コンビニエンスストアにおける諸証明書の交付割合	
		—	15%
(132) 市税徴収事務事業	実態に即した徴収計画に基づき、安定した自主財源の確保に努めます。	市税収納率	
		96.8%	97.1%
(132) 予算編成および執行管理 事務事業	予算の効率的、効果的な執行を推進するため、適正な予算配分および執行管理を行います。また、財政の健全化を進めるため、バランスシートなどの作成を行うとともに、市財政に対する市民の理解を深めます。	通常債の新規借入の上限額	
		50 億円以下 (実績 29 億 3,160 万円)	50 億円以下
(132) 行政財産貸付事業	行政財産の余剰スペース等の貸付を行い、自主財源を確保します。	行政財産利活用数	
		34 か所	40 か所
(132) 土地開発公社経営健全化 事業	土地開発公社が所有する用地を市が計画的に買戻し、同公社の経営健全化を図ります。	土地開発公社の保有残高が 市の標準財政規模に占める 割合	
		29.0%	11.0%
(132) 公共施設等総合管理事業	公共施設等の更新に際し、集中する財政負担の軽減や平準化を図るため、予防保全型の管理に移行するためのシステム導入や施設の長寿命化や総量を抑制するためのアクションプランの策定等を行います。	アクションプランの策定率	
		—	100%
(133) 広域行政事業	5 市 1 町（草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町）の連携、広域的な行政課題の調査研究および共同事業による行政の効率化を図るため、5 市 1 町で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議において、共同事業等を行います。	まんまるよやくの登録者数 (越谷市分)	
		4,401 人	5,480 人

大綱2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

- 保健、医療、子育て、福祉、社会保障
 - 2ー1 とともに支え合いながら暮らせる地域をつくる
 - 2ー2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療体制をつくる
 - 2ー3 伸びやかに子どもが育ち、次の世代につなげる、子育てしやすいまちをつくる
 - 2ー4 障がい者（児）が生活しやすい環境をつくる
 - 2ー5 高齢者が敬愛され生きがいをもてるまちをつくる
 - 2ー6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る

2-1 ともに支え合いながら暮らせる地域をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

近年、少子高齢化の進展や単身世帯の増加、人間関係の希薄化などを背景に、社会構造が大きく変容し、福祉サービスに対する市民ニーズも複雑・多様化しています。こうした中、自治会、地区コミュニティ推進協議会やNPO等の市民活動団体と行政が連携・協働して、地域の諸課題に対応していく仕組みを構築していくことが求められています。

本市では、すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと人間らしく、安心して暮らすことができるよう、地域における福祉活動の活性化とネットワーク化を推進するなど、地域福祉の向上に努めています。また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会をはじめとする地域福祉を牽引する団体の取り組み等により、徐々に市民や地域主体の福祉活動が活発化するなど、地域の相互扶助機能を高めていこうという動きも現れてきています。

一方、高齢者や障がい者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることが出来るよう、地域の包括的な支援体制やサービス提供体制を構築するなど、身近な地域の協力がなければ対応することが難しい課題も増加しています。

今後、こうした新たな福祉ニーズに的確に応えていくためには、公的サービスの充実とあわせて、地域自らが生活に根ざした多様なサービスの提供主体として自立、運営できるよう、「地域で助け合う・支え合う仕組み（地域福祉ネットワーク）づくり」を積極的に支援していく必要があります。

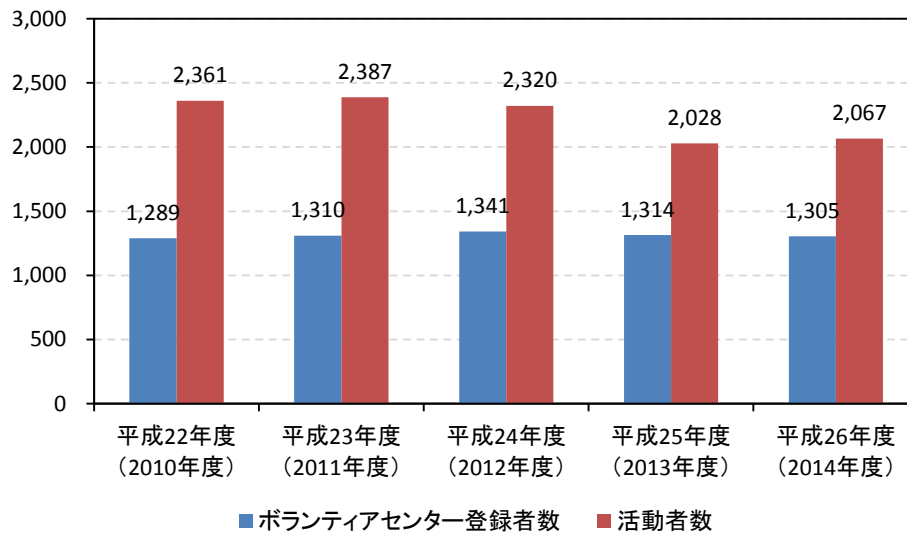


ふれあいサロンは、一人暮らしなどの高齢者の交流を図り、生きがいづくりの場になっています
(大袋地区のふれあいサロン)

◆関連データ

・ボランティアセンター登録者数の推移

(人)

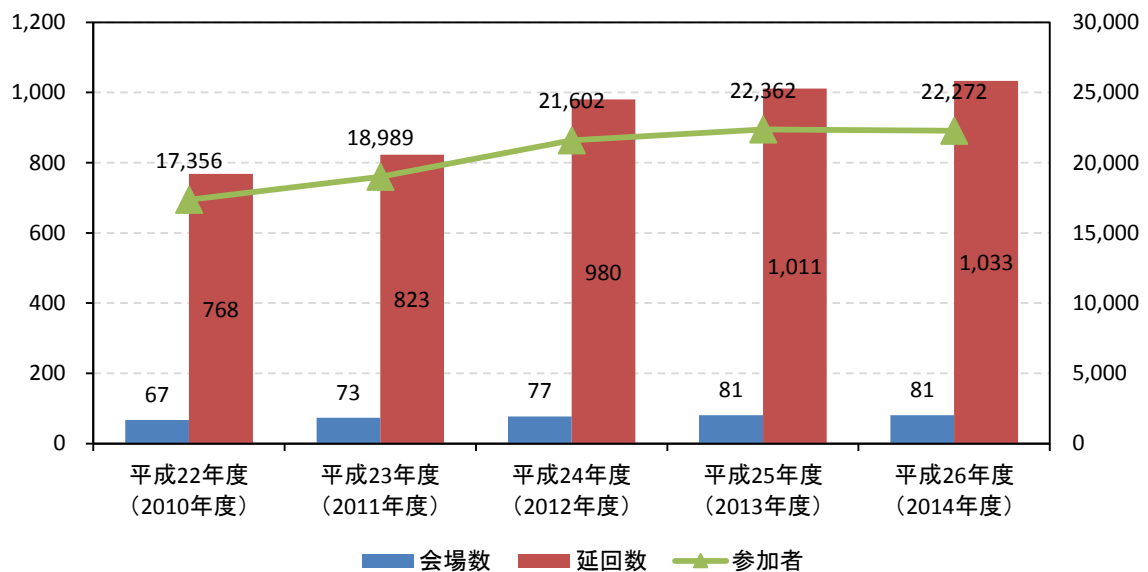


各年度末現在
資料：社会福祉協議会

・ふれあいサロン登録数の推移

(箇所、回)

(人)

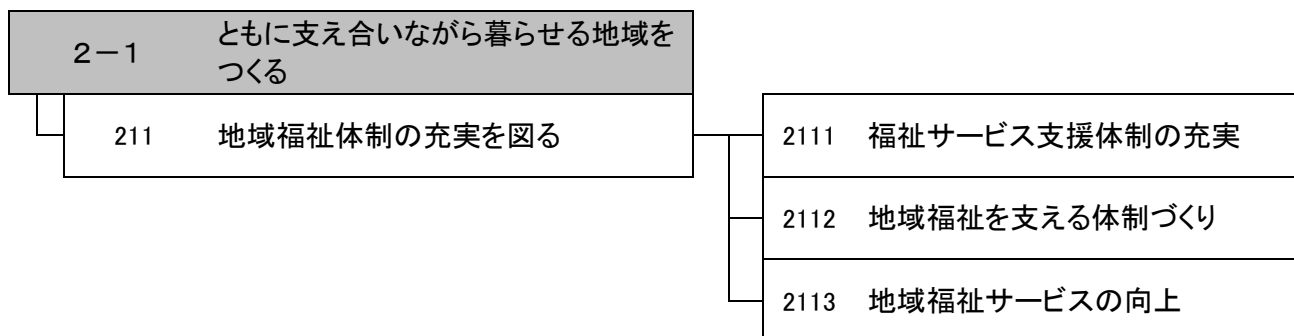


各年度末現在
資料：社会福祉協議会

【目指すまちの姿】

- ・地域において住民や各種団体などが主体的に連携するためのプラットフォーム（ルール・組織体制等）が構築されているまち
- ・地域の特性や資源を活かした身近な福祉サービスが提供されているまち
- ・地域の多様な世代が、各種サービス・支援の担い手として活躍するなど、「市民が地域を支え・地域が市民を支える」良好なコミュニティが形成されているまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

211 地域福祉体制の充実を図る

福祉サービスを適切かつ迅速に提供できるよう、民生委員・児童委員や保護司といった地域福祉を担うボランティア団体等との連携を密にし、個々の福祉ニーズにきめ細やかに対応するなど、福祉サービス支援体制の充実を図ります。

また、社会福祉協議会をはじめとする多様な団体等が主体的に連携できるよう、地域福祉に関するコーディネーターを配置するなど地域福祉を支える体制づくりを推進するとともに、地域の特性や資源を活かした地域福祉サービスの向上に努めます。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(211) 民生・児童委員活動事業	福祉サービスの向上に寄与するため、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の活動に対し、助成を行います。	一人あたり民生委員の年間活動日数	
		119.2日	120日
(211) 地域福祉ネットワーク推進事業	地域自らが身近な福祉サービスを担うことができるよう、各地区へ地域福祉に関するコーディネーターを配置するなど、関連団体等の主体的な連携を支援します。	ふれあいサロン開催回数 (H26年度からの累計)	
		1,033回	6,000回

2-2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療体制をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

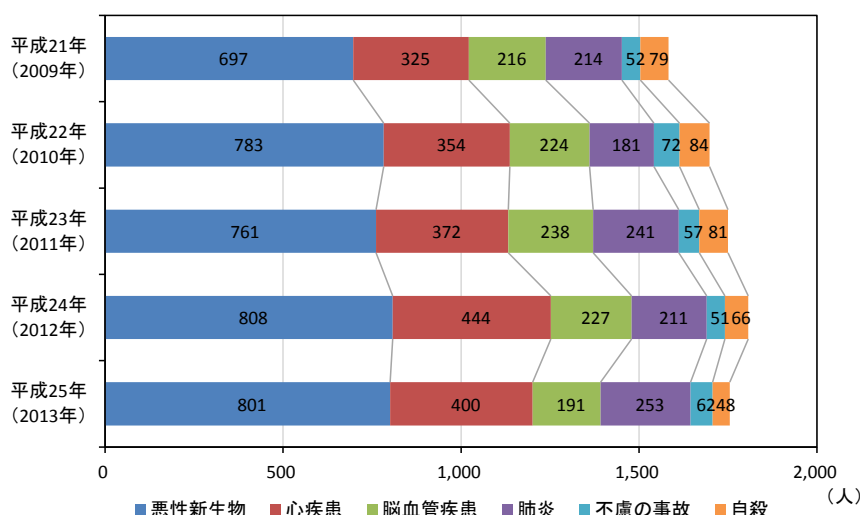
近年、生活スタイルや食生活の変化などにより、生活習慣病対策の重要性が増大しており、「自らの健康は自らが守る」という市民一人ひとりの意識のもと、健康づくりに取り組むための環境整備が求められています。本市では、第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」を策定し、市民の健康づくりを喚起するとともに、がん検診では、国の指針に基づく大腸がん・肺がん・胃がん・乳がん・子宮頸がん健診に加え、市独自で前立腺がん検診と口腔がん検診を開始しました。

また、中核市移行に伴い市保健所を設置し、総合的な保健衛生サービスの提供を図るとともに、夜間における初期救急体制を確保するため、小児夜間急患診療所と成人夜間急患診療所を移転・統合して、保健所内に夜間急患診療所を設置し、救急医療体制の充実に努めてきました。しかし、急速に変化する保健衛生を取り巻く状況に適切に対応するためには、さらなる健康づくりの推進に加え、新型インフルエンザなどの感染症発生時における蔓延予防対策や食の安全などへの対応が課題となっています。

今後、超高齢社会を迎え、健康寿命の延伸を目指し、健康教育の実施や各種予防接種、健(検)診受診を勧奨するとともに、健康相談や指導、家庭訪問などによる、疾病の早期発見・早期治療ができる保健体制の充実や市民と関係団体と行政が一体となった健康づくりの推進が必要となります。また、保健所においては、総合的な保健衛生行政を効果的に推進するとともに、保健所と保健センターの連携や健康危機に迅速に対応できる体制の確立が必要です。さらに、平成26年6月に「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、地域における医療、介護連携等による地域包括ケアシステムの構築が必要なことから、関係機関と連携協力し、在宅医療の推進を図るなど、医療提供体制を整備することが重要となっています。

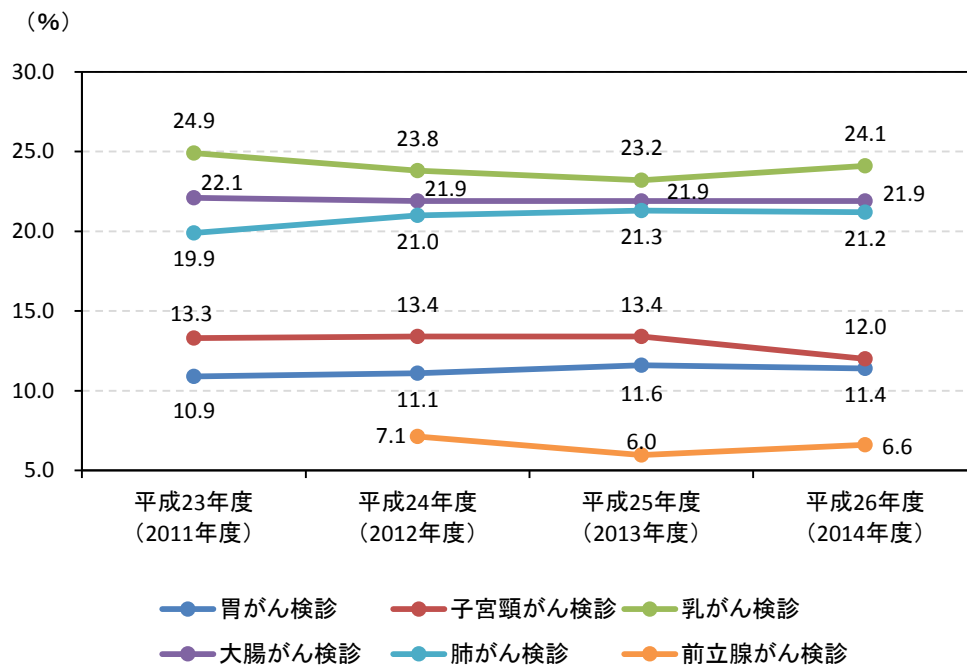
◆関連データ

・死因別死亡割合の推移



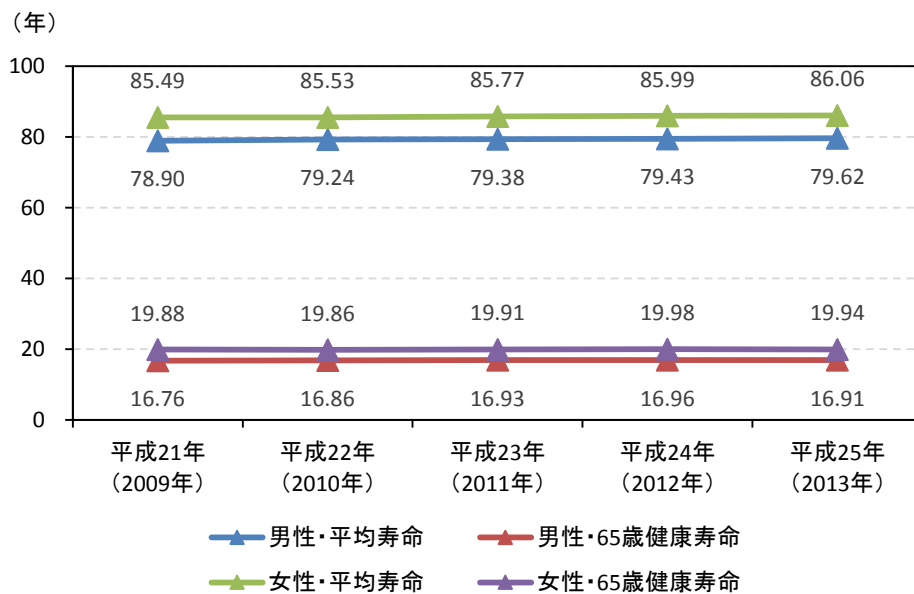
各年12月31日現在
資料：埼玉県保健統計年報

・がん検診受診率の推移



各年度末現在
資料：市民健康課

・平均寿命と65歳健康寿命



各年12月31日現在
資料：埼玉県保健医療部衛生研究所資料（越谷市の健康指数）

【目指すまちの姿】

- ・医療資源を有効活用し、医療機関相互の連携による適切な医療体制を整え、保健・医療・福祉の連携強化により市民が安心して暮らせるまち
- ・市民・関係団体・行政が一体となって健康づくりを推進することにより、市民一人ひとりが健康づくりに取り組んでいるまち
- ・保健所を拠点として、感染症対策等の専門的な保健衛生が推進され、食の安全・安心等の生活衛生が確保された、保健衛生体制が充実したまち

【実現するための施策】

2-2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療体制をつくる		
221 地域医療体制の充実を図る	2211	地域医療体制の整備と保健・医療・福祉の連携の強化
	2212	救急医療の充実
	2213	地域の基幹病院としての市立病院の充実
222 市民の健康づくりを推進する	2221	健康づくり推進体制の充実
	2222	疾病予防対策の充実
223 保健衛生体制の充実を図る	2231	感染症対策等の専門的な保健衛生の推進
	2232	食の安全・安心や生活衛生の確保



平成27年4月の中核市移行に伴い設置した保健所
同施設には夜間急患診療所を併設し救急医療の充実を図っています

【施策の内容】

221 地域医療体制の充実を図る

保健・医療・福祉が連携した総合的なサービス提供体制を整備するため、関係機関と連携協力し、在宅医療の推進を図るとともに、不足する市内医療機関の看護師等を確保し、地域医療の充実を図ります。

救急医療は、初期救急として引き続き夜間急患診療所を運営するとともに、埼玉県救急電話相談事業の拡充を求め、各関係機関が連携できるよう、初期から第三次※救急医療体制の確実な運用に努めます。さらに、大規模災害や新型インフルエンザ等の健康危機に備えた医療連携体制の整備に努めます。

また、市立病院が基幹病院として地域住民への質の高い医療サービスを提供するため、一層の経営健全化に努めるとともに、地域医療機関との連携および救急体制の強化を図ります。

222 市民の健康づくりを推進する

健康的な生活習慣への意識を高め実践に結びつけていくため、健康教育・相談、健(検)診等を実施します。

また、市民の主体的な健康づくりを生涯にわたり支援するため、母子保健では、妊娠・出産・子育ての切れ目のない保健対策の充実を図ります。成人保健においては、生活習慣病予防セミナーや健康相談等を推進します。さらに、疾病の早期発見・治療のため各種健(検)診を行い、感染症発症などを防ぐために予防接種を実施するとともに、第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」に基づき、市民と関係団体と行政が一体となった健康づくりを推進します。

さらに、総合的な保健衛生サービスの提供のため保健所と連携し、市民の健康づくりの拠点としての機能の一層の充実と、大規模災害や新型インフルエンザ等の健康危機発生時の医療救護活動拠点としての役割も担う新保健センターの整備を進めます。

223 保健衛生体制の充実を図る

保健所を中心として、医療機関の許可・立入検査や感染症対策、難病等疾病対策、精神保健支援等の専門的な保健衛生業務を推進するとともに、食品衛生や食肉検査業務による食の安全・安心の確保に努めるなど、保健衛生体制の充実を図ります。

さらに、多くの方が利用する施設の環境衛生や医薬品の適正流通・販売に係る監視指導等、動物愛護・動物の飼育管理指導等の生活衛生業務を実施します。

また、衛生害虫の駆除・相談、狂犬病予防等の環境衛生業務を引き続き実施します。

※救急医療体制

初期救急医療：入院を必要としない軽症の救急患者に対応する。

本市では祝日や年末年始の休日当番医や夜間急患診療所が対応している。

第二次救急医療：入院や手術を必要とする重症患者等に対応する。

東部南第二次救急医療圏6市1町の、病院群輪番制の15病院が対応している。

本市では市立病院の外2つの民間病院が対応している。

第三次救急医療：生命の危機が切迫している重篤患者に対応する。

東部南および北の第二次救急医療圏の12市3町を獨協医科大学越谷病院が対応している。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(221) 夜間急患診療所運営事業	夜間における診療を通年実施し、初期救急医療の確保を図ります。	夜間急患診療所の認知度 小児 64.3% 成人 47.0% (H24年度)	85%
(221) 救急医療対策事業	休日等における初期救急医療体制の確保と、入院治療が必要な急病患者に対する第二次救急医療体制を確保します。	年間の休日当番医療機関数 44 か所	46 か所
(221) 市立病院運営事業	地域の基幹病院としての役割を果たすため、一層の経営健全化に努めるとともに地域医療機関との連携および救急体制の強化を図ります。	市立病院の経常収支比率 100.7%	100% 以上
(222) 新保健センター整備事業	越谷市民の健康づくりや保健・医療・福祉の連携強化など地域保健の更なる拡充を図るため、新保健センターの整備を進めます。	新保健センターの整備数 —	1 か所
(222) 健康づくり推進事業	市民が主体的に健康づくりを実践するための生活習慣病予防に関する情報提供や、健康教室を実施するとともに、地域全体で健康づくりに取り組みめるように支援します。	※65 歳健康寿命	
		男性 16.91 年 女性 19.94 年 (H25 年度)	男性 17.29 年 女性 20.15 年
		健康教室の参加延べ人数 (H23 年度からの累計) 38,605 人	50,000 人
(222) 母子健康づくり事業	妊産婦や乳幼児の保護者に対し、教室や相談を通し正しい知識の普及を図り、育児不安の解消や子育ての孤独感の軽減、および母子の心身ともに健康づくりを推進します。また、家庭訪問や育児相談等により、一人ひとりにあわせた支援を行います。	乳幼児等健診受診率	
		94.3%	95.0%
		健康教室の参加延べ人数 (H23 年度からの累計) 9,237 人	11,500 人
(222) がん検診等事業	がんの早期発見・早期治療に繋ぐために、がん予防の知識の普及と各種がん検診を実施します。	がん検診受診率 18.12%	19.0%
(222) 特定健康診査事業（国民健康保険）	国民健康保険被保険者のうち 40 歳以上を対象に、生活習慣病の早期発見や予防を目的とした特定健康診査および特定保健指導を実施します。	特定健康診査受診率 37.7%	60.0%
(223) 感染症対策事業	感染症の発生予防およびまん延防止を図るため、健診、検査、相談、啓発、費用の助成、発生動向調査等を行います。	結核患者に対する直接服薬 確認療法（DOTS）実施率 —	95%
(223) 食品衛生事業	食品営業の許可や監視指導等、食中毒の原因究明および再発防止、食の安全・安心に関する普及啓発等の食品衛生事業を実施します。	食品営業施設への 監視指導数（累計） —	6,500 件

※65 歳健康寿命：65 歳に達した人が、要介護 2 以上になるまでの平均年数

2—3 伸びやかに子どもが育ち、次の世代につなげる、子育てしやすいまちをつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

少子化・核家族化の進行により、子育てに対し不安や負担感を持つ保護者が増加傾向にあります。そのため、子育て中の保護者の孤立化を防ぐための相談・支援、経済的負担の軽減および地域で子育てを支える仕組みづくりが求められています。本市においては、地域子育て支援拠点を設置するなど支援の充実を図ってきましたが、今後はさらなる内容の充実が必要です。

本市における就学前児童は減少傾向にありますが、女性の社会進出などにより、保育需要は年々増加しています。保育所（園）については、平成23年度から平成26年度までに定員を570名拡大しましたが、依然として待機児童の解消には至っておらず、特に0歳から3歳未満の乳幼児および障がい児保育の需要が高く、さらなる保育サービスの充実が望まれています。

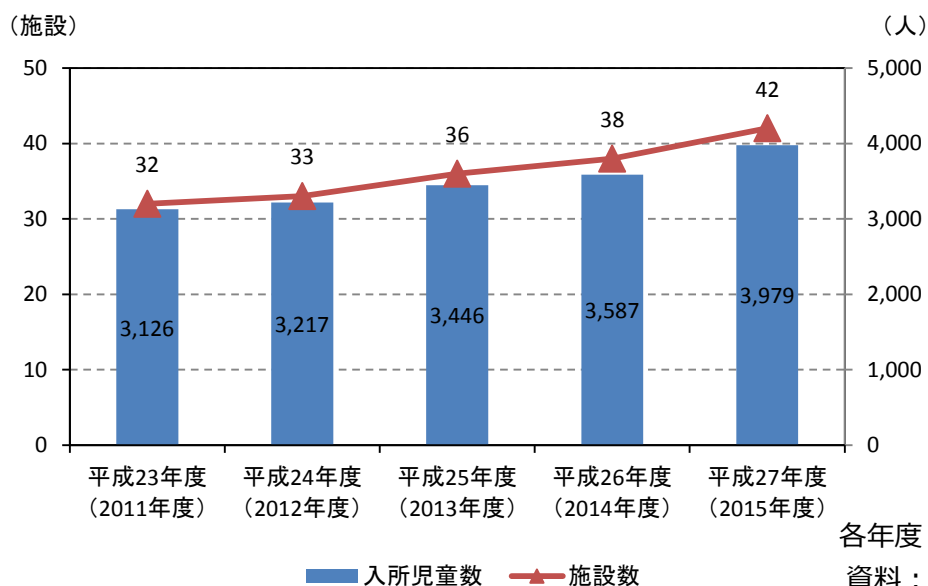
また、学童保育室については、市内すべての小学校区で運営されており、平成23年度から平成26年度までに8カ所の小学校区において施設整備を実施しましたが、平成27年度から対象児童が小学6年生まで拡大されたことにより、入室希望者は増加傾向にあり、待機児童の解消には至っておらず、さらなる拡充が求められています。

平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度が始まりましたが、指針に掲げられた「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子育て支援を推進する必要があります。

一方、社会情勢の急速な変化による価値観の多様化などから、青少年を取り巻く状況や意識行動は大きく変化し、青少年にかかわる問題は複雑化しています。伸びやかに子どもたちを育むためには、青少年健全育成団体の支援や地域ボランティアの育成を図り、学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成を推進することが必要です。

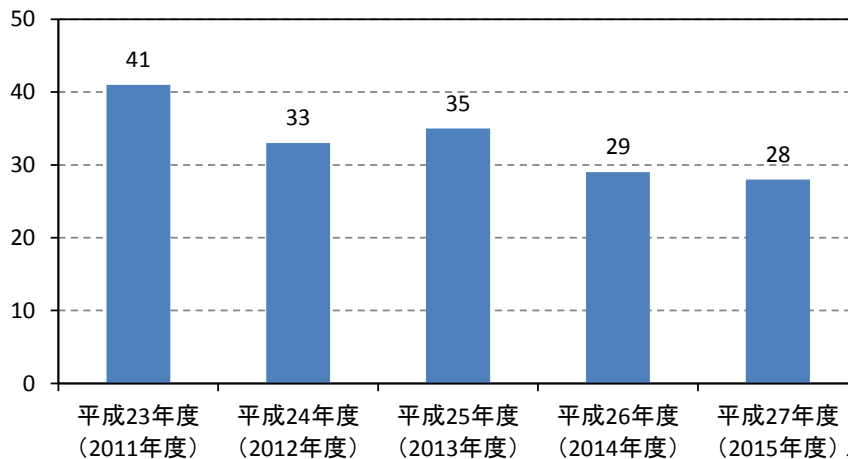
◆関連データ

・保育所（園）施設数と入所（園）児童の推移



・保育所（園）の待機児童数の推移

(人)

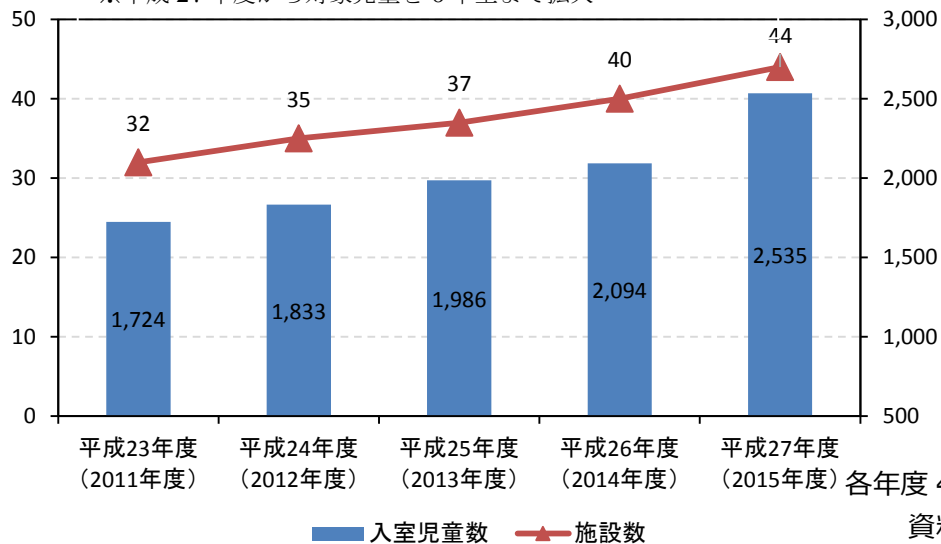
各年度 4 月 1 日現在
資料：子ども育成課

・学童保育室の施設数と入室児童の推移

(施設)

※平成 27 年度から対象児童を 6 年生まで拡大

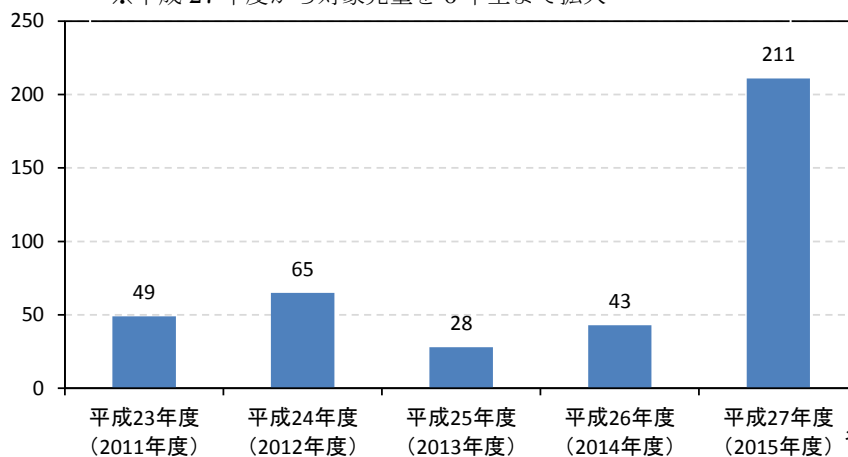
(人)

各年度 4 月 1 日現在
資料：青少年課

・学童保育室の待機児童の推移

(人)

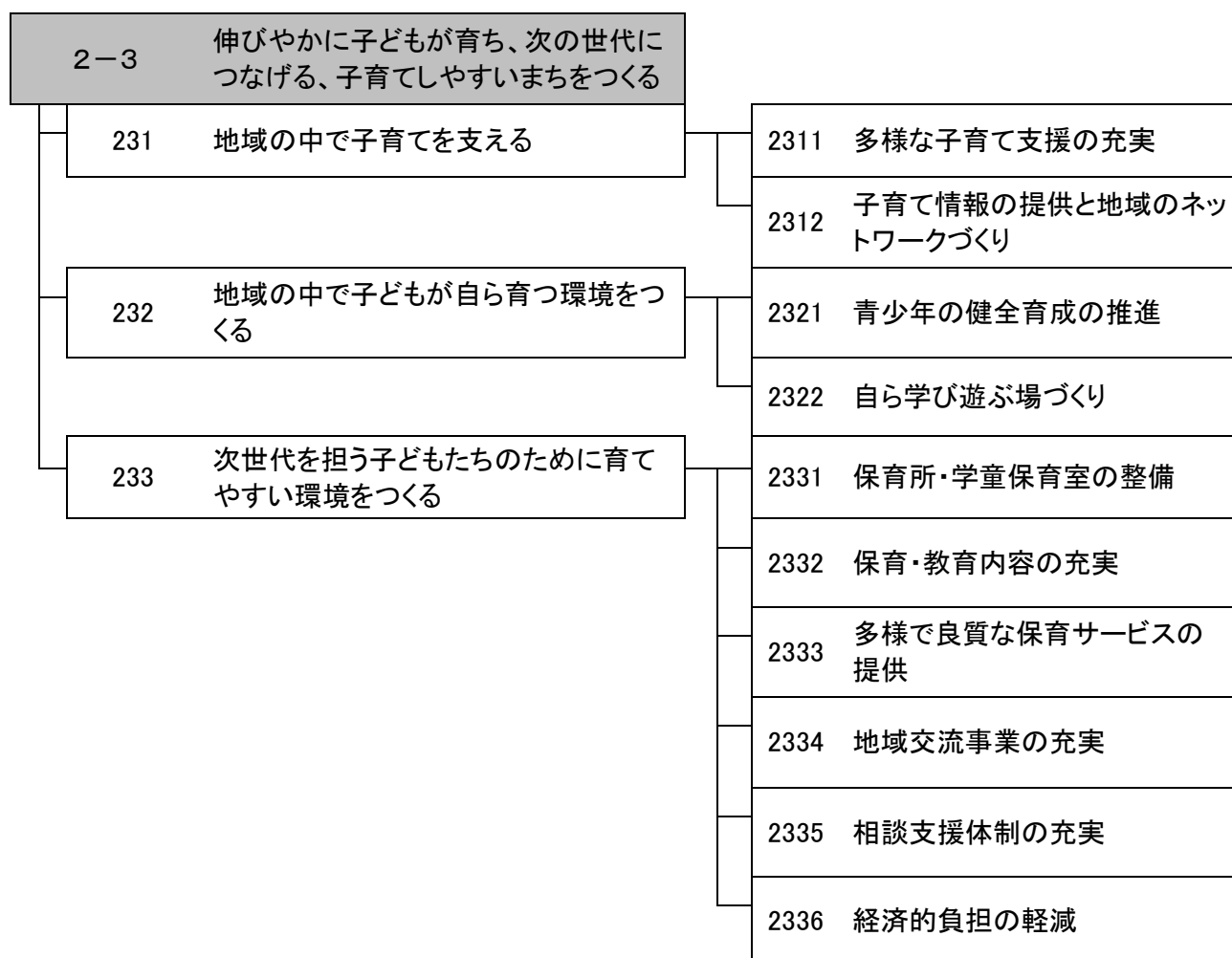
※平成 27 年度から対象児童を 6 年生まで拡大

各年度 4 月 1 日現在
資料：青少年課

【目指すまちの姿】

- ・子育て中の保護者の相談等支援の拠り所となる地域子育て支援拠点の充実等により、子育て環境が整備されているまち
- ・教育・保育施設および地域型保育事業を組み合わせた多様な保育サービスの充実により、市民の働き方等における多様な選択肢があり、待機児童が解消しているまち
- ・就学児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、待機児童が解消し、児童が健やかに成長しているまち
- ・地域社会による青少年健全育成のための体制が充実し、子どもがそれぞれの個性を活かし主体的に活動し、伸びやかに育まれているまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

231 地域の中で子育てを支える

子育て中の保護者の孤立化を防ぐため、子育てサロンにおける支援や訪問型の子育て支援の充実、ファミリー・サポート・センターでの取り組みなど子育てに関する多様な支援体制の充実を図ります。

多様なサービスの効果的な利用のため、住民参加型の子育てポータルサイト「子育てネット」を活用したきめ細やかな情報提供の充実を図ります。

232 地域の中で子どもが自ら育つ環境をつくる

心身ともに健全な青少年の育成に向けて、健全育成事業や子どもの居場所づくり推進事業を実施します。

また、児童館では、創造性豊かな児童を育むため、遊びを通して科学に対する興味、関心を高める事業を実施するなど、今後も利用者の要望に沿った事業運営を行います。

233 次世代を担う子どもたちのために育てやすい環境をつくる

公立保育所の建て替えや改修により低年齢児の定員を拡大するとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく民間活力による保育園、認定こども園、地域型保育事業を整備・拡充することで、就学前の教育・保育環境の充実を図り、待機児童の解消に取り組みます。

また、増加する学童保育室の入室希望の需要に対応するため、老朽化や大規模化した施設の改修・改善を図り、待機児童の解消に取り組むなど、就学児童が安全に安心して過ごすことができる環境の整備に努めます。

さらに、地域子育て支援拠点事業をはじめ多様な保育サービス体制の充実を図るとともに、生活支援事業や児童相談事業によるひとり親家庭に対するサポート体制のさらなる充実を図ります。



子育ての悩み相談や親子の交流の場となる子育てサロン

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(231) 子育てサロン事業	子育て中の親子の不安を解消するため、保護者の交流の場を設けるとともに、相談員・保育士等を配置し子育てに関する相談などに応じます。また、子育てに関する講座等の開催や子育て情報を提供します。	子育てサロン平均利用回数	
		5.6回	5.7回
(231) ファミリー・サポート・センター事業	保護者の子育ての負担感の軽減等を図るため、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方を会員として組織し地域における子育ての支援活動を行います。	ファミリー・サポート・センター利用件数 (H23年度からの累計)	
		17,421件	44,000件
(232) 青少年健全育成推進事業	子どもたちが将来に目標を持ち、主体的に生きられるよう、青少年健全育成を目的とした市民団体と連携して、健全育成研修会や市民フォーラムなどを開催し、青少年健全育成事業を推進します。	健全育成活動（研修会、講演会等）の参加者数 (H23年度からの累計)	
		8,190人	20,000人
(233) 子ども・子育て支援給付事業	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、多様化する教育・保育需要に対応するため、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に対し、入所児童に係る給付費を支給します。	待機児童数 (各年度4月1日)	
		29人	0人
(233) 学童保育室整備事業	対象年齢の拡大等により、増加が見込まれる待機児童の解消を図るため、学童保育室の2室化等の整備を行い、定員枠を拡大します。	学童保育室施設数	
		40施設	49施設

2-4 障がい者（児）が生活しやすい環境をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

本市では、病気の後遺症に起因する中途障がいなどにより、障がい者数が近年増加しており、障がいの重度化・重複化や障がい者の高齢化も進んでいます。そのため、生活習慣病などの予防対策や、障がいの判断がつきにくい乳幼児期からの早期発見に努めてきました。今後も療育、相談、訓練につなげるための療育環境の一層の充実や教育・保育等関係機関との連携が求められています。

市民の価値観や生活様式が多様化する中で、障がい者（児）の地域での自立生活や社会参加意欲が一段と高まっています。障がい者（児）が安心して地域で自立生活が送れるよう、グループホーム等の住まいの場の確保や成年後見制度の活用を進めてきましたが、これからも地域での自立生活を支える仕組みづくりの促進が課題となっています。

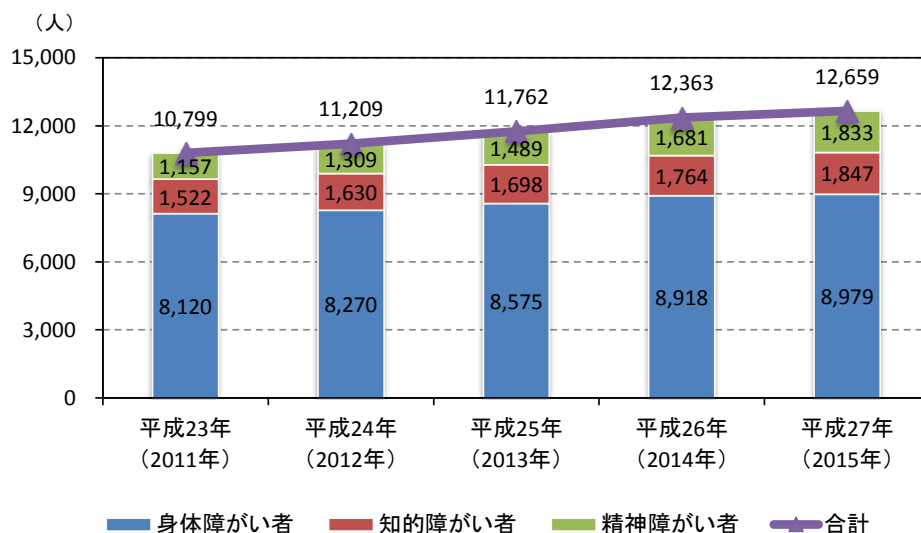
また、障がい者（児）が主体的に文化、スポーツ・レクリエーションなどの社会活動に参加できるように、様々な分野にわたる生活の質の向上とあわせて、建物、交通などのハード面と情報、制度、意識などのソフト面の両面にわたる社会のバリアフリー化を進めてきました。

障がい者の自立と社会参加を進めていくために、就労支援事業を展開してきましたが、就労に向けた相談や訓練等の一層の支援を進めるとともに、これまでの雇用の形態にとらわれない就労支援の強化が大切です。また、障がい者の工賃向上を図るため、複数の福祉事業所が、共同で受注する仕組みづくりが求められています。

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病などの様々な障がい者（児）のニーズにも対応できる施策の展開が求められる中、障がい者（児）が地域でともに安心して暮らし続けられるように、生活支援や就労支援の充実と権利擁護の推進を図るとともに、市民との協働による福祉の推進が期待されています。

◆関連データ

・障がい者（児）数の推移



【目指すまちの姿】

- ・障がい者（児）が生活しやすい環境をつくるため、療育環境、在宅サービスに関する相談・支援体制が充実しているまち
- ・障がい者（児）が地域の中で安心して暮らせるように、日中活動や住まいの場など社会資源が充実しているまち
- ・障がい者（児）が快適に移動できるように、暮らしの中のバリアフリー化が進み、外出時の支援体制が充実しているまち

【実現するための施策】

2-4 障がい者（児）が生活しやすい環境をつくる		
241	障がいの早期発見と療育環境を整える	2411 障がい児の発達支援の充実
	242 在宅サービスを受ける人、支える人のすべてを支援し、自立できる社会をつくる	2421 相談支援と雇用・就労の促進
242		2422 在宅介護の充実
		2423 在宅障がい児支援の充実
		2431 日中活動の場の充実
		2432 住まいの場の充実
243	地域生活を支え社会参加を促進する	2433 地域生活支援事業の充実
		2434 医療・手当等の充実
		2441 暮らしの中のバリアフリーの推進
		2442 外出支援の充実
244	円滑な移動を可能とする人にやさしい環境をつくる	

【施策の内容】

241 障がいの早期発見と療育環境を整える

障がいを早期発見し、早期療育につなげるため、乳幼児健康診査の結果、疾病または運動発達や精神発達に遅滞が疑われる低年齢児については、引き続きその発達・発達に応じ継続した相談を行います。

市が様々な場所で行っていた障がい児への事業を児童発達支援センターへ集約し、療育・訓練機能の一層の充実を図るとともに、言語・聴覚などの発達に遅れがみられる低年齢児を対象に日常生活の指導および集団生活への適応訓練を行い、心身の発達を促すことで、療育機関や保育所等へのスムーズな移行に努めています。また、児童発達支援センターは市が行う障がい児支援の中心であり、今後も地域において果たすべき役割について検討を進めるほか、今後増加が見込まれる施設利用が必要な児童に対応するため、組織体制の見直しや施設の計画的な修繕・整備についても検討を進めます。

さらに、在宅の重度心身障がい者（児）やその介助者が、安心して住みなれた地域で生活が送れるよう、重症心身障がい児施設についても一層の充実を図ります。

242 在宅サービスを受ける人、支える人のすべてを支援し、自立できる社会をつくる

障がい者（児）が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、日常生活に関する相談や権利擁護等の相談事業を実施します。相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、関係行政機関などの地域の障がい福祉に関するネットワークを活用し、相談支援事業の充実を図ります。また、障がい者の就労を支援するため、障害者優先調達推進法に基づく物品や役務の発注および共同で受注する体制など障がい者の工賃向上のための仕組みづくりを推進します。

さらに、ホームヘルプサービス、ショートステイサービスをはじめとする各種在宅サービスの利用援助を行い、障がい者（児）が安心して在宅生活を送ることができるよう努めるとともに、在宅で支える介護者の負担を軽減します。

243 地域生活を支え社会参加を促進する

障がい者就労訓練施設や障がい者福祉センターなどの事業を通じて、障がい者が社会活動などに参加する機会や場の充実に努めます。また、グループホームなどの事業所設置相談や指定などに関する支援を行うことにより、社会資源の充実・確保や、障がい者が住み慣れた地域で生活が営めるよう努めます。

さらに、障がい者（児）が地域で安心して生活を送ることができるよう、日常生活用具の給付や手話通訳者等の派遣、医療負担の軽減などを行います。

244 円滑な移動を可能とする人にやさしい環境をつくる

障がい者（児）が地域社会の中で活動し、自立した日常生活を営むことができるよう、公共施設等のバリアフリーに関する情報提供の充実に取り組みます。

また、障がい者（児）が安心して外出できるよう、外出介助などの支援の充実を図ります。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(241) 児童発達支援事業（ぐんぐん、のびのび）	発達に遅れのある児童に対し、日常生活に必要な基本的動作や集団生活への適応能力を指導します。	児童発達支援センターでの療育が必要な児童のうち、施設の利用ができないものの数	
		0	0
(242) 障がい者就労支援事業	障がい者の職業的および社会的自立の促進を図るため、就労相談や就職準備、職場定着などの就労支援を実施するとともに、多様な就労形態を模索するため、障がい者の職場参加・職場実習を行う地域適応支援事業を実施します。	障がい者の就労者数 (H23年度からの累計)	
		287人	1,007人
(242) 成年後見事業	判断能力の低下した高齢者や障がい者等の権利と財産を守る法律的な支援制度である成年後見制度が身近なものとして活用されるよう利用啓発、個別相談への対応、市民後見人の養成等を行い、高齢者や障がい者およびその保護者、家族を支援します。	成年後見制度利用件数 (H23年度からの累計)	
		52件	229件
(243) グループホーム支援事業	地域での生活を望む障がい者の生活を支援するため、グループホーム、生活ホームにおいて日常生活上必要な支援を提供するとともに、グループホームには訓練等給付費を支給し、生活ホームには補助金を交付します。	共同生活援助（グループホーム）の利用者数 (H23年度からの累計)	
		236人	800人
(243) コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者等の社会参加の促進とコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳者や要約筆記者の育成等を行います。	コミュニケーション支援事業における手話通訳者・要約筆記者の派遣件数 (H23年度からの累計)	
		3,782件	10,360件
(244) 障がい者移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出が、安全かつ円滑にできるよう支援を行います。	移動支援事業利用人数 (H23年度からの累計)	
		534人	1,607人



障がい者が地域で働き、自立し、安心して暮らしていけるよう支援します
(障害者就労訓練施設「しらこぼと」)

2-5 高齢者が敬愛され生きがいをもてるまちをつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

少子高齢化や核家族化が進む中、本市においては、平成24年10月に高齢化率（65歳以上の人口に占める割合）が21%に達し、いわゆる超高齢社会に突入しました。その後も高齢者は増加し、平成27年5月1日現在の高齢者人口は77,973人、高齢化率は23.2%と、本市は、国の平均以上に急激に高齢化が進むことが予測されており、地域の高齢者の参加による日常生活や在宅介護支援の充実が急務となっています。

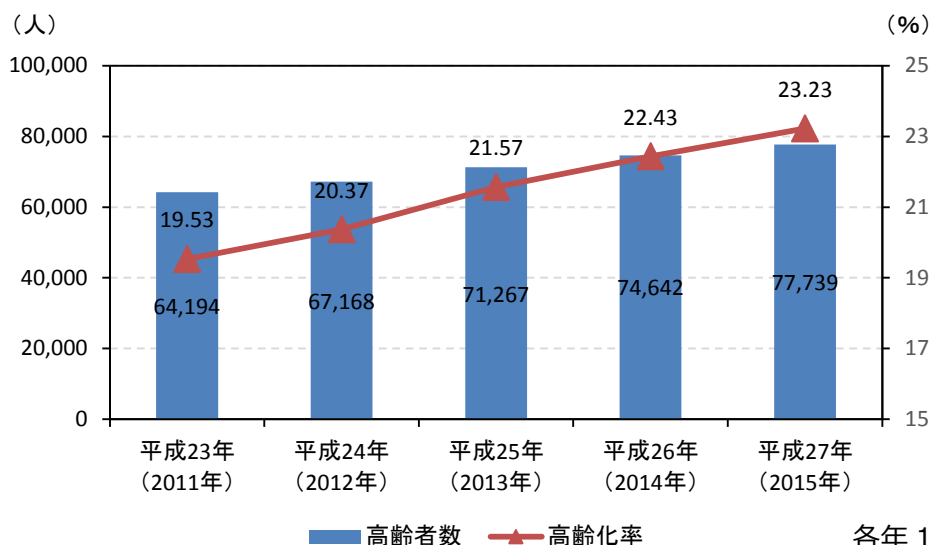
また、平成26年6月に「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、団塊の世代が一斉に後期高齢者となる2025年問題への対応に向け、介護が必要になった高齢者も、住みなれた地域で暮らし続けられるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の各種サービスが一体的に受けられる支援体制の整備（地域包括ケアシステムの構築）に向けた具体的方針が示されました。

本市では、一人暮らしの高齢者などが気軽に外出できるよう、平成23年10月に「ふらっと」がもうを、平成25年10月には「ふらっと」おおぶくろを開設したほか、老人福祉センターや介護支援ボランティア制度の整備など、様々な高齢者施策を実施してきました。

今後、高齢者をはじめとする市民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれており、地域包括支援センターの運営強化と地域ケア会議の充実に努めるとともに、認知症施策の推進や在宅医療・介護連携の推進を図るなど、地域包括ケアシステムの構築が重要となっています。

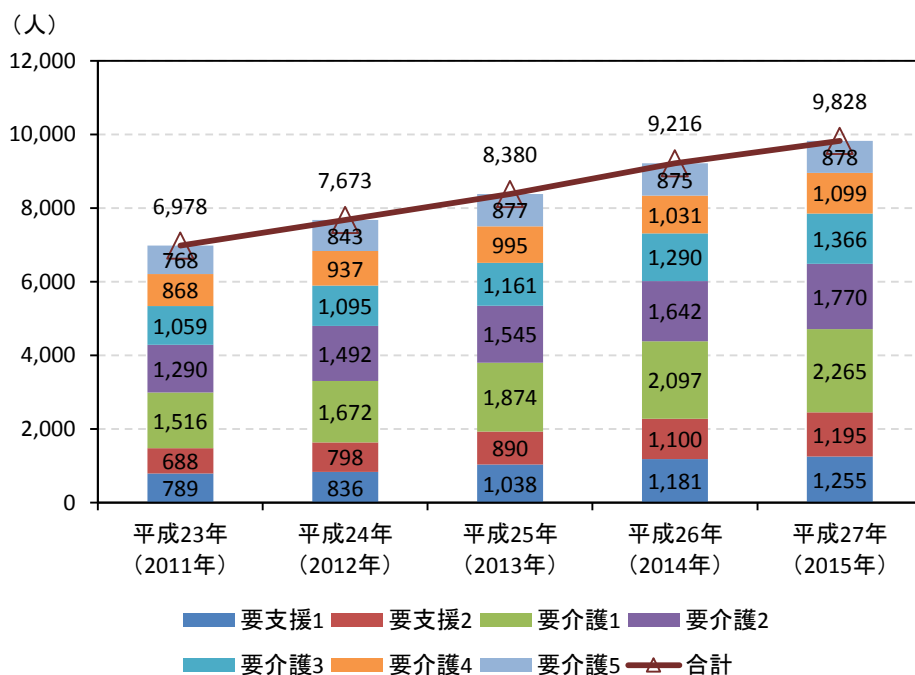
◆関連データ

・高齢者人口の推移



各年10月1日現在
資料：介護保険課

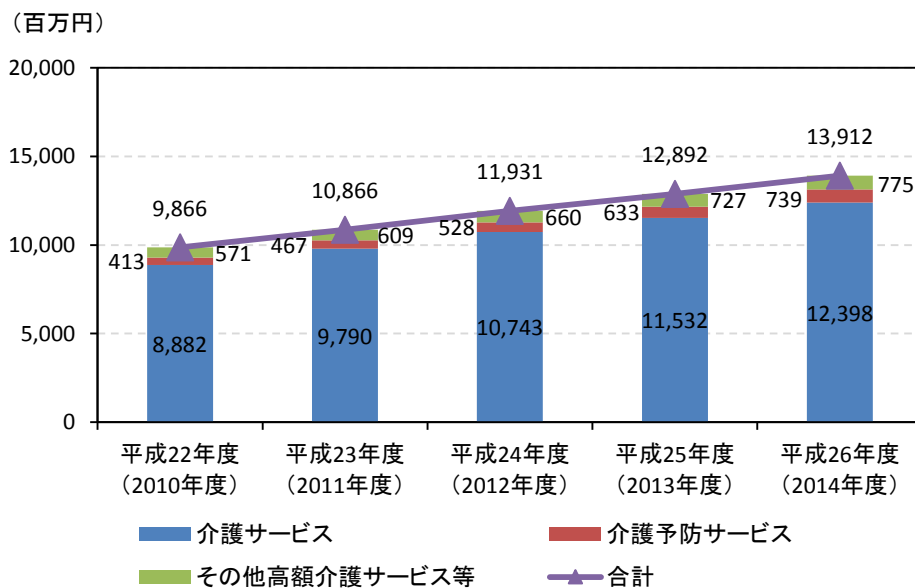
・要介護・支援認定者数の推移



各年 10月1日現在

資料：介護保険課

・介護給付費の推移



各年度末現在

資料：介護保険課

【目指すまちの姿】

- ・健康づくりや生活環境に応じた介護予防が進められ、地域活動や地域福祉活動に高齢者自身が参加できる、高齢者が住みなれた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるまち
- ・地域包括支援センターの充実、地域包括支援ネットワークの拡充、介護保険制度に関する相談、情報提供体制の充実により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯なども安心して暮らせるまち
- ・認知症対策や市民後見制度の取り組みなど、高齢者の権利擁護体制の充実により、高齢となっても住み慣れた地域で、尊厳を保持しつつ日常生活を送ることができるまち

【実現するための施策】

2-5 高齢者が敬愛され生きがいをもてるまちをつくる		
251	生きがいづくりを支援する	2511 生きがい対策事業の推進
		2512 社会参加の拡充
		2521 高齢期の健康づくりと相談体制の充実
		2522 介護予防事業の拡充
252	健康づくりと介護予防を進める	2523 認知症対策の充実
		2531 介護保険制度の相談・情報提供体制の充実
		2532 介護サービスの充実と質的向上
		2533 介護保険施設等の基盤整備
253	介護保険制度の充実を図る	2534 介護保険の健全運営
		2541 地域に身近な地域包括支援センターの充実
		2542 医療・介護・地域の連携による地域包括ケアシステムの構築
		2543 要介護高齢者と家族の支援
254	高齢者を支える地域をつくる	2544 虐待防止の推進

【施策の内容】

251 生きがいづくりを支援する

超高齢社会の到来は、地域におけるまちづくりの担い手の増加と捉え、高齢者がボランティア等を生きがいとして担っていただけるよう、多様な機会を捉えて社会参加を促します。また、老人福祉センター等において、高齢者同士はもとより、他世代との交流も積極的に促進し、地域におけるつながりの強化とともに生きがいの増進を図ります。

252 健康づくりと介護予防を進める

認知症の理解を深めるため認知症サポーターを養成し、地域住民の認知症に対する理解の推進を図ります。また、認知症の早期発見・早期対応に向け、認知症に対する総合的な支援に努めます。さらに、多職種協働による認知症ケア実現に向け、研修を実施します。

生活支援・介護予防サービスの体制整備にあたって、住民が担い手となる活動や、多様な主体によるサービスの提供体制を構築します。また、地域の支え合いの体制づくりが求められていることから、住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動を推進します。

253 介護保険制度の充実を図る

本格的な超高齢社会を迎え、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加しています。高年齢化に伴うニーズの多様化に対応するため、高齢者からの相談や情報提供を行う体制の充実に努めます。

また、サービス付き高齢者住宅など高齢者の住まいや介護保険サービスの基盤整備に努めるとともに、介護保険施設や事業所への適切な指導を行い、サービスの質的向上を図り、健全な介護保険制度の運営に努めます。

254 高齢者を支える地域をつくる

今後、さらに高齢化が進む中で、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの地区センターをはじめとする市の公共施設等への移設を推進します。また、在宅の要介護高齢者やその家族等を支援するため、介護保険制度と連携した在宅福祉サービスの充実を図り、住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(251) 老人福祉センター運営事業	市内4館の老人福祉センターを指定管理委託し、高齢者の健康増進や生きがいづくりを進めます。	施設の年間利用者数	
		300,452人	400,000人
(251) 介護支援ボランティア事業	65歳以上の方が登録し、福祉施設でボランティアをすると、年間5,000円を上限にポイントを換金できる制度を実施します。	介護ボランティア登録者数(累計)	
		253人	2,400人
(252) 認知症総合支援事業	認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームを設置するとともに、本人や家族が地域の人と交流し、相互理解を深める場(オレンジカフェ等)の設置を推進します。	オレンジカフェ設置数	
		—	3か所
(252) 認知症サポーター養成事業	市民が認知症を理解し、認知症の方を温かく見守る社会を作るための一助とします。	認知症サポーター養成数 (H19年度からの累計)	
		17,452人	30,000人
(253) 特別養護老人ホーム施設整備促進事業	介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームにおける新たな施設の整備を促進します。	特別養護老人ホーム整備率	
		1.23% (958床)	1.8% (約1,500床)
(254) 地域ケア会議	高齢者の適切な支援策の検討等を行うために、多職種協働のもと、会議を開催します。	地域レベルで実施するネットワーク会議への参加者数 (累計)	
		1,429人	6,500人



高齢者の生きがいづくりを進めます

(平成27年12月に開設した市内4番目の老人福祉センターひのき荘での活動の様子)

2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る

【これまでの取り組みとこれからの課題】

高齢社会の進展や不透明な社会経済情勢により、医療保険制度や年金制度などの社会保障制度に対する市民の関心は高く、制度への様々な要求が高まっています。

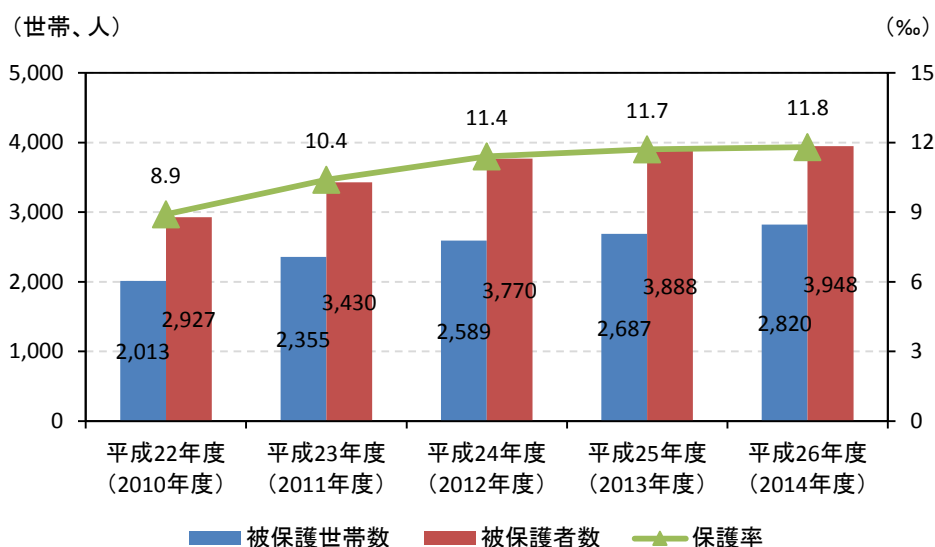
このような状況の中、生活保護率は増加傾向にあることから、受給者の早期の自立を目指し、様々な就労支援事業により、就労者増加につなげてきました。今後も、引き続き、就労支援や生活上の諸問題に対する相談支援体制の充実を図っていくとともに、生活保護に至る前の段階の方に対する支援を実施していく必要があります。

また、国民皆保険制度の基盤的な役割を担う国民健康保険制度および後期高齢者医療制度は、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより医療費が毎年増加する中、被保険者が安心して医療を受けることができるように、その役割を果たしてきました。今後も、重要な社会保障制度の一つとして、制度を維持・充実させるため、医療費の適正化を図り、健全な運営に努める必要があります。

そして、長い老後生活の経済面を社会全体で支えている公的年金制度は、年金財源が緊迫するとともに世代間における負担の均衡が重要な課題となってきました。将来も国民の共同連帯により安定的運営を図り、健全な国民生活の維持・向上と、制度への理解と加入の促進が求められています。

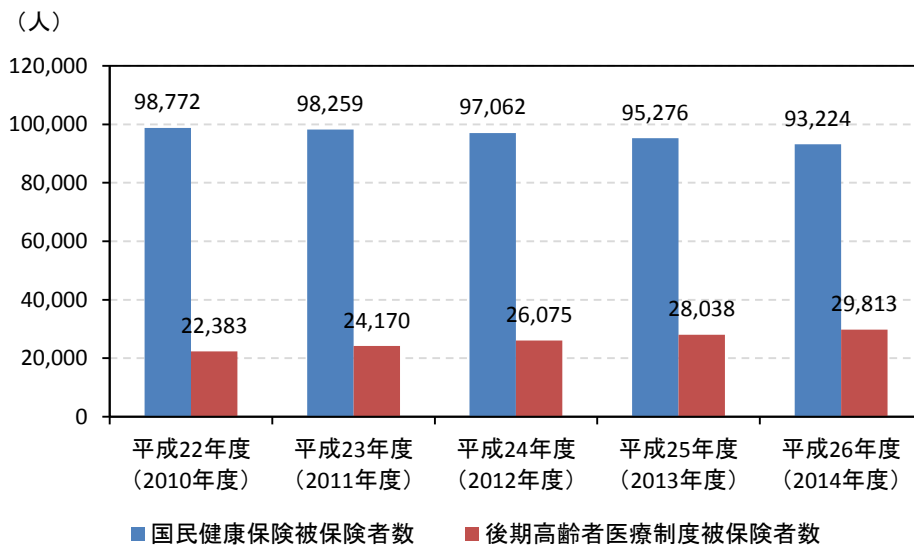
◆関連データ

・生活保護率の推移



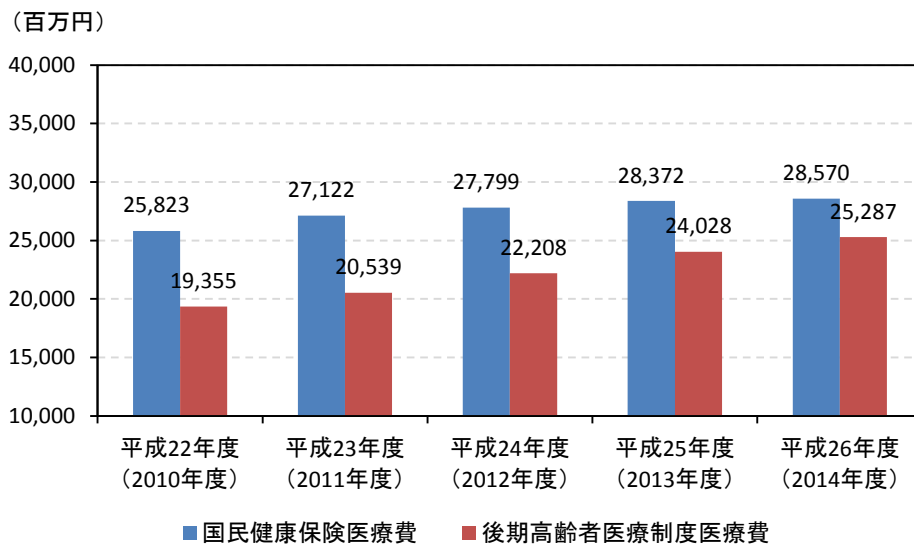
各年度末現在
資料：生活福祉課

・ 国民健康保険および後期高齢者医療制度被保険者数の推移



各年度末現在
資料：国民健康保険課

・ 国民健康保険および後期高齢者医療制度医療費の推移



各年度中
資料：国民健康保険課

【目指すまちの姿】

- ・生活保護制度および生活困窮者自立支援制度の適正な運営により、市民が健康で安定した生活を営めるまち
- ・国民健康保険および後期高齢者医療制度の運営を安定させ、市民が安心して医療を受けられるまち
- ・国民年金制度に対する理解と加入の促進に取り組み、市民が安定した生活を送ることができるまち

【実現するための施策】

2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る			
261	生活に困窮している方へのサポート体制の充実に努める	2611	生活保護制度および生活困窮者自立支援制度の適正な運用
		2612	相談・支援体制の充実
262	医療保険制度の充実を図る	2621	国民健康保険制度の推進と医療費の適正化
		2622	後期高齢者医療制度の推進
263	安定した生活を送るため年金制度を支援する	2631	国民年金制度の理解と加入の促進

【施策の内容】

261 生活に困窮している方へのサポート体制の充実に努める

生活保護を適正に実施するため、家庭訪問等をとおして対象世帯の生活状況を把握し、生活上の諸問題の解決に向けて、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ハローワークなど関係機関との連携を図り、適切な助言・指導を行うなど、被保護者の経済的、精神的、身体的自立に向けた相談・支援体制の充実に努めます。

また、生活困窮者自立支援事業の実施により、生活保護に至る前の段階で、生活に困窮している方々に対する相談・支援体制を構築し、必要な援助を行います。

262 医療保険制度の充実に努める

被保険者が安心して医療を受けることができるように、医療保険制度改革の動向を注視しつつ、医療費の適正化および財政の健全化に努め、地域医療保険としての国民健康保険制度の円滑な運営を図ります。

また、後期高齢者医療制度についても、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な運営を図ります。

263 安定した生活を送るため年金制度を支援する

市民の公的年金受給権確保に向け、年金相談業務の充実や市ホームページ・広報紙等を活用した国民年金制度の周知や啓発に努めるとともに、日本年金機構との協力・連携のもと国民年金適用者を的確に把握し、積極的に加入の促進を図ります。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
(261) 被保護者就労支援事業	被保護世帯の自立助長を促すために就労阻害要因のない被保護者に対し、関係機関と連携して、就労に向けた支援を行います。	就労決定者の割合	
		29.5%	35.0%
(262) 国民健康保険給付事業	被保険者の負担軽減を図るため、疾病、負傷、出産などに対し、保険給付を行います。	被保険者1人当たり療養諸費 費用額の埼玉県市町村 平均額との比率	
		100.43%	100%未満
(263) 国民年金事務事業	日本年金機構との協力連携のもと、国民年金制度の理解と加入の促進を図るため、各種届出の受付や給付等に係る相談業務等公的年金の受給権確保に向けた取り組みを行います。	国民年金受給者数	
		75,092 人	83,000 人

大綱3 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

● 都市計画、都市施設、住宅

- 3—1 自然と調和した安全で活気ある都市をつくる
- 3—2 越谷らしい景観をつくる
- 3—3 地域を支える道路・交通環境をつくる
- 3—4 水と緑を活かしたやすらぎのある空間をつくる
- 3—5 安全で良好な水環境をつくる
- 3—6 安心して住むことができる住宅環境をつくる

3—1 自然と調和した安全で活気ある都市をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

本市は、首都圏の近郊住宅都市でありながら、市域の面積の約半分が市街化調整区域で、市街地を取り囲むように農地が存在し、多くの河川や水路が縦横に流れているといった特性を有しています。市街地は、東武鉄道伊勢崎線の各駅を中心にまちがつくられてきたことから、拠点が連続的に形成されています。市街化調整区域では、資材置場や駐車場など農地以外への転用が進み、農地と宅地等との混在が多く見られます。このため、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき、長年にわたり育まれてきた本市の歴史、地勢、社会的環境等を活かした都市施設の確保を図るとともに、豊かな自然環境を保全しながら、それらと調和した土地利用を進めることが求められています。

また、平成20年には、JR 武蔵野線の新駅である「越谷レイクタウン駅」が開業し、平成26年には、越谷レイクタウン特定土地区画整理事業が完了しました。鉄道交通の結節点である南越谷駅周辺においても、さらなる商業・業務の集積の高まりや医療施設の充実が期待されます。さらに、市の中心である越谷駅周辺地区および南越谷駅周辺地区の中心核、それを補完する副次核である越谷レイクタウン地区および西大袋地区の整備を推進し、県南東部地域の中核都市にふさわしい本市の顔づくり・拠点づくりを進めていくことが求められています。

これまでは、東京一極集中の影響の中で都市化・郊外化に対応するため、市街地開発事業を推進するとともに、生活環境の向上とあわせて各公共施設の整備を積極的に進めてきました。今後は、少子高齢化・人口減少などの状況変化に対応し、だれもが暮らしやすい、多様な都市機能が集積したコンパクトな生活空間を実現する活気ある市街地の構築が求められています。

さらに、全国各地で地震や水害などの大規模災害が相次いで発生している状況を踏まえ、都市づくりにおいては、防災面での取り組みの必要性が高まっています。災害時の避難路や延焼遮断帯としての役割も担っている都市計画道路の整備の促進、水路や河川の安全性の強化などの取り組みが一層必要となっています。

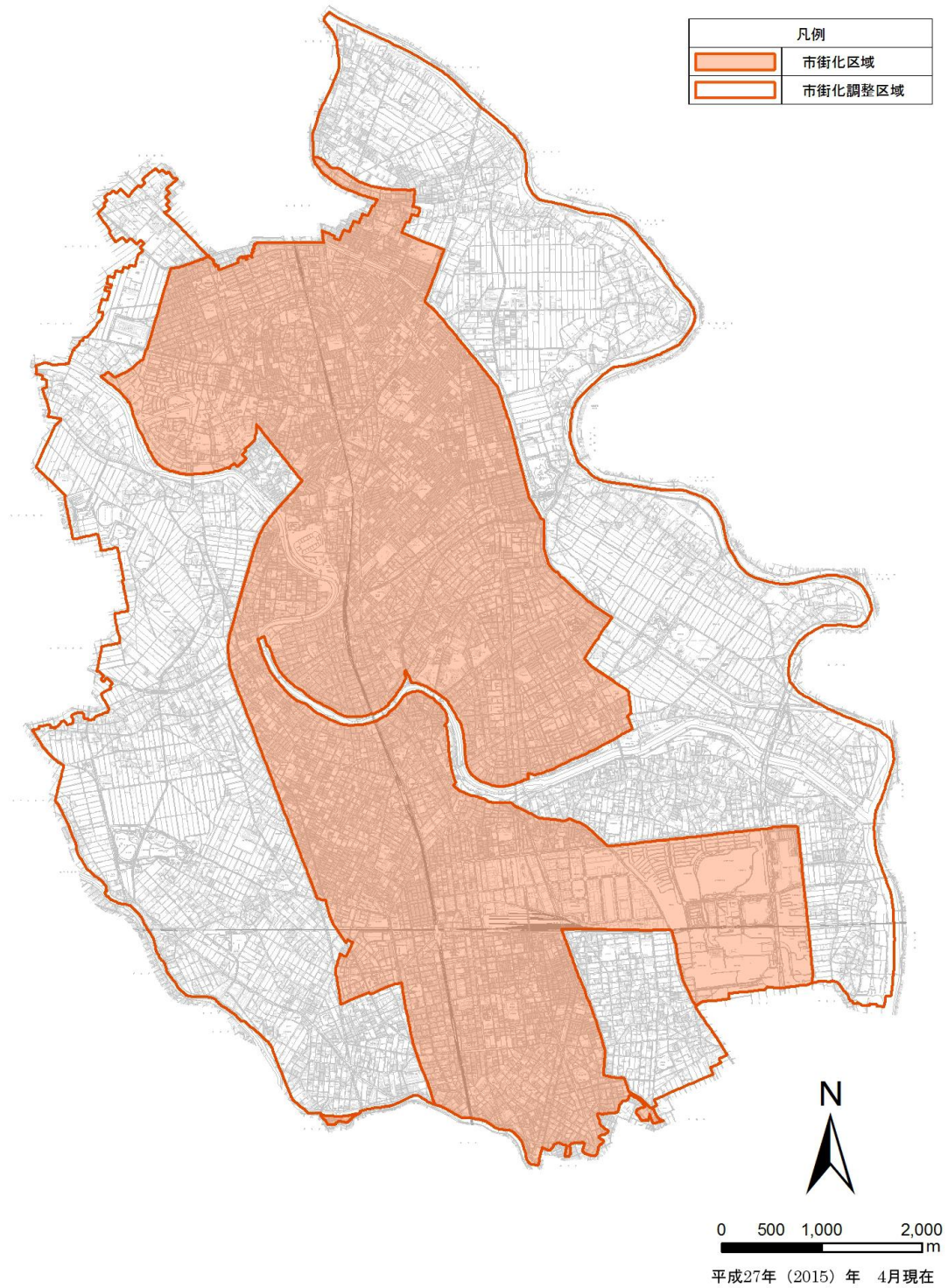


大相模調整池の水辺は憩いの場となっています

(平成11年から進められてきた越谷レイクタウン特定土地区画整理事業が平成26年11月に完了)

◆関連データ

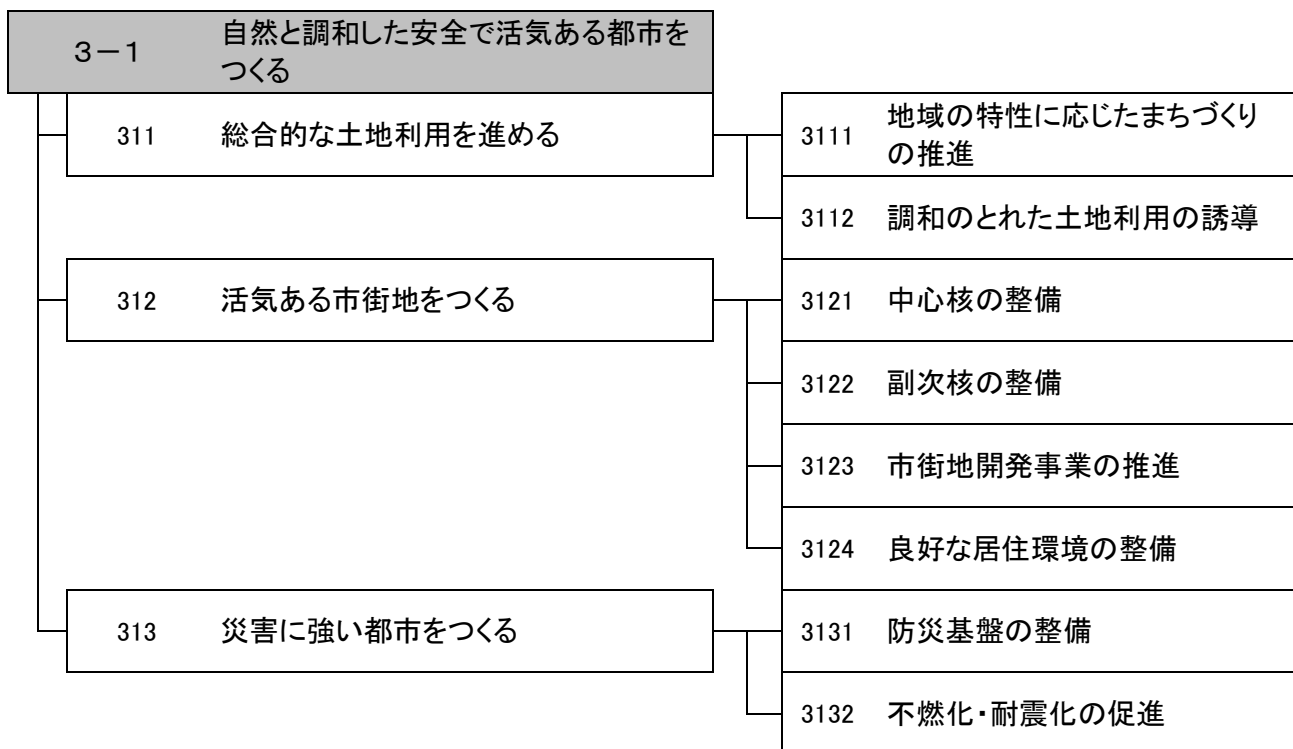
■区域区分図



【目指すまちの姿】

- ・地域の特性に応じた土地利用を誘導することにより、人口減少や少子高齢社会に対応した自然環境と調和したまち
- ・中心核・副次核の整備および市街地開発事業による計画的な都市基盤の整備を推進し、活気ある市街地を構築した、県南東部地域の中核都市としてふさわしいまち
- ・災害時のライフライン確保や建築物などの不燃化・耐震化を促進するなど、防災機能の強化を図った災害に強い安全なまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

311 総合的な土地利用を進める

豊かな自然や田園環境に配慮した土地利用を実現するため、地域の特性に応じたまちづくりを推進するとともに、調和のとれた土地利用の誘導を図ります。

また、市街化調整区域では、住宅・農業・工業の混在を解消するため、都市計画法による開発許可制度や関係法令等を活用し、優良な農地や緑地を保全するとともに、既存工場等が集積されている区域や主要幹線道路沿線における区域などについては、地域の特性を活かした土地利用の規制、誘導を図ります。

312 活気ある市街地をつくる

県南東部地域の中核都市にふさわしい都市機能の充実を図るため、中心核、それを補完する副次核および各駅周辺地区の特性に応じた市街地の整備を推進します。

また、利便性・快適性を備えた良好な市街地を形成するため、市街地開発事業を推進するとともに、多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを進めます。

313 災害に強い都市をつくる

災害に強い都市の形成を図るため、防災機能を備えた公共施設の適正な配置を行うとともに、上下水道、電気、ガス、通信などのライフラインを円滑に供給できるよう、防災基盤の整備を図ります。

さらに、緊急時に対応でき、延焼防止帯ともなる幹線道路の整備を進めるとともに、市街地における建築物などの不燃化・耐震化を促進します。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(311) 開発指導業務事業	地域の特性に応じたまちづくりを推進するとともに、調和のとれた土地利用の誘導を図るため、都市計画法による開発許可制度および「越谷市まちの整備に関する条例」による公共施設等の整備に係る協議基準に基づく許可・整備等を行います。	越谷市まちの整備に関する条例に基づく完了検査の実施率	
		95.0%	100%
(312) 西大袋土地区画整理事業	本市の副次核である西大袋地区(地区面積 125.9ha)の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備を行います。	西大袋土地区画整理事業の進捗率	
		67.2%	100%
(312) 西大袋地区拠点施設整備事業	西大袋地区の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、地区の中央部に位置する調整池・近隣公園・公共公益施設用地の約 6.5ha 内に地区センター・公民館等の機能を備えた拠点施設の整備を進めます。	西大袋地区複合拠点施設用地取得率	
		—	100%
(313) 橋りょう耐震化整備事業	地震による落橋・倒壊等の甚大な被害を防止するため、橋長 15m以上の重要橋りょう等の耐震補強を行い、耐震性能の向上と地震時における迅速な通行・輸送機能の確保を図ります。	橋りょうの耐震化率	
		18.1%	43.1%

3-2 越谷らしい景観をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

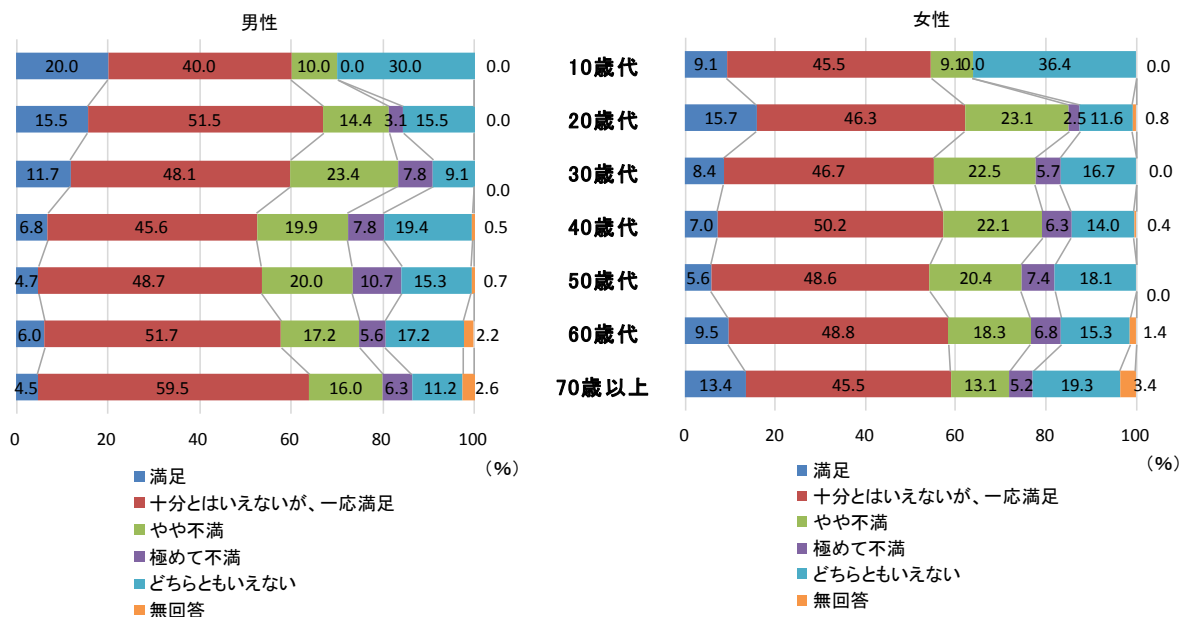
本市には、日光街道（奥州街道）の宿場町として発展してきた歴史を感じさせる街並みや、大聖寺、浄山寺、久伊豆神社などの由緒ある神社・仏閣があり、歴史的なまちの風景を形成する大切な要素となっています。また、大落古利根川、元荒川、綾瀬川などの水辺空間や、集落の屋敷林、寺社の社叢・境内林、その周辺に広がる水田により、本市の自然的景観が形成されています。越谷らしい個性的なまちづくりの展開にあたっては、これら歴史的・自然的な景観を保全し、活用することが大切です。

また、本市では、統一的で秩序ある景観を形成するため、先導的に景観に配慮した公共施設の整備を進めるとともに、分かりやすくデザインされた公共サイン（案内板）の設置などを行ってきました。こうした景観行政をより一層推進するため、平成21年4月1日に、景観法に基づく景観行政団体となり、平成25年3月には、総合的な景観形成を図るべく、景観法に規定する景観計画および一体的に運用する景観条例を定めました。

今後は、景観計画を活用しながら、公共施設はもとより民間建築物等に関しても、景観への配慮を求めるための規制・誘導を効果的に実施するとともに、市民、事業者、市の連携と協働により、越谷らしい良好な景観形成を推進し、それぞれの地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを実現するため、住民参加による地区計画の活用や景観協定および建築協定の締結などを促進していく必要があります。

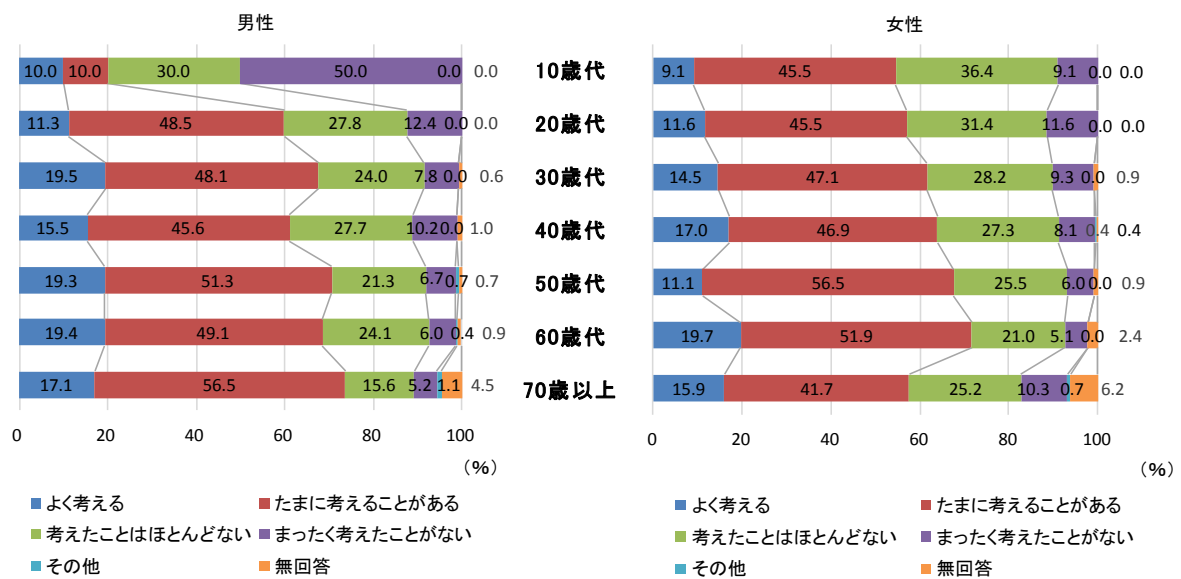
◆関連データ

・景観（景観の満足度）に関する市民意向



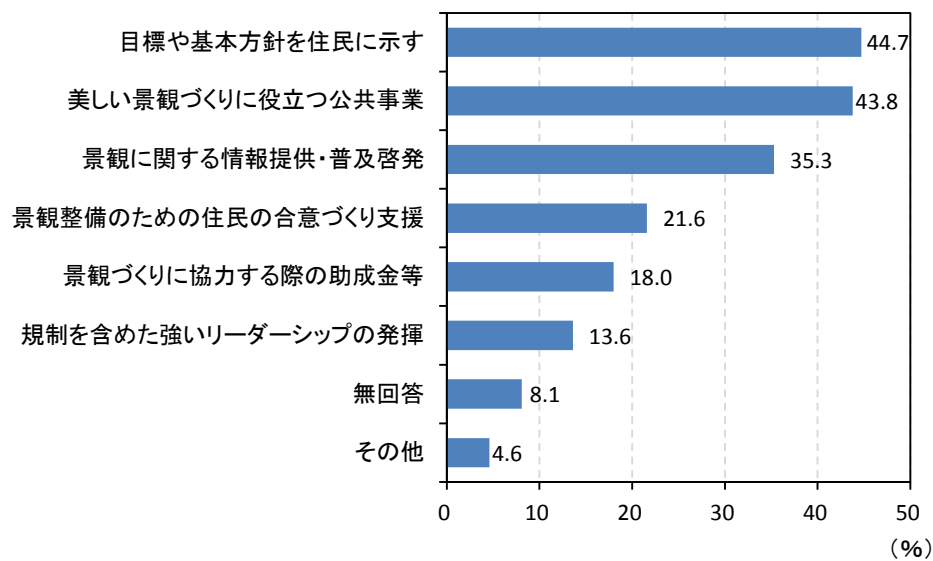
資料：平成26年度市政世論調査

・ 景観（景観の考察）に関する市民意向



資料：平成26年度市政世論調査

・ 景観（行政に望むこと）に関する市民意向



資料：平成26年度市政世論調査

【目指すまちの姿】

- ・ 景観法に基づく景観計画の活用により、河川や田園等の自然環境と歴史的特性などと調和した、うるおいと魅力ある総合的な景観形成が図られたまち
- ・ 景観に関する市民意識の高揚を図り、住民発意による地区計画や景観協定、建築協定等の制度を活用した地区の状況に応じた美しいまち

【実現するための施策】

3-2 越谷らしい景観をつくる		
321	景観に配慮したまちづくりを推進する	3211 魅力ある街並み景観の形成
322	協働による景観創造の仕組みをつくる	3221 良好な景観形成に向けた制度の活用
		3222 地区計画の活用と建築協定の締結促進



都市景観や防災上の観点から電線類を地中化し、整備された街並み
(越谷レイクタウン駅周辺)

【施策の内容】

321 景観に配慮したまちづくりを推進する

寺社や旧宿場町、屋敷林等の資源を保全・活用するとともに、良好な集落地景観の誘導を図ることにより、本市の歴史や自然環境に調和した都市景観を創造します。

また、市街地縁辺部からの眺望や広がりのある田園を保全するとともに、河川や水路などの水辺空間の活用を図ることにより、良好な自然景観を守ります。

さらに、道路・公園等をはじめとする公共公益施設や公共サインなどの整備においては、街並みのデザインを誘導するような、質の高い施設となるように配慮します。

322 協働による景観創造の仕組みをつくる

良好な街並みの形成には、建物・工作物・広告物等の形態や色彩などについての一定のルールづくりが不可欠であり、行政・市民・事業者等すべての人に求められる景観形成を図るために、地区住民の発案による地区計画、建築協定および景観計画、景観条例の効果的な活用ならびに住民主体の景観形成の推進・支援などにより、協働による景観創造の仕組みをつくり、統一感のある、調和のとれた街並みづくりを推進します。

屋外広告物や屋外広告物を掲出する物件の許可等および屋外広告業の登録等に関し、越谷市屋外広告物条例による必要な情報の提供および知識の普及に努めるとともに、違反広告物について、地域住民の方に市主催の講習を受講していただいた後、市長からの委任を受けて除却活動を行う簡易除却推進員への参加を啓発し、良好な景観の形成を図ります。

新規開発計画に対する建築協定への誘導を図るとともに、既存建築協定地区が建築協定の認可期間が失効する前に認可を取り直す際の住民に対する啓発を実施します。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(321) 電線類地中化事業	安全かつ円滑な道路交通の確保や都市景観の整備・保全を図るため、電線類の地中化を推進します。	電線類地中化の進捗率	
		81.3%	92.9%
(322) 景観形成推進事業	越谷らしい良好な景観形成を図るため、公共施設の整備については景観に配慮するとともに、景観に係る講演会、写真コンクール等を実施し、市民等の景観形成に対する意識づくりを推進します。	市政世論調査における 景観の満足度	
		58.3%	70.0%
(322) 屋外広告物対策事業	無秩序、無制限な広告設置を抑制し、良好な景観形成の推進を図るため、広告物設置、管理の規制および広告業者への指導や違反広告物の撤去活動を行います。	違反広告物の撤去枚数	
		6,267 枚	5,166 枚

3—3 地域を支える道路・交通環境をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

本市の道路網の骨格形成を担う国道 4 号や東埼玉道路および周辺の幹線道路では、都市化の進展や交通需要の増加により、慢性的な交通渋滞がみられます。広域的な自動車交通の円滑化や拠点間の連携強化、災害時の避難路の確保などに対応するため、主要幹線道路等の整備によるネットワーク形成が求められています。整備にあたっては、すべての人々が安全かつ容易に通行できるよう、快適な歩行空間の確保に努めていく必要があります。

また、日常生活において必要不可欠な生活道路である市道は、平成 26 年度末現在、8,435 路線、総延長 1,298.3km、舗装率 88.5%となっていますが、生活道路の整備に対する要望は依然として多く、適正な維持管理および交差点における安全性の確保や、歩行者・自転車交通の円滑化などが求められています。

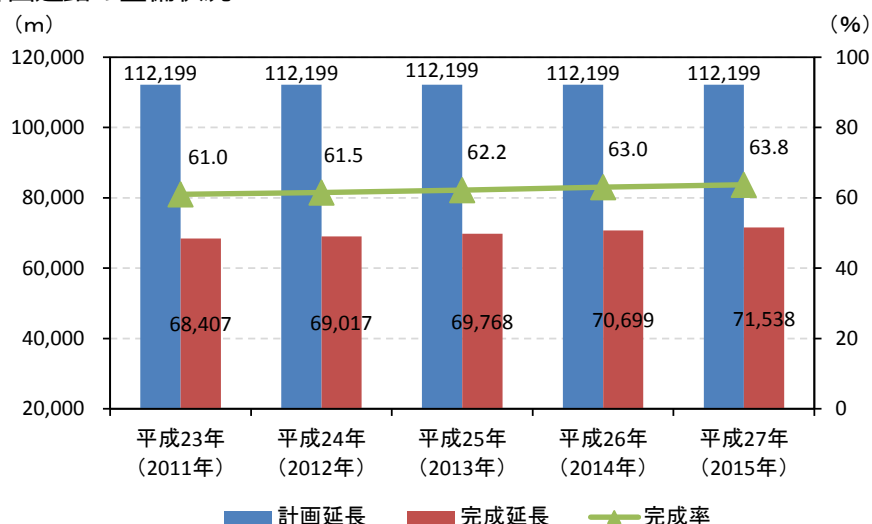
さらに、道路・橋りょうといった都市基盤についても、更新等の老朽化対策により、過大な財政負担が生じることが予測され、維持管理方法を従来の損傷が発生した後に直す対処療法型から損傷が軽微なうちに予防的な対策を行う予防保全型へ切り替え、安全性を保ちながら長寿命化を図ることが求められています。

一方、地球環境への配慮や高齢社会への対応として、公共交通への転換を図ることが求められています。鉄道は、通勤・通学や買い物などにおける市民の主要な交通手段として大きな役割を担っており、市内には、東武鉄道伊勢崎線 6 駅、JR 武蔵野線 2 駅の 8 つの鉄道駅があります。鉄道のさらなる安全性・利便性の向上や混雑緩和のための輸送力増強が求められています。現在、構想されている高速鉄道東京 8 号線のレイクタウン地区への延伸も、早期実現が期待されています。

また、バスについては、市民の身近な交通手段として、鉄道を補完する輸送機関としての重要な役割を担っており、市民要望も多く寄せられています。平成 26 年度に実施したミニバスの試験運行等の調査結果を踏まえ、本市にかなった地域公共交通施策を推進する必要があります。

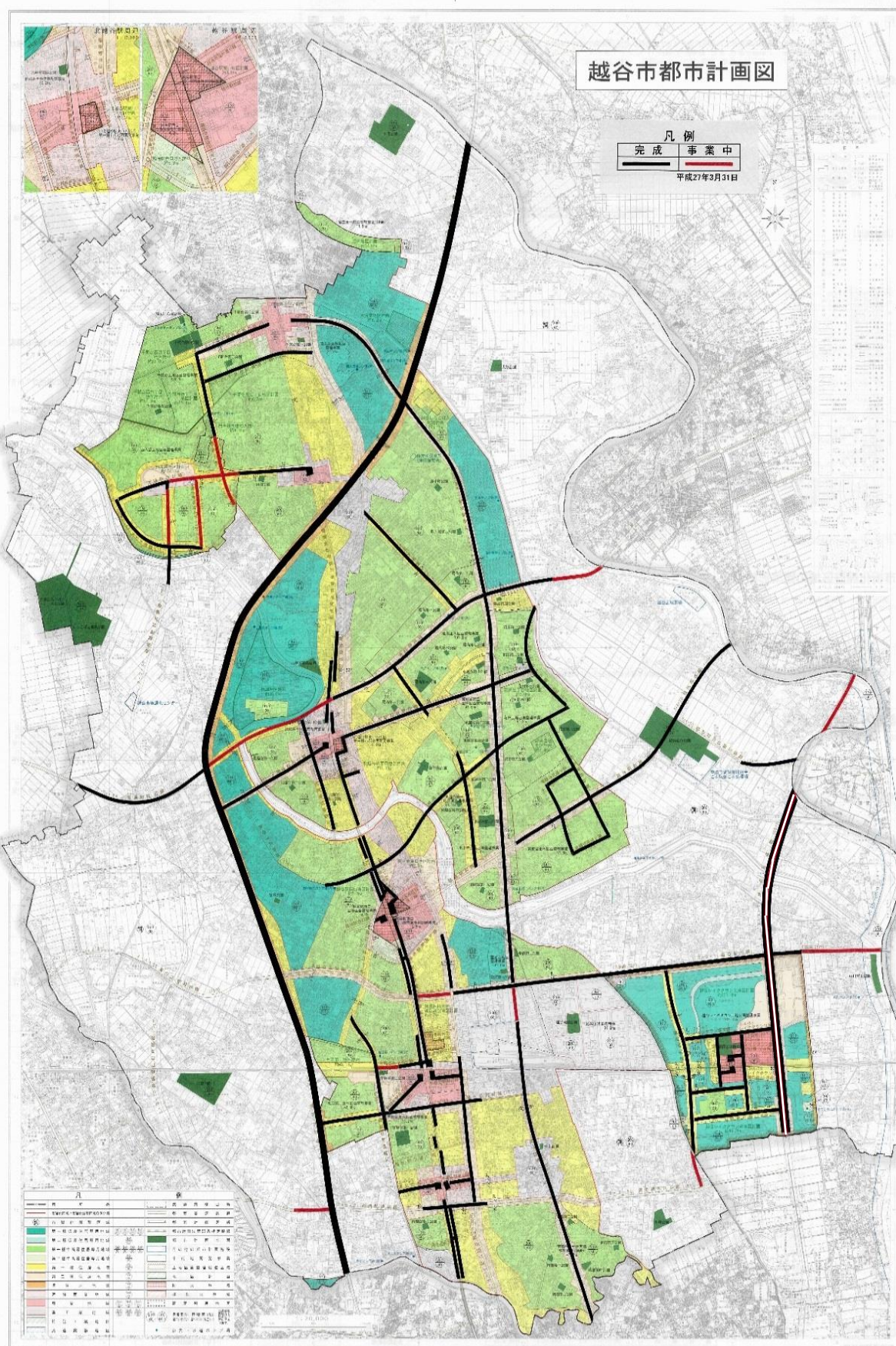
◆関連データ

・都市計画道路の整備状況



各年 4 月 1 日現在
資料：道路建設課

・都市計画道路の整備状況図



【目指すまちの姿】

- ・国・県道をはじめとする幹線道路と、生活道路、橋りょうが体系的に整備された、安全かつ円滑な道路網が形成されたまち
- ・災害時への対応などを含めて、道路・交通環境の適正な維持管理がされたまち
- ・高齢社会への対応や環境負荷の軽減に配慮した公共交通の利用促進に努めるまち
- ・まちづくりと連携し、利便性が高く持続可能な公共交通網が形成されたまち

【実現するための施策】

3-3 地域を支える道路・交通環境をつくる	
331 道路の整備を図る	3311 都市計画道路の整備 3312 幹線道路・歩道の整備・維持管理 3313 生活道路の整備・維持管理 3314 橋りょうの整備・安全対策 3315 道路のバリアフリーの推進 3316 道の駅の整備
332 道路施設等の適正管理を行う	3321 道路管理システムの構築 3322 交通安全施設の充実
333 公共交通網の充実を図る	3331 公共交通の整備・充実



計画的に道路の整備を図ります
(大袋駅舎・大袋駅西口線)

【施策の内容】

331 道路の整備を図る

都市計画道路などの幹線道路は、市民生活に欠かすことのできない大変重要な都市施設です。国施行の東埼玉道路や県施行の八潮越谷線、浦和野田線などの整備促進を図るとともに、越谷吉川線をはじめとする幹線道路や橋りょうなどの整備を進め、安全かつ利便性の高い道路網の整備を図り、地域特性や道路の利用形態にあわせた計画的な道路整備および道路改良を推進します。

市民の日常生活に密着した生活道路については、安全性や利便性の向上を図り、利用形態を考慮した整備を進めます。広幅員の道路については、歩車道の分離を行うとともに、既存の道路については、障がい者や高齢者に配慮したバリアフリー化を図ります。

道路の維持管理については、安全性や利便性の向上を図り、利用形態を考慮した補修に努めます。

橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕・補修を進め、橋りょうの安全性の確保および延命化を図るとともに、耐震化を進めます。

道路利用者へのサービス向上と地域の活性化に資するとともに、災害時の防災機能を備えるなど、多面的要素を持つ道の駅の整備に向けて取り組みます。

332 道路施設等の適正管理を行う

道路は、歩行者や車両が円滑に通行するためだけでなく、ライフラインの占用空間としても重要な機能を有しており、地域の社会経済活動を支えるとともに、市民の日常生活に密着した都市施設です。そのための道路台帳や占用物や基準点、官民境界、道路照明灯等の道路に係る施設を管理運用する為の道路管理システムの更新を行うなど、引き続き道路の適正管理を実施します。

また、災害時の復旧工事や公共工事における事業を円滑に行うために実施してきた地籍調査について、いつ発生するか判らない震災に越谷市内全域が対応出来るように更なる進捗を図ります。

さらに、安全・安心なまちづくりを目指して、道路照明灯の設置、既存道路照明灯の環境に配慮したLED灯への切り替えを行うとともに、区画線等の路面標示やカーブミラーなどの設置を行い、交通安全対策を進めます。

333 公共交通網の充実を図る

本市の公共交通は、「越谷市地域公共交通網形成計画」に基づき、鉄道駅を中心に運行がされているバス路線の充実をはじめ、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成に努めます。

また、路線バスについては、国、県との連携のもと、バスの利便性を高める取り組みとして、高齢者や児童、車いす利用者などの乗降がスムーズに行えるノンステップバスの導入に際し側面的な支援を行います。

さらに、鉄道輸送力の強化や安全性・利便性の向上を図るため、列車の増便や増結などの要望や駅施設の整備を充実させるとともに、県南東部地域の中核都市にふさわしい都市機能の強化が期待される高速鉄道東京8号線の誘致を推進します。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(331) 越谷吉川線整備事業	道路交通の円滑化を図るため、足立越谷線から南越谷駅越谷駅線までの整備を行います。	事業の進捗率	
		24.7%	100%
(331) 道路舗装事業	安全な走行性および道路環境の向上を図るため、道路の舗装改良を行います。	主要な幹線道路の舗装改良率	
		38.9%	49.3%
(331)・(541) 道の駅整備事業	道路利用者のための休憩機能や、災害時の避難場所としての防災機能、本市の持つ魅力や観光情報の発信のほか、新たな都市型農業を推進する機能などを備えた交流拠点施設の整備に向けた調査を行います。	候補地の決定	
		—	1か所
(331) 歩道整備事業	安全で快適な歩行空間の形成を図るため、広幅員道路における歩車道分離を行うとともに、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化を図ります。	歩道の整備率	
		64.0%	67.1%
(331) 橋りょう耐震化整備事業(再掲)	地震による落橋・倒壊等の甚大な被害を防止するため、橋長15m以上の重要橋りょう等の耐震補強を行い、耐震性能の向上と地震時における迅速な通行・輸送機能の確保を図ります。	橋りょうの耐震化率	
		18.1%	43.1%
(332) 都市再生地籍調査事業	土地境界に関するトラブルの未然防止や災害時の復旧工事・公共工事等を円滑に行うため、国土調査法に基づく市街地の道水路等と民地との境界の調査確定を行います。	DID区域内における官民境界確定作業の進捗率	
		66.5%	74.9%
(332) 交通安全施設整備事業	歩行者等の安全を確保するとともに、交通事故を未然に防止するため、暗い交差点や視認性の悪い道路を中心に照明灯や反射鏡等を設置し、交通安全の推進に努めます。また、照明灯は環境や経済面で優れているLED灯への更新を行い、二酸化炭素や消費電力の削減を図るとともに、ライフサイクルコストの抑制に努めます。	道路照明灯の設置数(累計)	
		12,708基	14,200基
(333) 地域公共交通推進事業	人口減少や少子高齢化が進む中、歩いて暮らせるまちづくりが求められていることから、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成を図ります。	市内の公共交通(鉄道・バス・タクシー)に対する満足度(市政世論調査)	
		—	85.0%



災害に備えて橋長15メートル以上の重要な橋りょうの耐震化を計画的に進めています
(新平和橋橋梁耐震整備工事)

3-4 水と緑を活かしたやすらぎのある空間をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

都市における公園や緑地は、市民生活にやすらぎとうるおいを与える貴重な空間であると同時に、防災空間や環境保全およびコミュニケーションの形成の場として、さらにはヒートアイランド現象や地球温暖化の防止にも大きな役割を果たしています。本市では、人口の増加にあわせて積極的に公園や緑道の整備・拡充を進めてきており、平成27年4月1日現在、緑道などを含めて市民1人あたりの公園・緑地面積は5.92㎡となっています。

今後の課題としては、公園利用者の増大や多様化する市民ニーズにこたえるため、市民と協働して個性的でより魅力的な公園づくりに取り組んでいく必要があります。特に、既成市街地などの公園の少ない地区については、新たな公園整備を進めていくとともに、借地による「ふれあい公園」などの制度を活用していく必要があります。

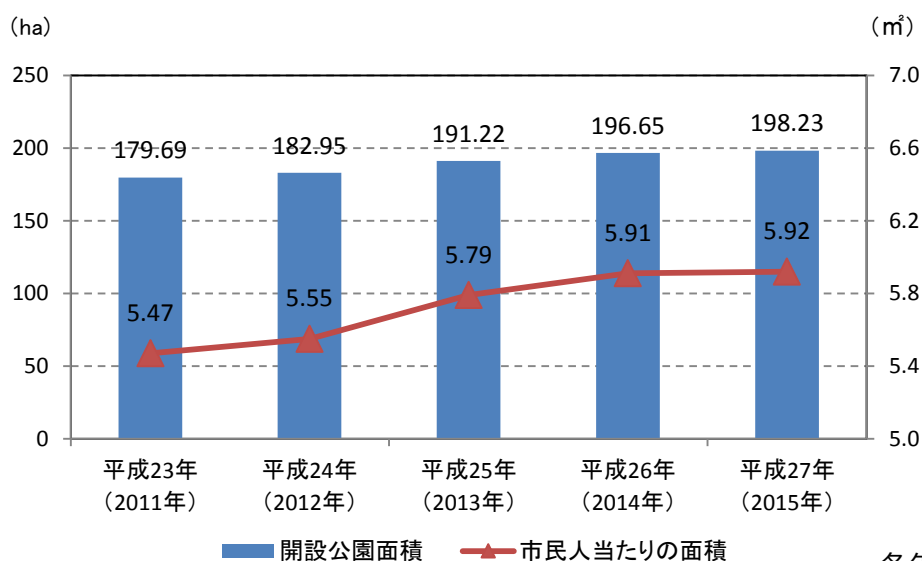
また、緑道については、安全で快適な水辺空間の創造のため、市内を流れる河川敷地や水路用地を利用した整備を進めており、綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川など、緑道整備のさらなる充実が求められています。

一方、既存の公園施設や緑道については、年々老朽化が進んでおり、施設の更新や維持管理費用の増大が懸念されることから、ライフサイクルコストを考慮した施設のリニューアルや維持補修を行い、あわせて市民との協働による維持管理活動等を推進し、安全かつ快適な利用環境の確保に努めていく必要があります。

樹林・樹木については、近年の宅地化の進展に伴い、急速に減少していることから、その保全および活用が求められており、緑豊かな生活環境と美しいまちの景観形成のため、昔ながらの原風景の保全とともに、公共施設・民有地などの緑化推進に努めていく必要があります。

◆関連データ

・公園（都市公園および緑地など）の面積の推移

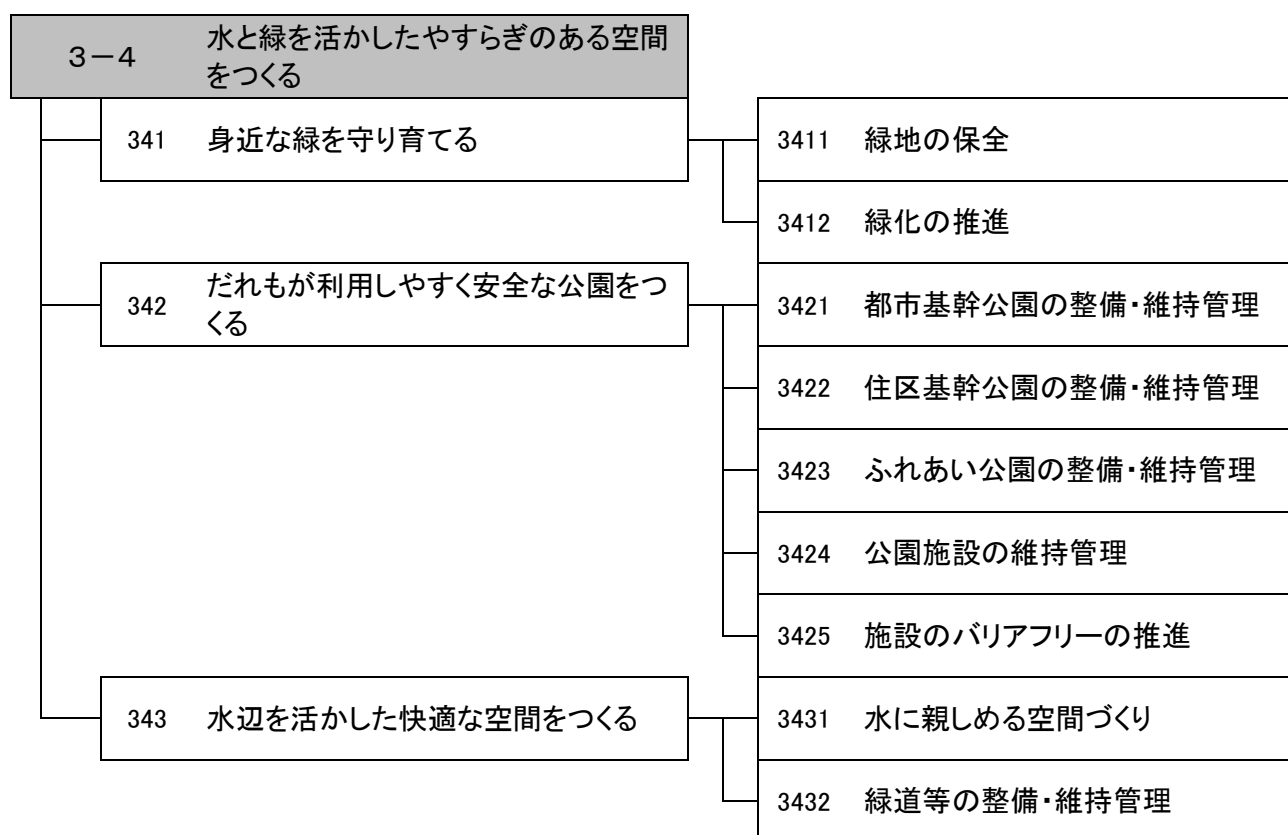


各年4月1日現在
資料：公園緑地課

【目指すまちの姿】

- ・市内の樹林・樹木の保全・育成を図り、河川敷地や調整池等を活用した緑地の整備を進めるまち
- ・市民参加を促進し、環境保全や緑化の推進に協働で取り組むまち
- ・だれもが公園や緑地を手軽に利用できるまち
- ・緑道や親水空間がネットワーク化されたまち
- ・公園を安全で安心して利用できるよう、市民との協働により維持管理に取り組むまち
- ・公園や緑道の安全かつ快適な利用環境を確保するため、年々老朽化が進んでいる施設に対し、ライフサイクルコストを考慮した更新や維持管理を行うまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

341 身近な緑を守り育てる

市内の貴重な緑地空間の保全と創出を推進するため、市民と連携して樹林・樹木の保全・育成を図るとともに、河川敷地や調整池等を活用した緑地の有効利用を進めます。

また、市民の緑化意識の高揚と緑化団体等の育成・支援に努め、緑化を推進します。

342 だれもが利用しやすく安全な公園をつくる

公園は、自然とふれあうことのできる憩いの場であると同時にスポーツ活動の場でもあり、また、日常的には地域のコミュニティの醸成やレクリエーションの場、さらに、災害時の避難場所となることから、市民全般が利用し広域避難場所となる都市基幹公園や、地域の方が身近に利用し一時避難場所となる住区基幹公園およびふれあい公園などの整備を推進します。

また、公園や緑地を安全で安心して利用できるよう、施設の補修、修繕および点検やパトロールを強化するとともに、民間委託を効果的に活用し、また、市民との協働により、除草や樹木せん定等を行うなど、見通しが良く、死角の少ない防犯に配慮した適正な維持管理に努めます。さらに、老朽化した施設の改修や施設のバリアフリー化を図ります。

343 水辺を活かした快適な空間をつくる

河川や水路などの水辺環境は、地域の方々が身近に自然とふれあうことのできる貴重な資源として、その保全と適切な活用に努めます。

また、河川沿いの遊歩道や緑道の整備など地域特性に応じた水辺空間の創出を図るとともに、調整池などの良好な緑地については、市民・地域との協働による維持管理はもとより、主体的な活動を支援しながら、その水辺環境の特性を活かした利活用を推進します。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(342) 平方公園整備事業	既存公園を面積約 10.8ha に拡張整備します。	用地取得の進捗率	
		23.0%	100%
(342) 公園施設維持管理事業	生活に身近な公園の維持管理を通じて、地域コミュニティを活性化し、市民参加によるまちづくりの意識向上を図るため、市民との協働による公園の維持管理活動を推進します。	維持管理団体の数	
		52 団体	70 団体



市民との協働により公園等の維持管理活動が広がっています
(越谷アリタキ植物園)

3—5 安全で良好な水環境をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

本市が位置する中川・綾瀬川流域は、低湿地帯という地勢に加え、急激な都市化などが進んだことから、浸水被害など治水上の課題を抱えています。近年では、地球的な環境の変化などから突発的・集中的な豪雨が頻発する傾向にあり、予測困難な降雨による浸水被害も発生しています。こうした治水上の課題に対処するために、国および県が実施する中川、新方川、綾瀬川など一級河川の整備・改修にあわせて、普通河川、都市下水路、公共下水道雨水幹線等の整備を進めてきました。また、「越谷市まちの整備に関する条例」により、一定規模以上の開発を行う場合には雨水流出抑制施設の設置を義務づけています。浸水被害の軽減策としては、34 か所にポンプ場等を設置して内水排除に努めています。

このような中、低地地域という地形特性を踏まえ、河川整備状況と整合を図りながらより効果的な内水排除対策、保水・遊水機能の維持増大、さらに洪水時の被害軽減策等も含めた総合的な治水対策を進めていく必要があります。また、迅速かつ適切な水防活動や自助による浸水対策を進めるため、ポンプ場などの施設の遠方監視制御や河川・気象情報の収集および提供ができる水防システムの充実やハザードマップを活用したソフト対策、施設の効率的で効果的な維持管理に関する^{※1} アセットマネジメントを行っていく必要があります。

公共下水道（污水）の整備は、昭和47年、県の中川流域下水道事業計画にあわせて流域関連公共下水道整備事業に着手し、既成市街地においては概ね供用が開始されています。

現在は、市内で施工中の区画整理区域内において整備を進めており、平成26年度末現在の処理面積は2,754ha、人口普及率82.8%、水洗化率94.5%となっています。

これまでは、供用区域における未接続対策、既存施設の維持管理や改築・更新、および使用料の適正化などに取り組み、成果として、平成21年度末から平成25年度末までの期間において、人口普及率、水洗化率とも0.9ポイントの増、また経費回収率については、62.8%から76.8%へ14.0ポイントの改善を図ることができました。

今後は、引き続き公共下水道事業経営のさらなる健全化に向けた取り組みや、長寿命化ならびに^{※2} 総合地震対策計画に基づき既存施設の機能確保や延命化を進める必要があります。

さらに、生活に欠かすことのできない重要なライフラインである水道については、安全で安定した供給を維持していくことが求められています。

※1 アセットマネジメント：資産（アセット）を効率よく管理・運用（マネジメント）すること。

※2 総合地震対策：重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策のこと。

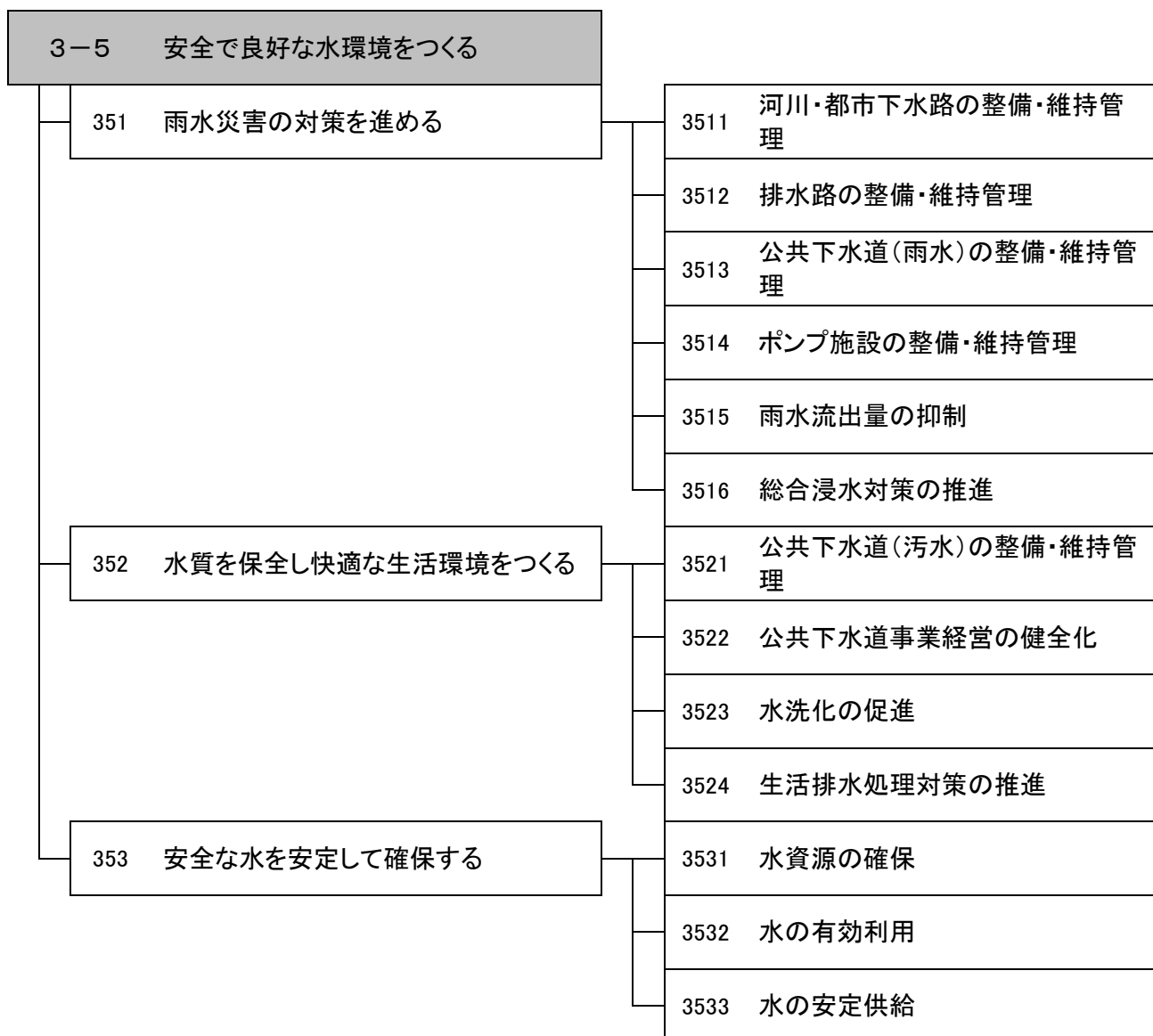
◆関連データ

- ・公共下水道（雨水）等整備計画図（平成27年（2015年）4月1日現在）
- ・公共下水道（污水）等整備計画図（平成27年（2015年）4月1日現在）

【目指すまちの姿】

- ・国・県による河川事業、市による治水施設の整備、流域における雨水流出の抑制対策に取り組むまち
- ・市民の防災意識が向上し、総合的な治水対策を推進するまち
- ・迅速で的確な水防活動を実施するため、水防システムの充実と施設の計画的な改修および維持管理に取り組むまち
- ・公共下水道の計画的な維持管理および改築、更新を進めるまち
- ・本市の水道事業を担う越谷・松伏水道企業団と連携し、安全な水の安定した供給を持続するまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

351 雨水災害の対策を進める

国や県との連携を図り、中川右岸の築堤や新方川の護岸工事、堤防嵩上げ工事等の河川改修を促進するとともに、雨水幹線や準用河川、ポンプ施設等の整備を効果的に進め、近年、多発している集中豪雨等に迅速に対応できるよう、水防システムの充実に努めます。

また、流域における保水・遊水機能を確保するため、雨水貯留浸透施設による雨水流出の抑制対策を講じるとともに、自助による浸水被害軽減の取り組みを促進するなどの総合的な治水対策を推進します。

352 水質を保全し快適な生活環境をつくる

公共用水域の水質保全ならびに快適で安全な生活環境を確保・維持するため、供用区域内での未接続世帯解消を図るとともに、既存施設の点検、修繕など適切な維持管理に努めます。施設の維持管理にあたっては、長寿命化ならびに総合地震対策計画に基づき、効率的かつ計画的な改築、更新を進め、機能性の確保ならびに延命化を図ります。また、公共下水道事業経営の更なる健全化を図るため、使用料の適正化および水洗化率の向上等に努めます。

生活排水対策として、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進するための補助制度の充実や浄化槽の適正な維持管理の普及啓発を積極的に推進します。

353 安全な水を安定して確保する

本市の水道水は、その多くを埼玉県が河川から取水した水を水源とし、残りを市内等にある井戸からくみ上げた地下水を利用していることから、埼玉県が進める恒久的な水利権の確保に協調するとともに、地下水については、災害時等の貴重な水源ともなることから、地盤沈下に配慮しつつ適正な利用と保全に努めます。

また、環境に配慮した循環型社会の形成を目指し、健全な水環境の維持・回復に努めるなど貴重な資源である水の有効利用を促進します。

さらに、水道は生活に欠かすことのできない重要なライフラインであることから、本市の水道事業を担う越谷・松伏水道企業団と密に連携し、安全で強靱な水道を将来に渡り持続できるよう支援するとともに、災害等発生時には企業団や市民との協働により応急給水活動を行うなど、安全な水の安定供給に努めます。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(351) 公共下水道管路整備事業 (雨水)	浸水被害を軽減し生活環境の改善を図るため、下水道流出解析を活用し、効果的に施設の整備を行います。	公共下水道事業(雨水) 整備率	
		66.4%	67.4%
(351) 排水機場施設維持管理事業	台風や豪雨時等において排水機場施設を有効に機能させるため、施設の適正な維持管理を行います。	ポンプ機器改修率	
		56.4%	76.9%
(351) 公共下水道ポンプ場改修事業(雨水)	施設の機能確保や延命化を図るため、国の長寿命化支援制度を活用しながら調査や改築・更新を行います。	ポンプ場改築・更新率	
		0%	27.2%
(352) 公共下水道管路改修事業 (汚水)	施設の機能確保や延命化を図るため、国の長寿命化支援制度を活用しながら調査や改築・更新を行います。	コンクリート系管の 長寿命化管路改修率	
		31.8%	70.0%
(352) 公共下水道ポンプ場改修事業(汚水)	施設の機能確保や延命化を図るため、国の長寿命化支援制度を活用しながら調査や改築・更新を行います。	ポンプ場改築・更新率	
		8.3%	16.6%
(352) 合併処理浄化槽普及事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を改善するため、公共下水道事業認可区域以外の地域における合併処理浄化槽の普及を促進します。	合併浄化槽普及率	
		27.0%	35.0%

3-6 安心して住むことができる住宅環境をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

本市は昭和40年代に人口が急増し、戸建て住宅の建築着工数もそれに比例して増加してきました。マンションに関しては、人口増加が緩やかになった昭和50年代後半より建築着工数が増加してきましたが、住宅・マンションとも平成20年のアメリカ発金融危機以降、減少に転じています。今後は、本市の人口も減少に転じることが見込まれ、また、住宅の空家率も増加傾向にある中、住宅ストックの有効活用が大きな課題となり、量より質へと転換される施策を図る必要があります。

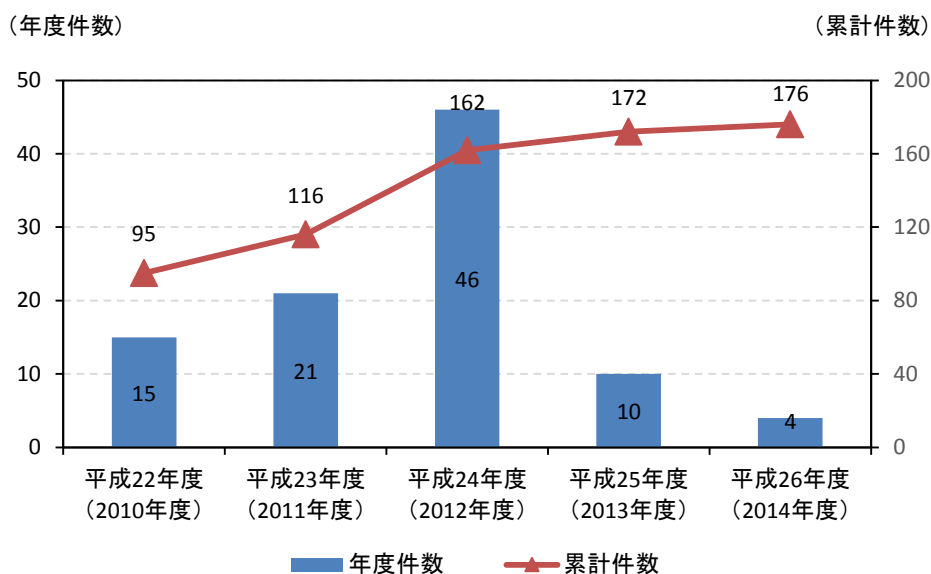
東日本大震災を契機に耐震性への関心が高まっており、既存住宅等ならびに緊急輸送路沿いの建築物の耐震化への対策など、安全性の確保が求められています。

また、高齢社会などの生活環境の変化にあわせた、バリアフリー住宅や長期優良住宅などの快適に過ごせる住宅の整備に関する施策の促進を図るとともに、地球規模の温暖化対策が求められる中、省エネルギーに配慮した住宅の相談や情報提供を行っていく必要があります。

さらに、市営住宅は長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を図るとともに、子育て世代、高齢者世帯および障がい者世帯に配慮した住居として、既存ストックを最大限有効に活用することが求められています。

◆関連データ

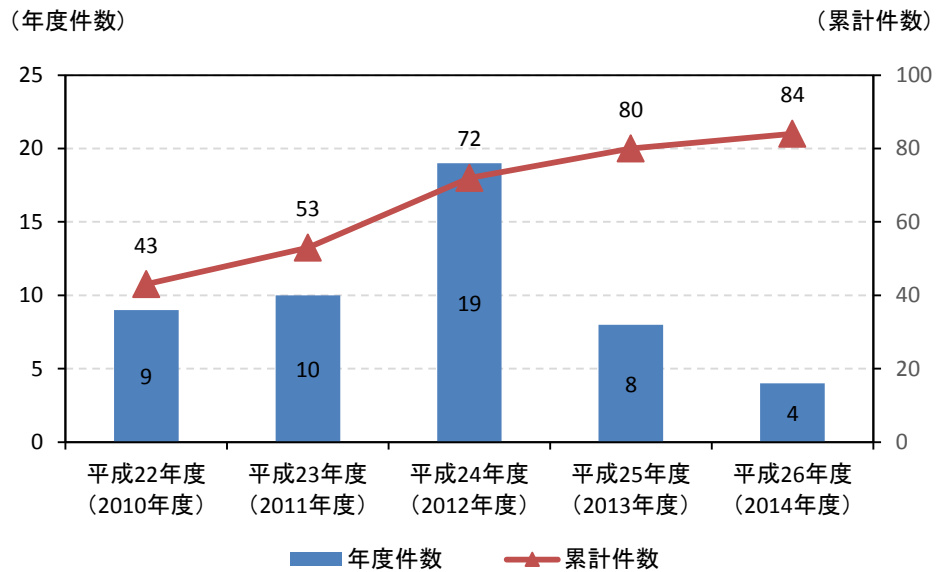
・民間住宅耐震診断の補助金交付実績



※累計件数は耐震診断補助金交付を開始した平成18年度からの累計

各年度末現在
資料：建築住宅課

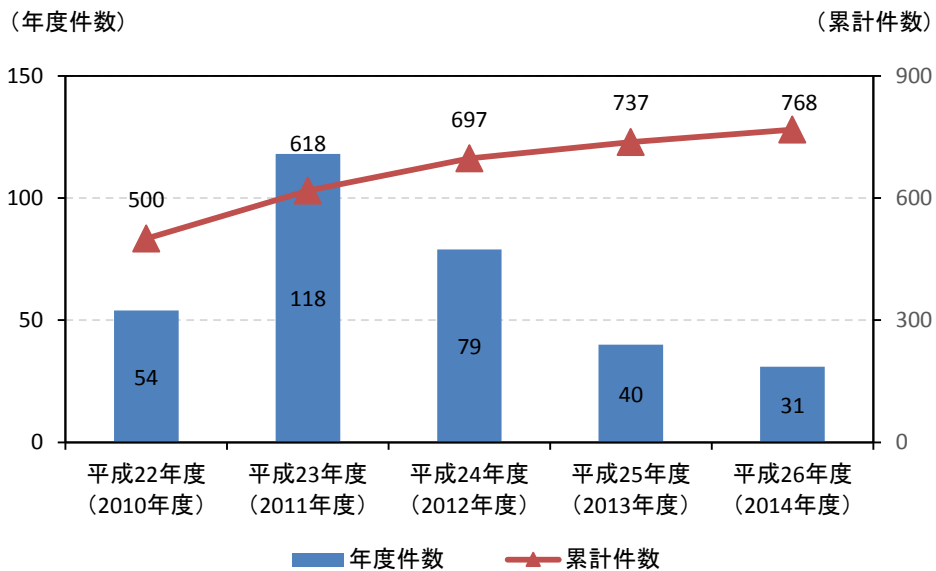
・民間住宅耐震改修の補助金交付実績



※累計件数は耐震改修補助金交付を開始した平成18年度からの累計

各年度末現在
資料：建築住宅課

・簡易耐震診断受付状況



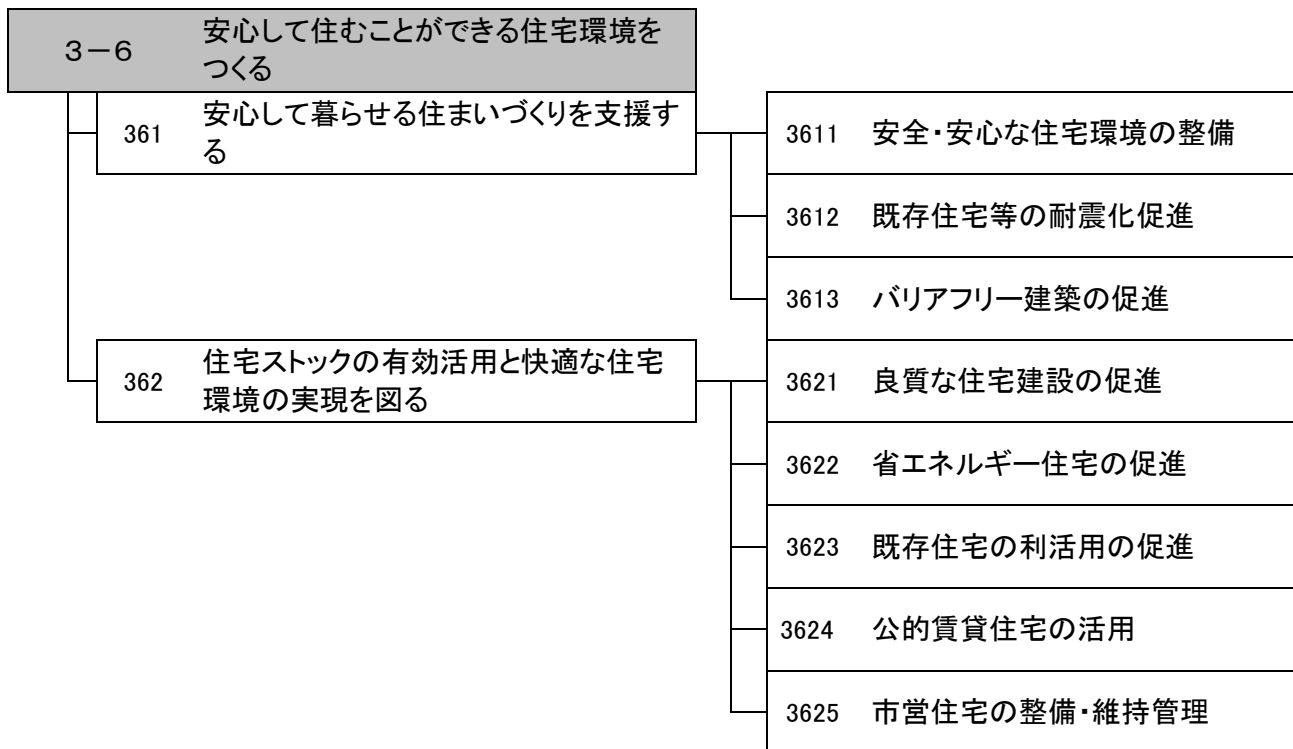
※累計件数は簡易耐震診断の受付を開始した平成16年度からの累計

各年度末現在
資料：建築住宅課

【目指すまちの姿】

- ・住宅の耐震化やユニバーサルデザイン化が進められるなど、安全で良質な住宅環境が確保されているまち
- ・市営住宅が適正に管理され、市民が安心して快適に暮らせるまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

361 安心して暮らせる住まいづくりを支援する

住宅の安全性確保のため、啓発活動、簡易耐震診断および助成事業を通じて、緊急輸送道路沿いの建築物を含めた旧耐震基準による既存建築物の耐震診断、耐震改修を進め、今後起こりうる大地震に備え、耐震化の促進を図ります。

また、不特定多数の人が利用する建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」および「埼玉県福祉のまちづくり条例」などの関連法令を総合的に運用し、障がい者、高齢者を含めすべての人が等しく利用できる施設の整備を促進します。

362 住宅ストックの有効活用と快適な住宅環境の実現を図る

現在および将来に向けて、健康で文化的な生活の増進にとって、良質な住宅供給が基盤となっています。住宅の長寿命化のために必要な性能、省エネルギー性など高い性能を備えた長期優良住宅の認定および都市の環境負荷の低減を図るための低炭素建築物の認定を通じて、良質な住宅建設の促進を図り、快適な住宅環境の実現を進めます。

また、市営住宅については、長寿命化計画等をもとに予防保全的な観点からの修繕や改善を行い、子育て世代、高齢者世帯および障がい者世帯に配慮した住居として既存ストックの有効活用を図ります。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(361) 住宅耐震改修促進事業	耐震性が不足している住宅の耐震化促進を図るため、耐震化に要する費用の一部助成を行います。	木造住宅の耐震改修補助による累計工事実施件数 (H18年度からの累計)	
		84 件	132 件

大綱4 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

- 環境、危機管理、消防

- 4-1 環境にやさしい持続可能な社会をつくる

- 4-2 安全・安心に暮らせるまちにする

- 4-3 生命・身体・財産を守る消防体制を整える

4—1 環境にやさしい持続可能な社会をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

地球温暖化による気候変動は、地球規模で顕著となっており、各国において温室効果ガス削減が求められています。わが国においても、温室効果ガス削減に向け再生可能エネルギーの活用等を推進していますが、将来的なエネルギーのベストミックスを見出すには、なお多くの課題があります。また、資源循環型社会に向けた廃棄物の減量化、リサイクルの推進をはじめ、自然環境や生物多様性の保全、さらには大気や水質などの環境モニタリングや、産業廃棄物の適正処理の促進など良好な生活環境の確保に向けた取り組みが求められています。

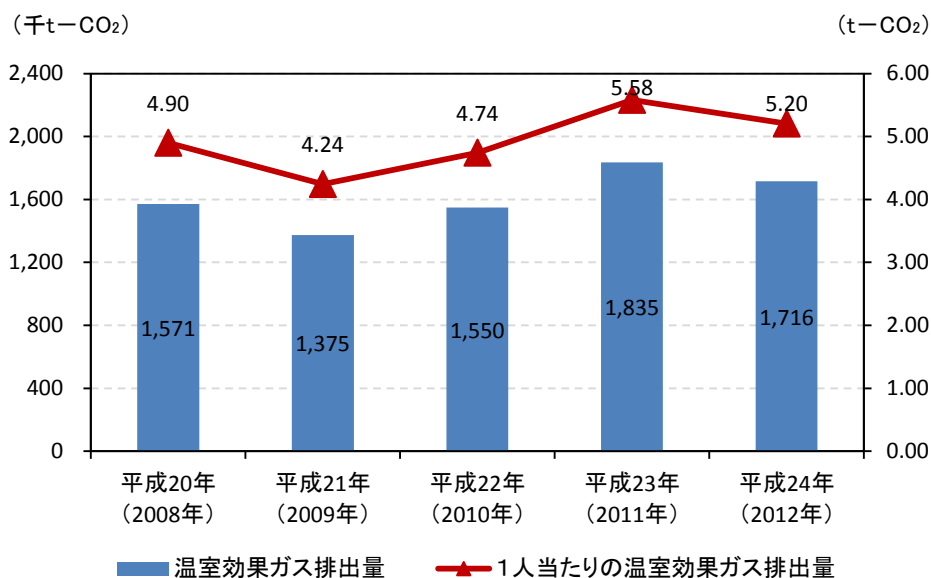
前期基本計画においては、再生可能エネルギー活用促進を図るため、住宅用太陽光発電設備への補助や、公共施設への太陽光発電設備の積極的な導入、屋根貸し太陽光発電事業など、太陽光発電の普及を重点的に進めてきました。

また、廃棄物対策については、分別の徹底を図るとともに、地域でのリサイクル活動である資源回収の支援、ごみの減量やリサイクルに関する啓発事業などを行い、市民一人あたりの1日のごみ排出量は減少してきています。

地球環境が大きく変化しつつある今、持続可能な社会づくりには、市民・事業者・行政が今まで以上に高い意識を持って取り組んでいく必要があります。

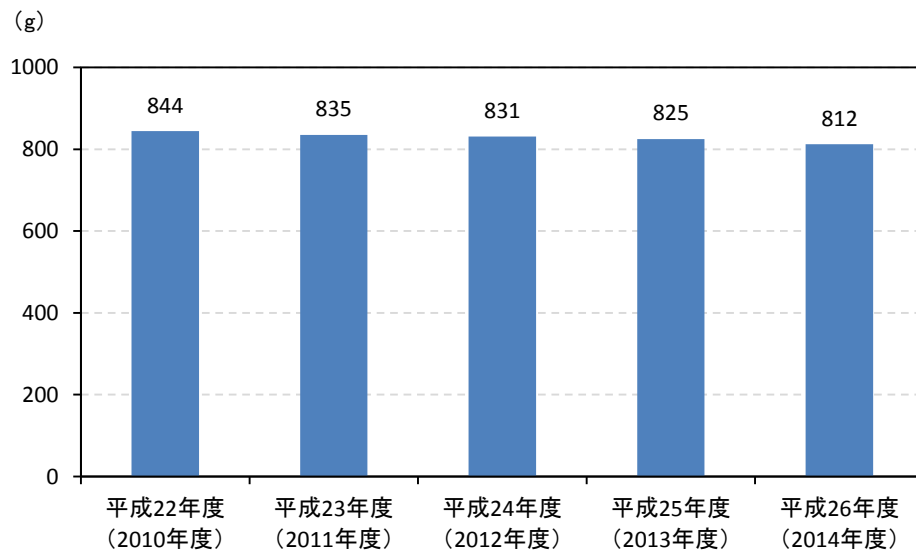
◆関連データ

・温室効果ガス排出量の経年変化



各年中
資料：環境政策課

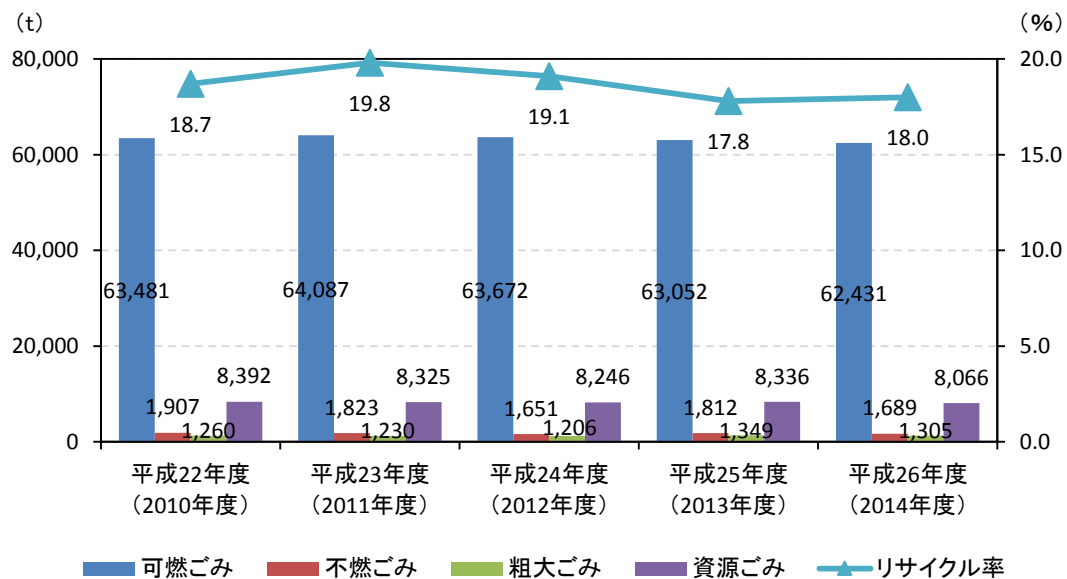
・一人一日あたりのごみ排出量



各年度中

資料：リサイクルプラザ

・リサイクル率



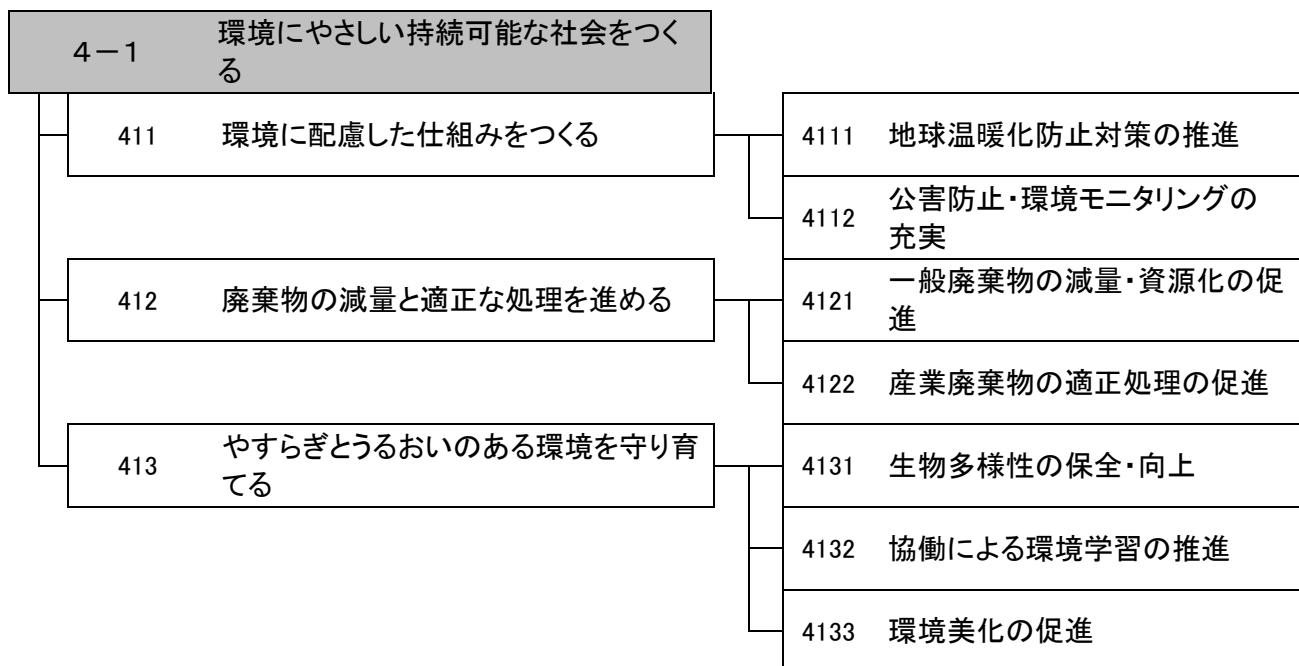
各年度中

資料：リサイクルプラザ

【目指すまちの姿】

- ・ 市民や事業者との協働による環境活動や環境学習が進み、市民一人ひとりの環境意識が高いまち
- ・ 公共施設を中心に再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入が進み、市民や事業者にも省エネ・環境配慮行動が定着することによって、温室効果ガスの排出が抑制されているまち
- ・ 3 R（ごみの減量、再使用、再生利用）の取り組みにより資源循環が促進されているまち
- ・ 公害防止や生物多様性保全の取り組みが進み、豊かな環境を未来に残すため、持続可能な社会づくりが進められているまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

411 環境に配慮した仕組みをつくる

環境管理計画や地球温暖化対策実行計画等に基づき、※1 公共施設の屋根貸し、住宅用太陽光発電設備設置費補助等の再生可能エネルギー活用や、緑のオアシス2020プロジェクト等の地球温暖化対策を実施します。太陽エネルギーの活用とともに、省エネルギー効果の高い設備などの普及を推進します。また、市民団体や地域等と連携し、地球温暖化対策等についての情報発信をさらに進めます。

関係法令等に基づき、大気汚染や水質汚濁、放射線等の状況を把握するため環境モニタリングを実施するとともに、工場・事業場への立入り調査を行い、都市・生活型公害の防止に努めます。

412 廃棄物の減量と適正な処理を進める

一般廃棄物については、ごみ減量や資源の有効利用に関する啓発事業などを行い、市民意識の向上を図ります。さらに、容器包装リサイクル法に基づき、※2 容器包装プラスチック資源化の拡大に向けた具体的な検討を行います。

また、産業廃棄物の排出抑制や適正処理のため、産業廃棄物処理業の許可業者および産業廃棄物の排出事業者への指導・監督を行います。

413 やすらぎとうるおいのある環境を守り育てる

自然保護については、希少動植物保護や有害鳥獣対策、自然観察等による啓発活動などを行い、市民・事業者とともに生物多様性保全という観点から、残された豊かな自然環境を守り育てていきます。また、若い世代を中心に、身の回りの自然や生き物に関心を持ち、越谷の自然を継承していけるよう環境学習を推進します。

清潔で快適な生活環境の保全のため、空閑地に繁茂した雑草類の除去を推進するとともに、不法投棄対策、地域における美化活動支援等の環境美化事業を充実させ、環境美化意識の向上を図ります。

※1 公共施設の屋根貸し：事業者が公共施設の屋根を貸し出し、事業者が太陽光発電設備を設置して発電事業を行うとともに、屋根の使用料を市へ納付するもの。

※2 容器包装プラスチック：商品を入れたり（容器）、包んでいる（包装）プラスチックのこと。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(411) 地球温暖化対策推進事業	環境負荷の少ないライフスタイルの実現を図るため、地域や市民活動団体、事業者等との協働による地球温暖化対策の普及啓発事業・環境学習事業等を行います。	こしがや緑のオアシス 認定件数 (H25年度からの累計)	
		138件	2,020件
(411) 再生可能エネルギー 推進事業	公共施設への率先導入や、市民等への支援などにより、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの利用に努め、環境性・経済性・快適性を兼ね備えた魅力的なまちづくりを進めます。	市の事業・支援による 太陽光発電設備の発電容量 (H9年度からの累計)	
		4,235.54kW	7,000kW
(411) 大気・水質対策事業	大気汚染や水質汚濁等の防止を図り、安全で良好な生活環境を確保するため、各種法令に基づき、工場・事業所等の発生源の監視・指導や、PM2.5などの環境モニタリングを行います。	水質環境基準適合率	
		90.0%	100%
(412) 資源物分別収集事業	家庭から排出される資源物の有効活用を促進するため、廃棄物減量等推進員の協力のもと、分別された資源物の定期的な回収を実施します。さらに、分別を徹底するため、ごみ収集カレンダーを戸別配布するとともに各集積所に看板等の掲示を行います。	リサイクル率	
		18.0%	25.4%
		市民一人一日あたりの ごみ排出量	
		812g	800g
(413) 生物多様性保全・向上事業	多様な生物を育む水辺や緑地、田園環境などの保全を図るため、地域住民や農業者、関係団体などと連携しながら、地域の自然資源を地域協働で守り育てる仕組みづくりを支援します。	生物多様性コンセプト事業の 取り組み数 (H23年度からの累計)	
		19事業	40事業



太陽光発電など再生可能エネルギーの利用を推進します
(公共施設にも太陽光発電を導入しています)

4―2 安全・安心に暮らせるまちにする

【これまでの取り組みとこれからの課題】

東日本大震災をはじめ、大規模テロや新型インフルエンザなどの感染症の発生など、これまで想定し得なかった危機への備えが必要になっています。

本市においては、竜巻による被害を経験し、市民との協働による復旧・復興の取り組みを通じて、防災・減災対策の一層の強化を図っています。

さらに、東日本大震災や竜巻災害などの教訓を踏まえ、緊急事態や自然災害に対する計画の策定、訓練の実施、地区防災拠点の充実・強化など、総合的な危機管理・防災体制の強化に取り組んできました。

様々な危機や災害から市民の安全・安心を守り、被害を最小限にとどめるため、多様な主体との協働による取り組みを推進し、自助・共助・公助が一体となった防災力の向上を図るとともに、より迅速かつ的確に対応できる体制の充実・強化を図っていく必要があります。

市内の交通事故状況は、各種の交通安全対策の推進により、人身事故件数および死傷者数ともに減少傾向にあります。依然として、高齢者や自転車に関係する事故の割合が高く、引き続き関係機関、関係団体とより一層の連携を図り、市民一人ひとりの交通安全意識をさらに高めていく必要があります。

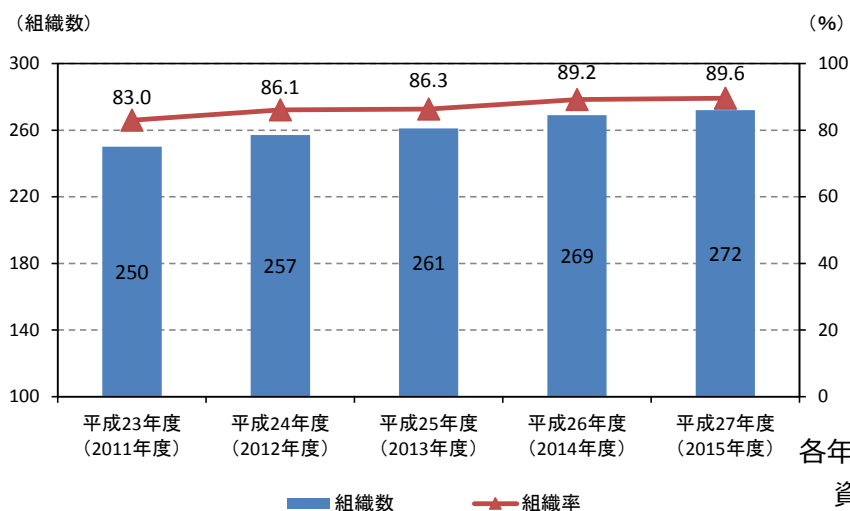
防犯対策については、「越谷市安全で安心な防犯のまちづくり条例」に基づく施策の推進により、市内の犯罪件数は、減少しておりますが、引き続き市民や事業者、警察などの関係機関と連携・協力を図りながら、誰もが安全で安心な住みよい地域社会の実現を目指した取り組みを行う必要があります。

特に、管理不全な空き家等の放置が大きな課題となっており、「空家等対策の推進に関する特別措置法」および「越谷市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき対策を推し進める必要があります。

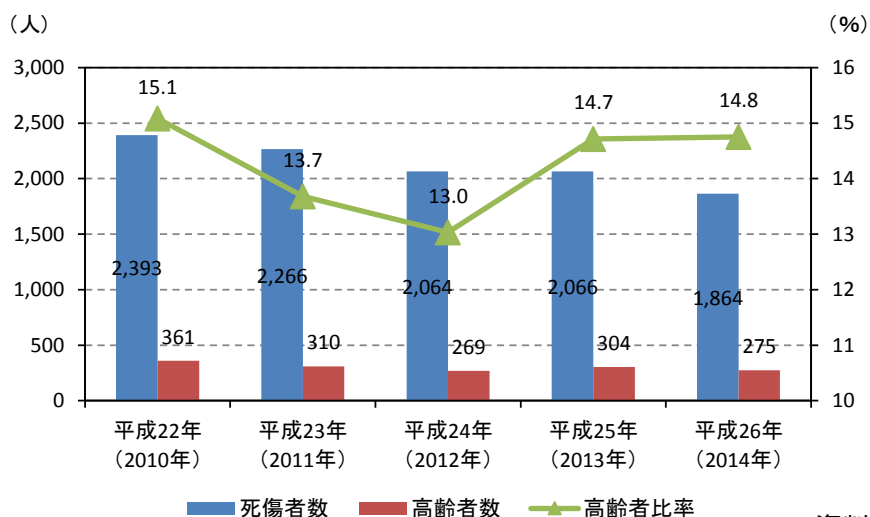
市場では、様々な商品やサービスがあふれ、商品や取引にかかわる被害が後を絶ちません。多様化する消費生活相談に適切に対応することが重要です。消費者が自らの判断と責任で行動し、被害に遭わないよう、引き続き消費者意識の高揚を図り消費者の自立を支援していく必要があります。

◆関連データ

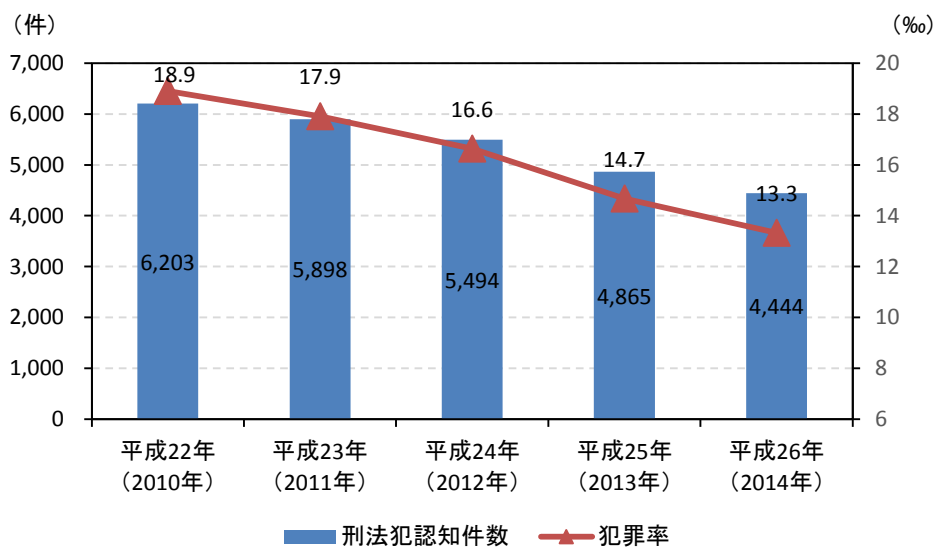
・自主防災組織の設立状況



・交通事故死傷者数および高齢者の事故状況



・刑法犯認知件数および犯罪率の推移



【目指すまちの姿】

- ・ 市民・地域・行政の連携により、危機対応力や地域防災力が向上するとともに、防災拠点・地区防災拠点の機能が強化されるなど、安全で安心な市民生活が確保されているまち
- ・ 関係機関や交通安全関係団体と行政が連携して、交通安全教育や啓発活動が実施され、交通安全意識が高いまち
- ・ 市民の自主的な防犯活動が支援され、防犯意識が高いまち
- ・ 管理不全な空き家等の放置が防止されているまち
- ・ 消費者被害を防止するための啓発活動により消費者意識が高まり、消費者が自立しているまち

【実現するための施策】

4-2 安全・安心に暮らせるまちにする		
421	危機管理対策の充実を図る	4211 危機管理体制の推進
422	災害対策を進める	4221 地域防災力の向上
		4222 災害に備えた体制づくり
		4223 防災拠点・地区防災拠点の強化 および防災施設の整備
423	地域の防犯力を高める	4231 地域防犯機能の強化
		4232 空き家の適正管理
424	交通事故防止対策を進める	4241 交通安全教育の推進
		4242 自転車利用マナーの向上
425	消費者の自立を支援し、消費者意識の高揚を図る	4251 消費者意識の高揚
		4252 市民相談の充実

【施策の内容】

421 危機管理対策の充実を図る

災害をはじめ、大規模テロの発生など、市民の安全・安心な生活を脅かす事態に、迅速かつ適切に対応するため、職員一人ひとりの危機管理に対する意識の向上を図るほか、危機管理マニュアルや業務継続計画等を見直し、体制の整備を推進するとともに、関係機関との連携強化に努めます。

また、訓練や研修等を実施し、危機対応力の向上を図るとともに、「越谷市危機管理計画」や「越谷市地域防災計画」等に基づき、総合的な危機管理対策の充実・強化を図ります。

422 災害対策を進める

災害時に迅速かつ適切な活動を実施するため、地域での自主防災組織の整備や人材の育成強化、要配慮者対策に取り組むとともに、防災訓練の一層の充実を図るなど、防災意識の高揚と防災力の強化を図ります。

また、他の自治体や企業等との応援協力体制の強化や帰宅困難者対策を含む被災者支援の推進を図るとともに、防災拠点・地区防災拠点の機能強化や情報収集伝達体制の整備、防災備蓄の充実など、災害対策を推進します。

423 地域の防犯力を高める

相互の助け合いや地域の連帯感をより一層高めるとともに自主的な防犯活動を積極的に支援します。また、警察をはじめ防犯協会など関係団体との連携強化や協働による啓発活動等を実施し、市民の防犯意識の高揚を図ります。

さらに、市内各地域で発生している、管理不全な空き家等についても、「越谷市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、関係課との連携を図りながら対策を推進します。

424 交通事故防止対策を進める

高齢者や自転車に関係する事故の防止対策として、各年代に応じた交通安全教育の充実を図るとともに、警察や交通安全関係団体と連携しながら啓発活動等を実施し、交通安全意識の高揚に努めます。

また、駅周辺に放置されている自転車等について、誘導員の配置や事業者等との連携を図りながら対策に取り組み、公共空間の機能維持を図るとともに、自転車利用者のマナーやモラルの向上に努めます。

425 消費者の自立を支援し、消費者意識の高揚を図る

消費者トラブル等に対処するため消費生活相談を行うとともに、振り込め詐欺や悪質商法などによる消費者被害を未然に防ぐため、消費生活講座や出張講座などの啓発活動を実施します。また、高齢者の被害が急増している「振り込め詐欺」の被害防止に向け、効果的な対策に取り組めます。

消費者被害の防止や被害者の救済を行い、消費者が自らの判断と責任で問題解決ができるよう、消費者意識の高揚を図るとともに、消費者教育を推進し消費者の自立を支援します。また、消費者と事業者の取引に際し、適正な計量の実施が確保されるよう計量器の検査を実施するとともに、計量思想の普及啓発活動を実施します。さらに市民が安心して生活を送ることができるよう法律相談などの各種市民相談事業を実施します。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(422) 自主防災組織育成事業	地域防災力の向上を図るため、防災備蓄倉庫の設置、備蓄資器材の購入や防災訓練を実施する自主防災組織の活動を支援します。	自主防災組織組織率	
		89.6%	92.0%
(422) 災害予防対策事業	大規模災害に備え、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災知識の啓発や要配慮者対策、備蓄資器材の充実を図ります。また、防災行政無線などの防災施設の適正な維持管理を行います。	備蓄資器材の整備率の平均	
		80.0%	100%
(423) 防犯対策事業	街頭キャンペーン等を実施し、市民の防犯意識の高揚を図るほか、自主防犯活動団体にベストや帽子等の活動資機材を貸与し活動を支援します。また、越谷市防犯協会へ補助金を支出し、警察等と協働で防犯対策を実施します。	犯罪率 (人口千人あたりの 刑法犯認知件数)	
		13.36件	10.91件
(424) 交通安全推進事業	交通安全意識の高揚を図るため、関係機関や関係団体と連携しながら啓発活動等を実施します。また、交通指導員などによる交通安全指導を実施し、交通安全教育を推進します。	交通安全教室等への参加者数 (H23年度からの累計)	
		89,749人	238,249人
(425) 消費者啓発事業	消費者トラブルの未然防止や消費者意識の高揚を図るため、啓発活動を実施し、消費者教育を推進します。	消費生活講座および 出張講座への参加者数 (H23年度からの累計)	
		8,359人	22,159人



災害時は自助、共助が重要。地域防災力の向上を図ります
(越谷市・新方地区総合防災訓練)

4—3 生命・身体・財産を守る消防体制を整える

【これまでの取り組みとこれからの課題】

近年では、大規模災害時の消防活動に対する市民の関心の高まりや建築物の高層化、大規模化に伴う都市構造の変化など、消防を取り巻く環境は大きく変遷しており、消防に求められる役割はますます大きくなっています。

火災予防では、建物火災の大半を占める住宅火災を未然に防ぐため、市民への防火意識の高揚や予防対策の充実が求められています。

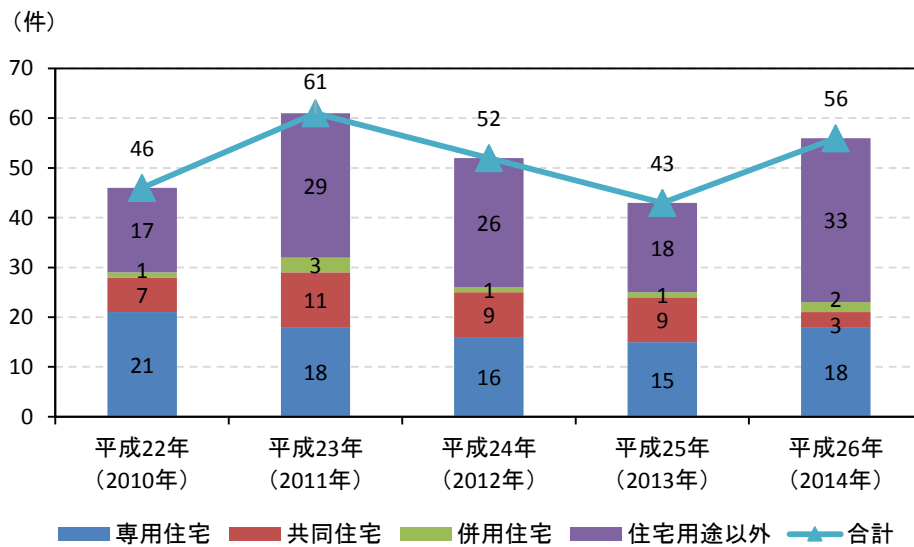
救急では、「救命」を目的に高度化が図られています。また、消防団は、消火活動のほか、災害時の救助、避難誘導など重要な役割を担っていることから、消防団員の確保や施設・装備の充実が求められています。

これらの社会情勢の変化に的確に対応するため、消防のイベントや消防音楽隊の演奏会などを通じて住宅用火災警報器などの住宅用防災機器の設置を促進し、防火意識の高揚に努めました。また、消防職員への各種研修や教育訓練の充実を図り、人材の育成に努めました。さらに、災害時の活動拠点施設である消防署（分署）の建替えに着手するとともに、消防・救急デジタル無線、消防車両および資機材を整備しました。

今後は、住宅用防災機器のさらなる設置を市民に向け啓発するとともに、災害などによる被害を最小限にとどめるため、人材育成や施設・装備の整備等、消防体制をさらに充実・強化する必要があります。また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団員の確保や消防団の施設・装備を充実させるとともに、災害時における地域住民と消防団の連携を図っていく必要があります。

◆関連データ

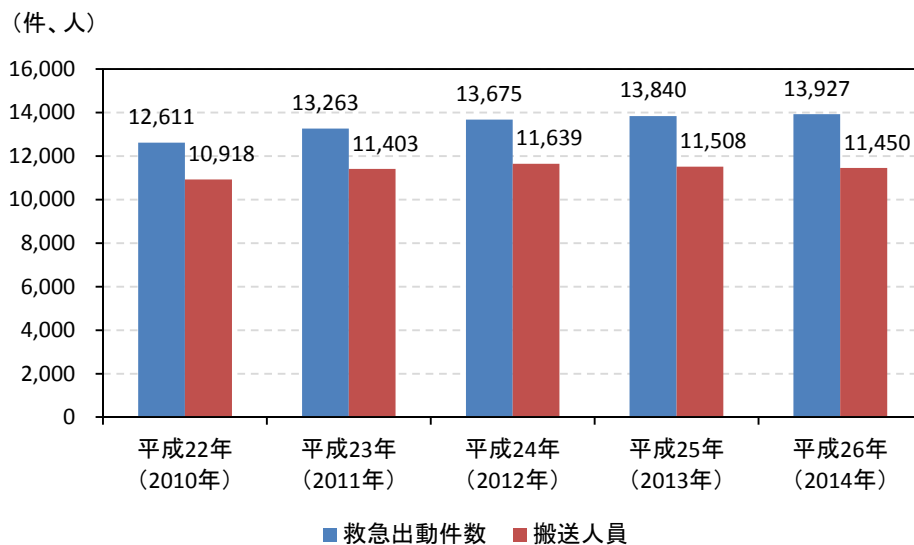
・建物別火災発生件数の推移



各年中

資料：消防本部予防課

・救急出動件数



各年中

資料：消防本部救急課

【目指すまちの姿】

- ・消防本部と消防団が連携し、災害への対応力が強いまち
- ・消防の施設や装備が充実し、市民が安全・安心に暮らせるまち

【実現するための施策】

4-3 生命・身体・財産を守る消防体制を整える		
431	火災を予防する活動を展開する	4311 防火意識の高揚
432	消防力の充実・強化を図る	4321 消防体制の充実
		4322 消防車両等の整備
433	災害への対応力を強化する	4331 消防署の整備
434	救急体制を充実させる	4341 救命効果の向上
435	消防団の充実・強化を図る	4351 消防団体制の充実
		4352 消防団施設等の整備

【施策の内容】

431 火災を予防する活動を展開する

住宅用火災警報器が設置されていない世帯への普及に加え、設置されている世帯へは、機器の維持管理についての啓発に努めます。また、火災原因の1位を占める放火火災を減少させるため、火災予防を広報する活動を推進するとともに、防火対象物等への立入検査を実施して法令違反の是正に努めます。

432 消防力の充実・強化を図る

消防職員が業務上必要な知識・技能を習得できるよう、各種研修、教育訓練および技能資格取得の充実を図ります。

また、複雑多様化する各種災害から、市民の生命、身体および財産を守るため、消防用資機材を更新するとともに、消防力の整備指針に基づき、消防車両等の整備に努めます。

消防水利では、引き続き、耐震性貯水槽の新設および老朽化した防火水槽の改修に努めます。

433 災害への対応力を強化する

建替えが必要な消防庁舎について、消防署（分署）の適正な配置を含めて検討します。

また、大規模災害時における消防車両等の燃料を確保するための取り組みを検討します。

434 救急体制を充実させる

増加する救急需要に対応するため、救急自動車や救急用資機材を維持管理するとともに、救急救命士の養成を図り、救急隊員の教育の充実に努めます。

市民が心肺停止になった人へ応急手当が行えるよう、応急手当普及講習を開催するとともに、応急手当の指導が行える応急手当普及員を拡充して、救命効果の向上を図ります。

435 消防団の充実・強化を図る

地域における自助、共助を基本として、さらなる地域防災力の充実、強化につながるよう、あらゆる機会を捉えて消防団への入団を促進するとともに、消防団の装備を充実させ、防災訓練などを通じて、消防団を中核とした活動を推進します。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
(431) 火災予防事業	市民の防火意識の高揚を図るとともに、事業所に対する立入検査を行い防火安全対策を推進します。	出火率 (人口一万人あたりの 年間出火件数)	
		2.87 件	2.6 件
(432) 常備消防車両等整備事業	複雑多様化する災害および自然災害などに対応するため、消防車両等の更新・整備を行い、消防力の強化を図ります。	消防車両等の整備台数 (H23 年度からの累計)	
		14 台	29 台
(433) 消防署所整備事業	消防署(分署)の耐震性を確保し災害対応力の強化を図るため、谷中分署を建て替えます。	消防署所の整備数	
		—	1 か所
(434) 応急手当普及啓発事業	心肺停止になった人への応急手当ができるよう、応急手当普及講習を開催するとともに、応急手当の指導ができる応急手当普及員を拡充し、救命効果の向上を図ります。	市民による救命に係る 応急手当実施率	
		48.75%	50.0%
(435) 消防団施設整備事業	老朽化が進んでいる消防団器具置場を建替え、地域防災力の向上を図ります。	消防団施設の建替え数 (H23 年度からの累計)	
		3 か所	8 か所



消防力の充実・強化を図ります
(平成 27 年 4 月中核市移行に伴い発足した高度救助隊)

大綱5 安心して働ける環境を育む持続的で 躍動するまちづくり

● 産業、雇用

- 5—1 地域社会を支える持続性のある産業を育成し、活性化を図る
- 5—2 にぎわいと活力を創出する商業・観光の振興を図る
- 5—3 地域社会と融合した持続的経営力を持つ工業を育成し、活性化を図る
- 5—4 持続的に農業が行われる環境をつくる
- 5—5 地域に根ざした雇用対策を拡充し、働きやすい環境をつくる

5—1 地域社会を支える持続性のある産業を育成し、活性化を図る

【これまでの取り組みとこれからの課題】

地域産業を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化や海外との競争激化、情報技術の発達などの経済・社会構造の変化に伴う国内需要の縮小や多様化などによりますます厳しいものとなっています。

このような中、これまで本市では、市内産業の育成・活性化を図るため、制度融資やこしがや産業フェスタの開催、「越谷市産業情報ネットワーク」（こしがやi i ネット）の充実、こしがやブランド認定制度の創設などに取り組んできました。

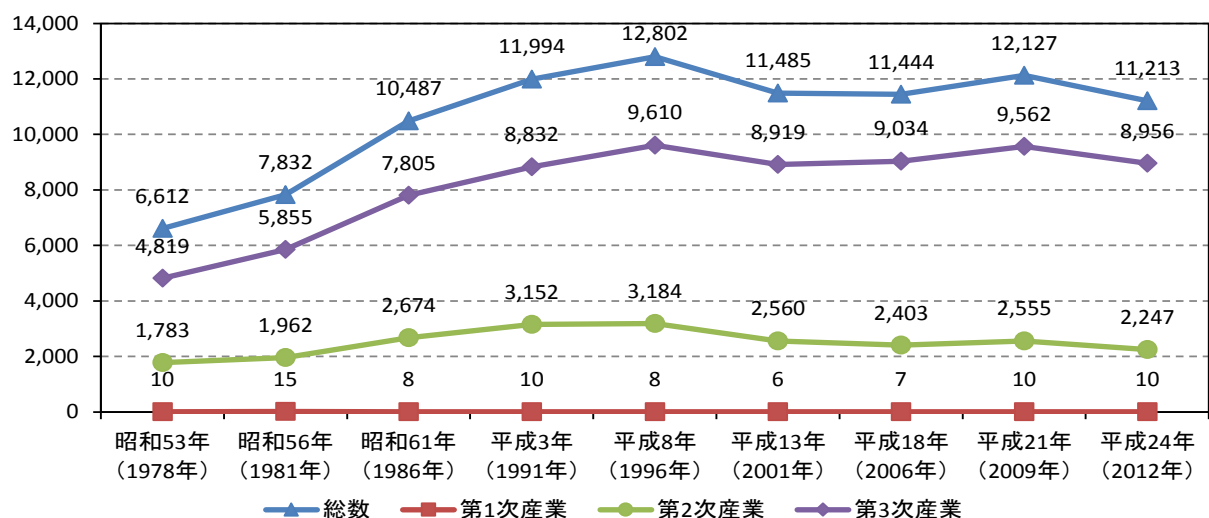
しかしながら、市内の中小事業者が抱える課題はより多様化・複雑化しており、さらに経営者の高齢化や後継者不足も深刻化し、廃業や事業規模の縮小が余儀なくされています。売上の維持向上や販路開拓、後継者・人材の育成など様々な課題に適切に対応していくためには、事業者のニーズや時代の変化に即した各種支援策の充実を図るとともに、専門性が高くかつ事業者に密着したきめ細やかな支援を継続的に行うことができるよう地域が一体となった支援体制づくりが必要となっています。

また、市内産業の活性化は、都市の魅力や活力を生み出すとともに雇用を創出し、都市の自立を支える原動力です。これまで本市の産業を支えてきた伝統的地場産業などの優れた技術の継承を図りつつ、市内産業の新陳代謝を促進し、新たな担い手を創出するため、市内における起業・創業活動への支援の充実や新たな産業の育成などに積極的に取り組んでいく必要があります。

◆関連データ

・産業分類別事業所数の推移

(箇所)



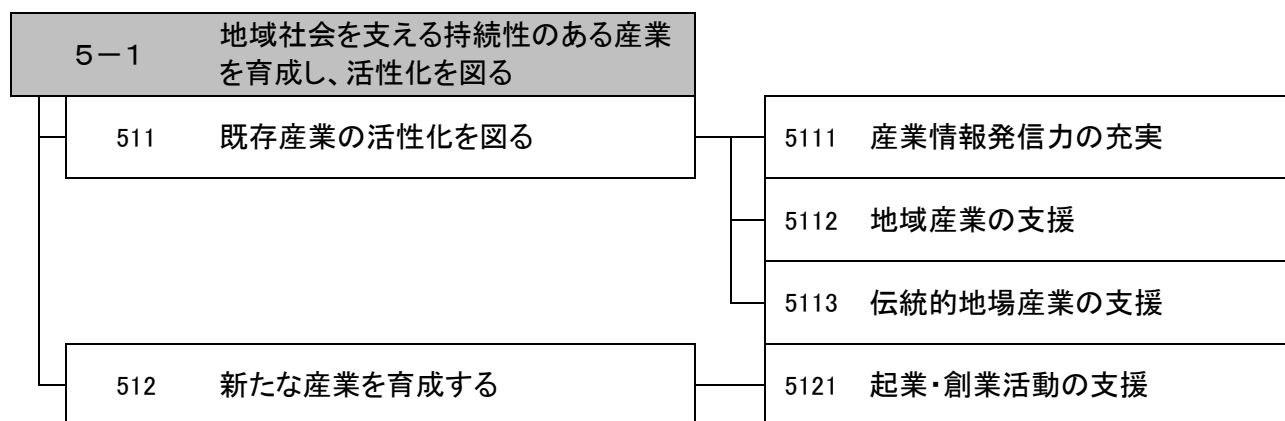
資料：事業所・企業統計調査（平成18年まで）

経済センサス基本調査・活動調査（平成21年から）

【目指すまちの姿】

- ・融資制度の充実や異業種交流などによって、既存産業の活性化を図るまち
- ・販路拡大や技術の継承を支援し、伝統的地場産業の活性化を図るまち
- ・地域一体となった創業支援体制を築き、新たな産業を育成するまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

511 既存産業の活性化を図る

市内事業者の経営基盤の安定・強化を図り、事業の持続的発展や市場ニーズに応じた新技術・新商品の開発や販路開拓等の市内事業者の意欲的な取り組みを促進するため、商工会や金融機関などの支援機関、市外の専門機関等と連携した経営支援体制づくりを進めます。また、制度融資をはじめとする各種支援策の充実や産・学・官や農・商・工の連携の仕組みづくり、効果的な産業情報の受発信に努めます。

また、伝統的地場産業の活性化のため、各種イベントや市内小中学校における見学・体験学習を通じたPRを行うとともに、販路開拓や優れた技術の継承がはかれるよう支援します。

512 新たな産業を育成する

新たに事業を開始しようとする創業希望者や創業後間もない事業者に対する創業・経営相談やセミナー等を実施するとともに、事業を営むための活動場所の確保等に対する支援をします。また、市および商工会が中心となり、国・県や市内金融機関、民間事業者などの支援機関等との情報共有・連携強化を図り、地域が一体となった創業支援体制づくりに取り組みます。市内における創業に関する「ワンストップ相談窓口」として創業・経営相談を位置付け、事業計画づくりや資金調達などに対する各支援機関等の知識・ノウハウを活かした専門性の高い幅広い支援をコーディネートすることで、本市の特長や地域資源を活かした新たな産業・人材を育成し、本市産業の新陳代謝の促進および新たな担い手の創出による活性化を図ります。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
(511) 中小企業資金融資事業	企業経営の安定、企業の成長や起業家の育成を図るため、事業資金の融資あっ旋や利子助成を行います。	融資あっ旋件数 (H23 年度からの累計)	
		105 件	232 件
(511) 産業活性化推進事業	農・商・工・産・学・官の連携や事業者の情報交流などの促進を図るため、こしがや産業フェスタを開催します。また、専門家による相談事業や産業財産権の取得などに対する支援を行います。	経営革新計画の承認件数 (H23 年度からの累計)	
		28 件	110 件
(511) 伝統的地場産業育成支援事業	伝統的地場産業の活性化を図るため、販路拡大や地場産業PR、技術の継承、後継者の育成などの取り組みに対し支援します。	伝統的手工芸品（だるま、せんべい、ひな人形・甲冑、桐箱）の市民認知度	
		—	90%
(512) 創業者等育成支援事業	創業者の育成を図るため、専門家による創業・経営相談やインキュベーション施設の提供などによる支援を行います。また、地域資源を活かした取り組みや※コミュニティビジネスなどに対し支援機関等と連携した支援をします。	創業を支援した数 (H28 年度からの累計)	
		—	250 件

※コミュニティビジネス：地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。
(関東経済産業局HPより)



商業・工業・農業の三分野から様々な出展があり賑わいをみせる「こしがや産業フェスタ」

5—2 にぎわいと活力を創出する商業・観光の振興を図る

【これまでの取り組みとこれからの課題】

市内の商店（小売業）数は、平成11年以降は減少を続けており、従業者数も大規模小売店の進退出に伴う増減を繰り返しながら緩やかに減少しています。

越谷駅東口再開発や越谷レイクタウン駅周辺、郊外などには大規模小売店が進出し、市外居住の顧客の誘導や市内吸収率の向上、雇用の創出などの効果を生み出す一方、既存商店街における顧客離れなどの影響がみられます。

これまで本市では、商店街の活性化を推進するため、商店街団体が実施する販売促進や街路灯整備などの各種事業に対する支援を行うとともに、空き店舗対策などによる新規出店の促進や『ふらっと』がもう、『ふらっと』おおぶくろ』の開設など地域コミュニティの拠点づくりを進めてきました。

しかしながら、市内の商店会数およびその会員数は年々減少し、商店街の魅力や活気が失われつつあり、消費者ニーズやライフスタイルの変化に的確に対応した商店街活動の充実や個店の魅力づくりによるにぎわいの創出、地域コミュニティの拠点として生活利便性を支える魅力ある地域商業の育成が求められています。

越谷駅東口周辺を区域とした中心市街地エリアでは、地元商店街を中心に、にぎわいの創出を目的とした様々なイベントが開催されています。今後は、これら既存のイベントを継続していくとともに、平成24年度に策定した「越谷市中心市街地活性化基本計画」を踏まえ、地域の特徴を活かした魅力ある中心市街地を形成することが求められています。

市内外からの交流人口の拡大によって地域の活力を推進し、にぎわいを創出するなど、観光の振興は、地域経済への波及効果が大きく、重要な役割が期待されています。

このような状況の中で、これまで実施してきた花火大会や田んぼアート事業などの充実を図るとともに、葛西用水沿いに整備したウッドデッキを活用した事業や大相模調節池を活用した事業を実施するなど、地域の活性化に取り組んできました。

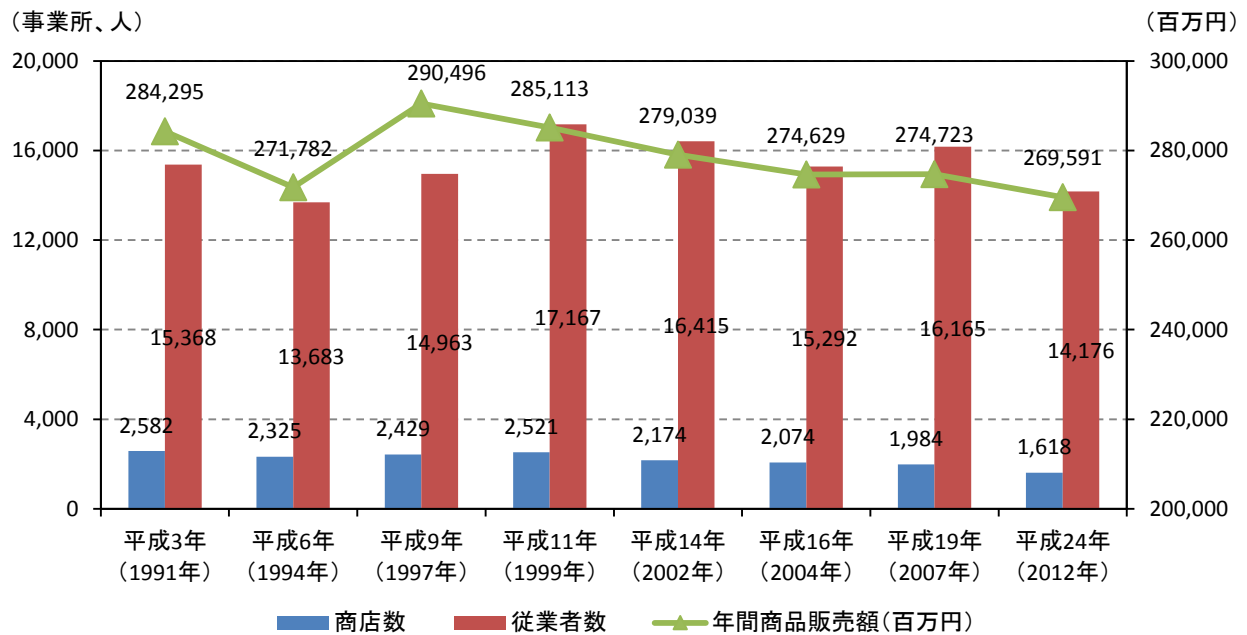
また、平成25年12月に、観光振興の中心的な役割を担う観光協会が一般社団法人化し、新たなにぎわいを生み出す観光の確立を目標に事業を実施しています。

市内には、史跡、伝統行事、水辺景観や伝統的地場産業などの観光資源がありますが、さらなる観光の振興を図るためには、他業種や各種団体との連携に主眼を置き、市内に新たな市場を創出し、経済的な効果を波及させていく必要があります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、多くの外国人観光客が来日することが予想されます。インバウンド観光の推進が期待される中、外国人観光客に地域の魅力を発信し、受け入れ体制を整備することが求められています。

◆関連データ

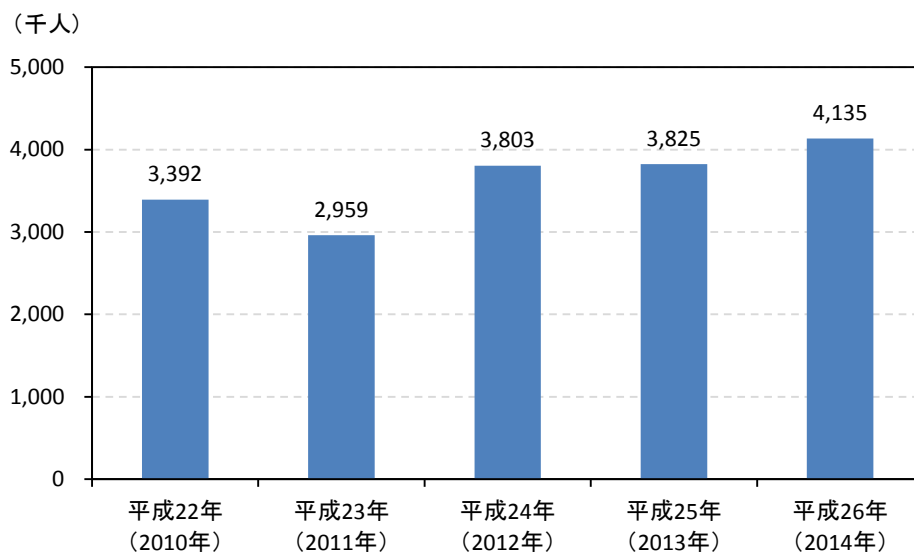
・商店数および従業者数、年間商品販売額の推移（小売業）



各年 6 月 1 日現在

資料：商業統計調査・経済センサス活動調査

・観光客入込数



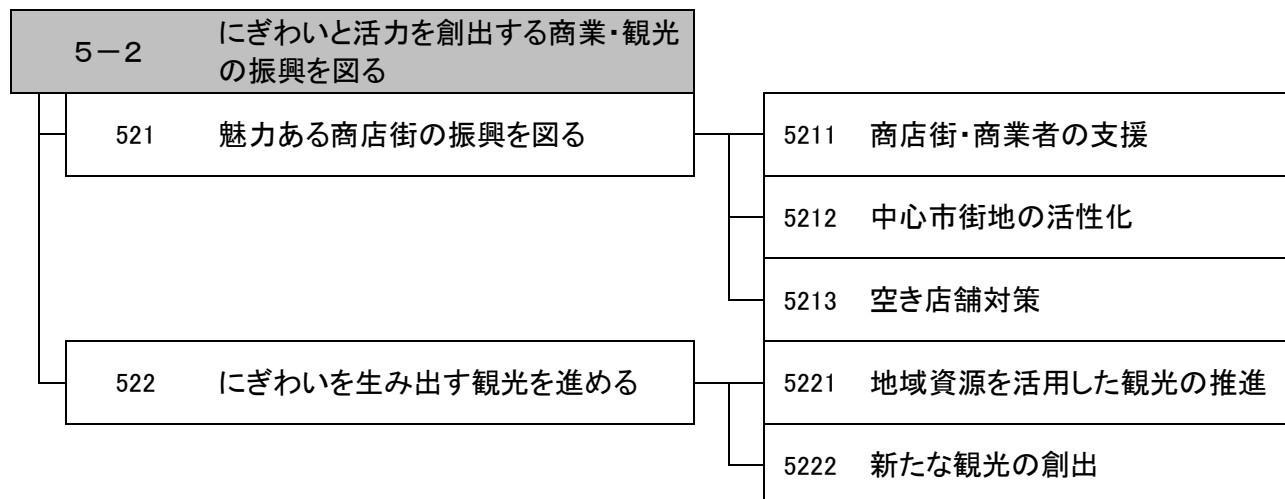
各年 1 月 3 1 日現在

資料：観光課

【目指すまちの姿】

- ・個性のある店舗が並んだ、魅力ある商店街のあるまち
- ・越谷の観光資源を活かし、魅力と活力に満ちたまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

521 魅力ある商店街の振興を図る

市内商店会等が行うにぎわい創出のためのイベントや個店の魅力向上、販売促進など商店街活性化に向けた取り組みや、空き店舗の活用を支援します。また、商工会議所等の支援機関と連携して、魅力ある個店づくりや地域商業の育成を支援し、にぎわいと活力あるまちづくりを推進します。

さらに、「越谷市中心市街地活性化基本計画」を踏まえ、中心市街地のにぎわいを創出するイベントや地域資源を活用した事業など、中心市街地の活性化に寄与する事業を支援します。

522 にぎわいを生み出す観光を進める

市内には、名所・旧跡をはじめ、市民まつり、花火大会、田んぼアート、南越谷阿波踊りなどの四季折々のイベント、水と緑の豊かな水辺空間、だるま・せんべい・ひな人形・桐箱などの伝統的地場産業があります。これらの地域資源を活かし、新たな価値（ストーリー）を加えた観光を推進するとともに、集客、交流、レジャーという視点による集客交流型観光の拠点づくりに取り組みます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、インバウンド観光に対応した新たな観光メニューの開発や人材の発掘・育成に取り組みます。また、民間事業者と連携し、外国人観光客のニーズを捉えた効果的なプロモーションの実施やホテルなどの観光インフラの整備を促進します。

市民の愛着度（シビックプライド）に繋がる特色ある観光事業をはじめ、特産品や越谷特別市民「ガーヤちゃん」の活用ならびに映画やテレビドラマなどのロケーション撮影を誘致するフィルムコミッションを推進します。また、地方創生の観点を踏まえ、観光・物産などの情報を発信する施設を整備し、市内外に“こしがや”の魅力を発信します。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
(521) 商店街活性化推進事業	商店街の活性化を図るため、商店会等が実施する販売促進や消費者が買い物しやすい環境づくりの事業に対し支援します。	商店街活性化推進事業の新規事業数 (平成 23 年度からの累計)	
		23 事業	35 事業
(521) 中心市街地活性化推進事業	中心市街地の活性化を図るため、商店街活動や環境整備などに対し支援します。また、地域資源を活用した事業を実施し、魅力的な中心市街地の創出を推進します。	越谷駅の 1 日平均乗降者人数	
		48,260 人	50,000 人
(521) 空き店舗対策事業	新規事業者や集客力の高い店舗による空き店舗の活用を推進します。また、高齢者等がサポートスタッフとしてサービスを提供し、その対価として商店会等で使用できる商品券を発行する地域支え合いの仕組みに対し支援します。	空き店舗活用数 (平成 23 年度からの累計)	
		10 件	20 件
(521) 地域商業活性化推進事業	商工会が商店会等と連携して実施する街おこし推進事業等の地域商業活性化の推進のための事業に対し支援します。	地域商業活性化推進事業の実施 地域数	
		3 地域	6 地域
(522) 観光推進事業	観光の振興を図るため、市民まつり、花火大会、田んぼアート、南越谷阿波踊りなどの実施を支援します。また、越谷レイクタウン、葛西用水ウッドデッキ、越谷いちごタウンをはじめ、市内の名所・旧跡などの観光資源と連携した取り組みを支援します。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、インバウンド観光を推進します。	観光客入込数	
		4,134,926 人	4,500,000 人
(522) 魅力発信事業	市の魅力を内外に発信するため、こしがやブランドなどの特産品のPRや越谷特別市民「ガーヤちゃん」の活用やフィルムコミッションの誘致に取り組みます。また、観光・物産などの情報を発信する施設を整備します。	越谷市観光協会 ホームページアクセス数	
		144,000 件	180,000 件
(522) 観光物産拠点施設整備事業	市の観光イベントや観光スポットならびに特産品等の情報を発信するとともに、集客・送客による広域観光を展開するため、観光物産拠点施設を整備します。	新たな観光物産拠点施設の 整備数	
		—	1 か所



夏の風物詩「越谷花火大会」

5—3 地域社会と融合した持続的経営力を持つ工業を育成し、活性化を図る

【これまでの取り組みとこれからの課題】

市内の工業事業所数は、工業統計調査によると、増減を繰り返しながら全体的には減少傾向にあります。従業員数は、平成14年以降はおおむね横ばい傾向でしたが、平成21年以降減少しています。製造品出荷額等は、緩やかな増減を繰り返しながらほぼ横ばいとなっています。

業種別に見ると、事業所数では金属製品製造業やプラスチック製品製造業、従業員数では食料品製造業や金属製品製造業、製造品出荷額等では食料品製造業や化学工業の割合が高くなっています。

これまで本市では、市内工業の振興を図り、企業間連携やイノベーションを促進するため、各種研修会およびビジネスマッチングイベントの開催に取り組んできました。

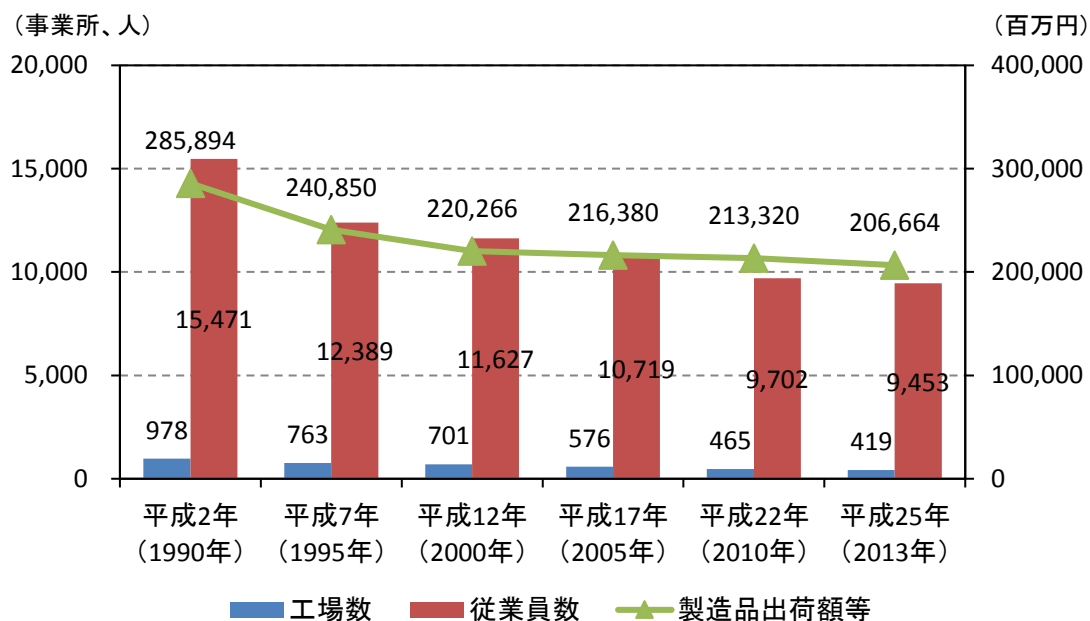
工業は、地域経済や自立したまちづくりの基盤ともなるものです。工業の持続的発展に向けて、事業の充実を図るとともに、工業者の技術、ノウハウ、知的財産を次世代に継承することが重要です。また、産・学・官や企業間の連携などにより、技術革新や新製品の開発を喚起する仕組みづくりが一層求められています。

一方で、市内には2箇所の工業団地がありますが、今後の産業の育成や雇用の確保、地域経済の活性化を図るにあたり、住工混在の問題に加えて、事業拡大の場や施設移転のための産業用地の不足が大きな課題となっています。

このため、既存工業団地の拡張や新たな産業用地創出の可能性の検討を行うとともに、本市の地理的特性を活かした企業誘致を視野に入れ、企業訪問や関係機関との意見交換等に引き続き取り組んでいく必要があります。

◆関連データ

- 工場数、従業者数、製造品出荷額等の推移

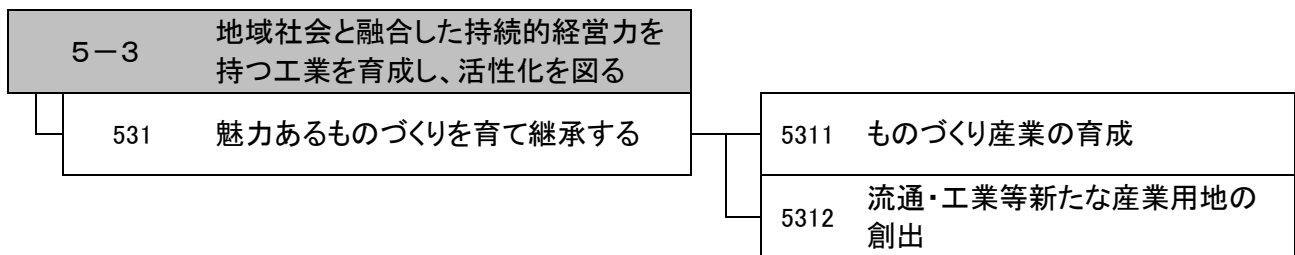


各年12月31日現在
資料：工業統計調査

【目指すまちの姿】

- ・工業者が、自らの技術や製品の強みを理解し、高品質の製品を製造することで、事業の充実が図られ、ものづくり産業の育成や優れた技術・技能の継承が行なわれるまち
- ・産・学・官や企業間などの連携により、技術革新や新製品の開発などに取り組むまち
- ・都心に近く、交通利便性に優れているという地域特性を活かし、流通・工業系の新たな土地利用に取り組むまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

531 魅力あるものづくりを育て継承する

ものづくり産業の活性化に向けて、事業者の技術や商品などのデータベース化を図り、積極的な情報発信に取り組むとともに、産・学・官や農・商・工、企業間の連携による技術革新や商品開発を支援します。

また、住工混在の解消や既存事業者の事業拡大、市外からの新たな企業立地を図るため、既存の工業団地（増森工業団地・平方工業団地）の拡張や、工場・倉庫等の一定集積が見られる出羽地区、荻島地区等の一定規模以上の主要幹線道路沿線地域を候補として、周辺環境や優良農地の保全などに配慮しながら、地域特性を活かした新たな産業用地の形成を推進します。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(531) ものづくり産業育成事業	ものづくり産業の活性化に向けて、技術・製品のデータベース化や技術継承の支援に取り組みます。また、異業種交流や事業者のマッチングイベントの開催、産・学・官や農・商・工、企業間などの連携を促進し、技術革新や新製品の開発を支援します。	データベースを作成した事業所数	
		—	200件
(531) 流通・工業系土地利用事業	住工混在の解消や事業者の安定した操業環境の確保、事業拡大、市外からの企業移転を図るため、既存の工業団地の拡張や工場・倉庫等の一定集積が見られる地区、一定規模以上の主要幹線道路沿線地域を候補として、流通・工業系土地利用の推進に向けた事業化計画を策定し、地域特性や企業ニーズ等を踏まえた新たな産業用地の創出を推進します。	1,000㎡以上の工場・倉庫等の新規開発面積	
		—	8ha

5—4 持続的に農業が行われる環境をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

このような状況の中、本市では、「持続的に農業が行われる環境づくり」を基本理念とした「第2次越谷市都市農業推進基本計画」に基づき、様々な施策に取り組んできました。

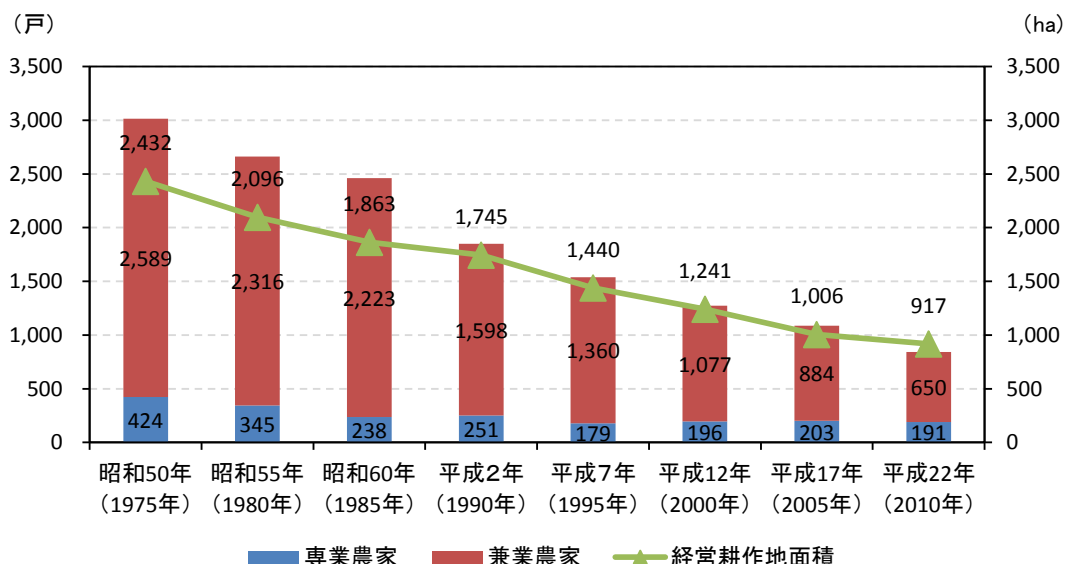
地産地消の推進では、農産物直売所「グリーン・マルシェ」を拠点とした地場農産物の販売促進や、学校給食における地場農産物の利用拡大を行いました。また、都市農業の振興では、いちごの栽培技術や農園経営の研修を実施し、新たな担い手の誕生に寄与するとともに、収益性が高く安定した農業経営が期待できる、いちご観光農園を集团的に整備し、平成27年1月に「越谷いちごタウン」がオープンしました。さらに、優良農地の保全・有効活用として、水田の区画の拡大と必要な用排水路の整備を行い、従来よりも効率的で生産性の高い農業生産基盤の整備を行いました。

農業・農地は、農産物を生産するだけでなく、保水・遊水機能による水害の防止や、大気の浄化、景観形成など、多面的な役割を担っています。この貴重な財産・資源を残していくためには、担い手への農地の利用集積を進めることによる農業経営の効率化が求められるとともに、市民全体で農業を支える意識、仕組みづくりが必要です。

また、確かな農業技術の継承と新規就農者の確保・育成に努め、伝統的農産物の生産規模拡大や産地形成を促進することが求められています。

【関連データ】

・農家および経営耕地の推移



※平成2年以降は自給的農家を除く値

自給的農家…経営耕作地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

各年2月1日現在

資料：農林業センサス

【目指すまちの姿】

- ・まとまった優良農地を有する地域を中心に農業生産基盤が整備され、担い手への農地の利用集積が図られ、農地の保全・有効活用が進んでいるまち
- ・伝統的農産物の栽培技術の伝承や生産規模の拡大を図るための支援体制が整備され、新規就農者が誕生するまち
- ・市民全体で地域農業をサポートする意識や取り組みが行われているまち

【実現するための施策】

5-4 持続的に農業が行われる環境をつくる		
541	首都近郊という地理的優位性を活かした都市農業の展開を支援する	5411 地産地消の推進
		5412 産地形成の促進
		5413 高付加価値農業経営の支援
		5414 道の駅と連携した新たな都市型農業の拠点整備
542	豊かな実りを生む農業の基盤を整える	5421 優良農地の保全・有効活用
		5422 農業生産基盤等の整備
543	持続的に農業経営を担う人材を育成する	5431 担い手の確保・育成
		5432 就農者フォローアップ活動の充実
544	市民が農業を支える仕組みをつくる	5441 市民理解の向上
		5442 農業への市民参加の推進

【施策の内容】

541 首都近郊という地理的優位性を活かした都市農業の展開を支援する

農産物直売所を拠点とした地場農産物の販売促進や学校給食での食材の活用等、越谷市農業協同組合と連携し、地産地消を推進するとともに、地場農産物の集荷・配送体制の確立を目指します。

また、ねぎやくわいをはじめとする市の特産物や、ほうれん草・小松菜など市場需要の高い作物の生産拡大・品質向上に向けた生産者の取り組みを支援します。

さらに、農・商・工の連携により異業種交流会等を行い、販路の開拓や加工品等の開発を促進し、特産物のブランド化に取り組みます。

消費地に近いという地理的優位性を活かし、高収益が期待できる施設園芸や観光農業に取り組む農業者を支援するとともに、農業技術センターを活用した農業技術の研究と情報提供に努め、農業経営の効率化や安定化を図ります。

道の駅と連携し、地場農産物を活用した加工品の開発や販売施設、観光情報の発信など、地域の活性化が期待できる新たな都市型農業の推進拠点整備に向けて取り組みます。

542 豊かな実りを生む農業の基盤を整える

※農地中間管理機構や国・県の施策動向を注視しながら、農業関係者等との連携のもと、農地中間管理事業を促進するとともに、越谷市および越谷市農業協同組合が農地利用集積円滑化団体として、担い手への農地利用集積を推進していきます。

また、開発等による農地の他用途への転用については、優良農地の保全と都市の活力向上に資する土地利用に配慮しながら、農地制度の適切な運用に努めます。

さらに、農業用排水路の老朽化等による機能の低下や、用排水路の維持管理活動の担い手不足等、地域での実情や課題を踏まえ、農業生産基盤の整備を行います。

543 持続的に農業経営を担う人材を育成する

市の特産物の栽培技術の継承と新規就農者の確保・育成に努めるとともに、農業技術センター等を活用した就農者に対する技術支援や、若手農業者との情報交換を行い、農業経営の定着・安定化を推進します。

また、経営規模の拡大を目指す農業者を支援するため、越谷市特別認定農業者補助事業を引き続き実施します。

さらに、就農時や経営規模の拡大時に必要な資金の調達や農地の確保に対する支援を行い、就農希望者が農業に参入し、意欲的な農業者等が農業を継続できる環境をつくります。

544 市民が農業を支える仕組みをつくる

農業・農村支援ネットワークづくり事業や各種イベントの実施、学校給食、農業体験等の充実・拡大を図り、地域農業の魅力、必要性を十分にPRしていきます。

また、多面的機能を有する農地は財産・資源であり、市民全体で地域の農業を支えるという意識の醸成、市民参加による農業支援に引き続き取り組んでいきます。

※農地中間管理機構：担い手へ農地の集積・集約化を図るため、農地所有者と担い手の間に立ち、農地の中間的な受け皿となる法人。農業の構造改革を推進することを目的として国が整備した法律に基づき、県知事が指定する。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
(541) 地産地消推進事業	農産物直売所を拠点とした地場農産物の販売促進、学校給食等での食材の活用、イベントでのPR等により、地産地消を推進します。また、農・商・工の連携、6次産業化を図る農業者への支援等を行い、地場農産物の販路拡大に努めます。	農産物直売所における 地場農産物の売上高 (H17 年度からの累計)	
		11 億 8,967 万円	23 億円
(541) 高収益農業推進事業	農業経営の収益性向上のため、施設園芸や観光農業に取り組む農業者を支援します。また、「越谷いちご」の産地形成に取り組むとともに、観光事業との連携を図ります。	市内観光農園の来園者数 (H23 年度からの累計)	
		147,794 人	627,000 人
(541)・(331) 道の駅整備事業	道路利用者のための休憩機能や、災害時の避難場所としての防災機能、本市の持つ魅力や観光情報の発信のほか、新たな都市型農業を推進する機能などを備えた交流拠点施設の整備に向けた調査を行います。	候補地の決定	
		—	1 か所
(542) 農地利用集積事業	まとまった優良農地が存在する地域を中心に、区画の拡大や必要な基盤整備を行い、農地中間管理事業等により担い手へ農地の利用集積を図ります。	農地利用集積地域数	
		2 地域	4 地域
(543) 農業従事・後継者育成事業	ねぎをはじめとする、市の伝統的農産物の栽培技術を継承する新規就農者を育成し、担い手の確保を図ります。また、経営規模の拡大を目指す意欲的な農業者に対する支援を行います。	新規就農・農業後継者 育成支援事業の修了後の 就農者数	
		—	4 人



都市農業の新たな展開に挑戦
(平成 27 年 1 月にオープンした越谷いちごタウン)

5—5 地域に根ざした雇用対策を拡充し、働きやすい環境をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

市内事業者の9割以上が、従業員数30人未満の中小企業です。市内中小企業を産業別にみると卸売・小売業が多く、次いで飲食サービス業、建設業となっています。

雇用状況は、一部の業種では改善が見られますが、近年の就業意識の変化や働き方の多様化、景気動向などを要因として依然厳しく、生活の基盤となる雇用機会・就業機会の確保は重要な課題となっています。

このような状況の中、本市では若年者や女性、中高年齢者を対象とした各種講座（セミナー）や労働関係全般にわたる労働相談等を実施し、就業支援に取り組んできました。

今後も、就職を希望する若年者、女性、中高年齢者や障がい者に向けて、求職者の就労能力・意向に応じたきめ細かな就業支援を継続して行う必要があります。

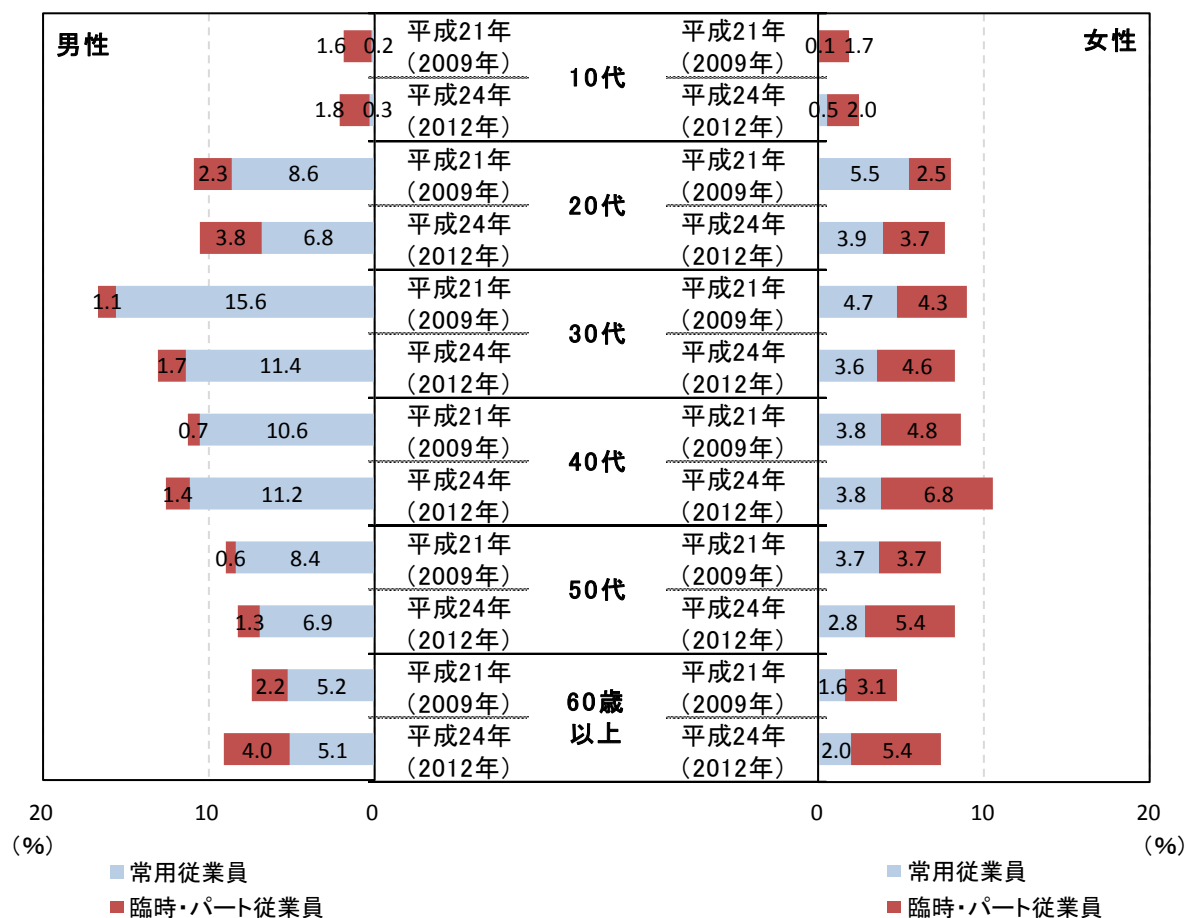
特に、今後は生産年齢人口の減少がさらに進むものと予測されており、女性や高年齢者の就労機会の確保も求められています。

専門のキャリアコンサルタントにより、きめ細かなカウンセリングを実施し、早期就職につなげられるよう、相談体制の充実を図ることが必要です。また、勤労者が安心して働き、豊かな生活が送れるよう、ハローワークやシルバー人材センターなどの関係機関と連携した雇用情報の提供や就労支援体制の強化が求められています。

就業支援策としては各種講座（セミナー）を開催し、社会変化に対応できる人材の育成を目指し、勤労者のやりがいや意欲の向上に資するよう、福利厚生の実施のため継続した支援を行うことが必要です。

◆関連データ

・事業所における雇用形態割合

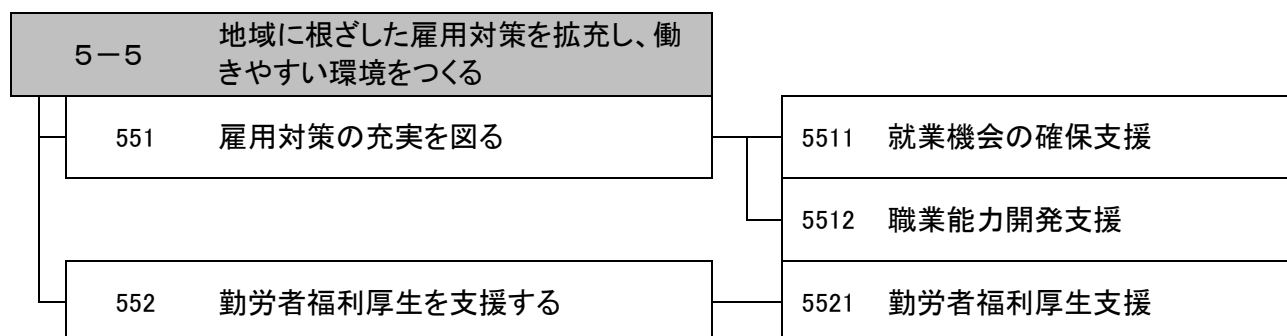


各年7月1日現在
資料：労働実態調査

【目指すまちの姿】

- ・誰もが就業支援を受けられ、就労の機会が確保されるまち
- ・誰もが勤労意欲を持ち、働き続けられるまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

551 雇用対策の充実を図る

若年者、女性、中高年齢者や障がい者の雇用機会、就業機会の拡大のため、ハローワークやシルバー人材センターなど関係機関との連携による雇用情報の提供や事業者への啓発活動を実施します。

また、労使関係などに関する相談事業、シルバー人材センターの会員数の増強および事業拡大への支援を行います。

専門のキャリアコンサルタントによる就職に向けた総合的なカウンセリングを行い、若年者等の就業を支援します。

また、就職やキャリア形成につながる各種セミナーを開催し、職業能力の向上に努めます。

552 勤労者の福利厚生を支援する

勤労者が安心して働き、また、充実した余暇を過ごすことができるよう、勤労者団体が行う福利厚生事業を助成します。

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
(551) 高年齢者就業支援事業	高年齢者の生きがいの充実や就業機会の増大等を図るため、シルバー人材センターの活動に対する支援を行います。	シルバー人材センター 就業者数 (H23 年度からの累計)	
		492,318 人	1,133,000 人
(551) 職業能力開発支援事業	勤労者等の職業能力、就業能力向上のため、各種セミナーを開催します。	セミナー等受講者数 (H23 年度からの累計)	
		4,423 人	10,642 人
(551) 若年者等就業支援事業	専門のキャリアコンサルタントによる就職に向けた総合的なカウンセリングを実施します。	若年者等就業支援事業に おける相談者の就業率	
		75.0%	82.5%

大綱6 いきいきとだれもが学べる心豊かな まちづくり

- 教育、生涯学習・文化、スポーツ・レクリエーション
 - 6―1 生きる力を育む学校教育を進める
 - 6―2 生涯にわたる学びを充実し、地域の文化を創造する
 - 6―3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる

6—1 生きる力を育む学校教育を進める

【これまでの取り組みとこれからの課題】

国際社会においては、地球環境問題や食糧・エネルギー問題等が深刻化している中、我が国では、少子高齢化、高度情報化、国際化等、社会の変化に伴う様々な課題が生じています。

このように先行き不透明な社会において、子どもたちは自らの夢を持ち続け、生涯にわたり粘り強く学び続けることができる資質や能力を身に付けることが大切です。

本市では、パソコンや大型テレビなどの ICT（情報通信技術）を活用した授業など時代に即した学校教育を実施することで、子どもたちの情報活用能力や自ら考えて発表する能力の育成に取り組みました。また、教育相談体制の充実や食育の推進など、子どもたちの健康な心と体の育成を図りました。さらに、小中学校施設の耐震化工事を完了するなど、子どもたちが安全に、安心して学べる教育環境づくりに努めました。

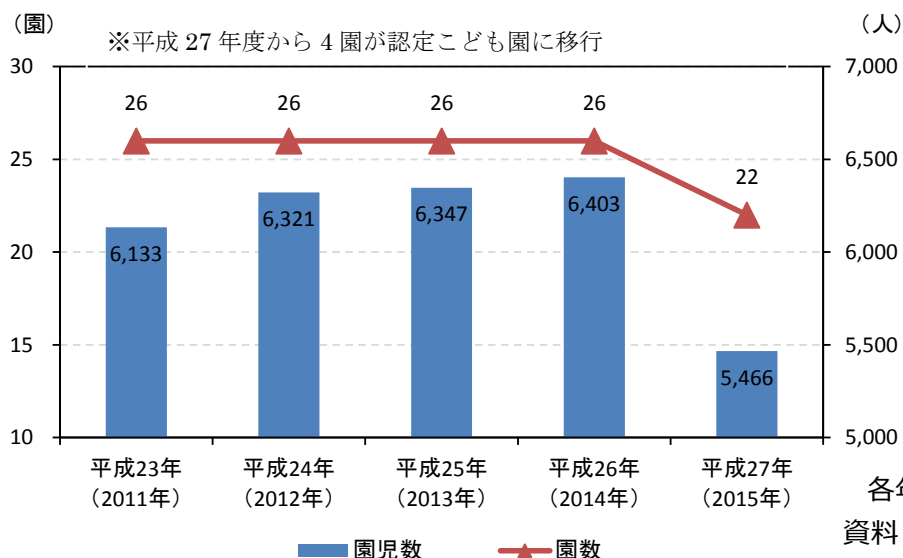
今後も、子どもたち一人ひとりの規範意識、生命尊重や他者への思いやりの心などを培い、発達段階に応じて適切に行動するなど、豊かな心を育成するとともに、積極的に運動に親しむことや食習慣を含めた健康的な生活習慣を定着させ、健やかな体を育成することが大切です。

そのため、安全で安心、さらに快適な学校環境を整備するとともに、社会の変化に対応できる指導力豊かな教職員の育成や、小中一貫教育の推進により、子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、引き続き特色ある学校づくりを推進する必要があります。

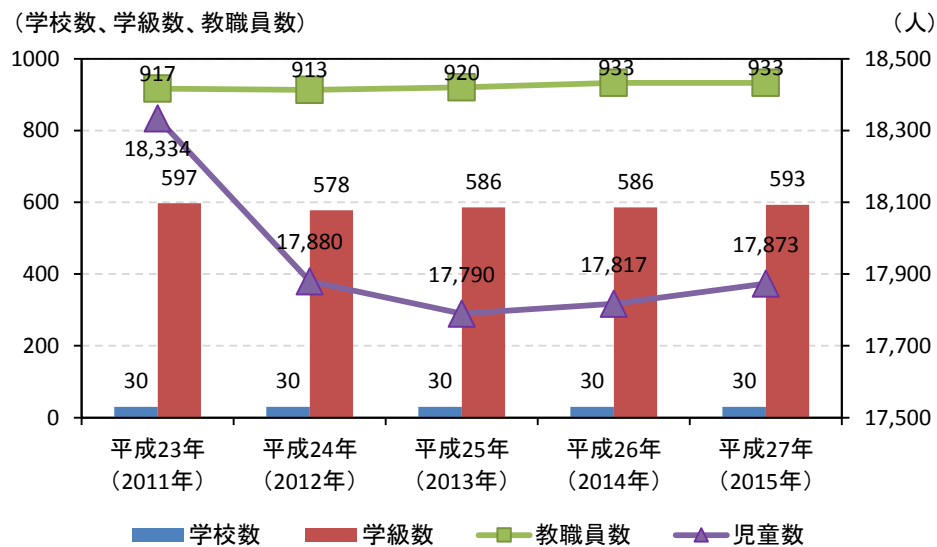
学校においては、自らの未来をたくましく切り拓くとともに、多様な価値観を認め合い、協働によるまちづくりを通して、郷土の発展に尽力できる人材の育成が求められています。そのため、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもを育むとともに、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、学校生活と社会生活などのかかわり合いの円滑化を図り、学力の向上や自己肯定感の高揚など自信を育む教育を推進し、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うことにより、能動的・主体的な力である「社会を生き抜く力」を育成することが大切です。

◆関連データ

・幼稚園数および幼稚園児数の推移



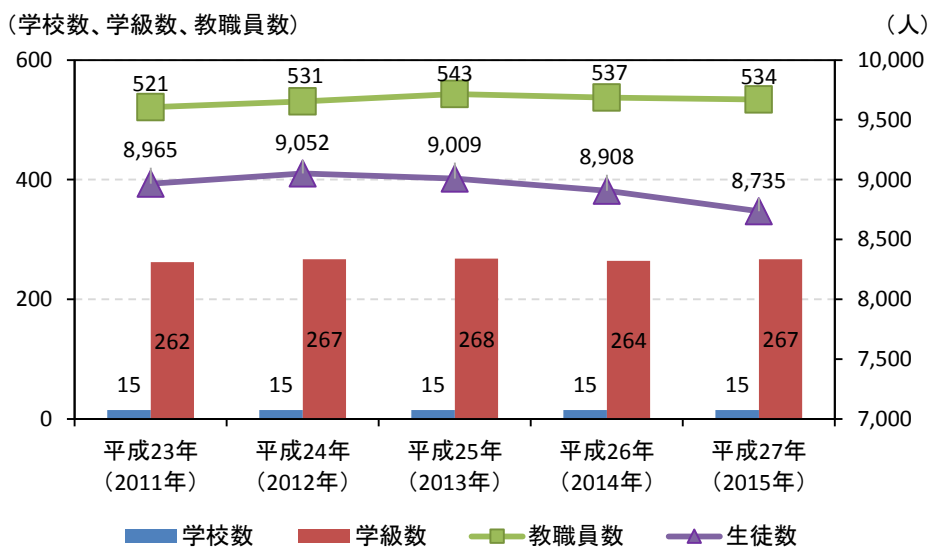
・小学校の状況の推移



各年 5 月 1 日現在

資料：学務課

・中学校の状況の推移



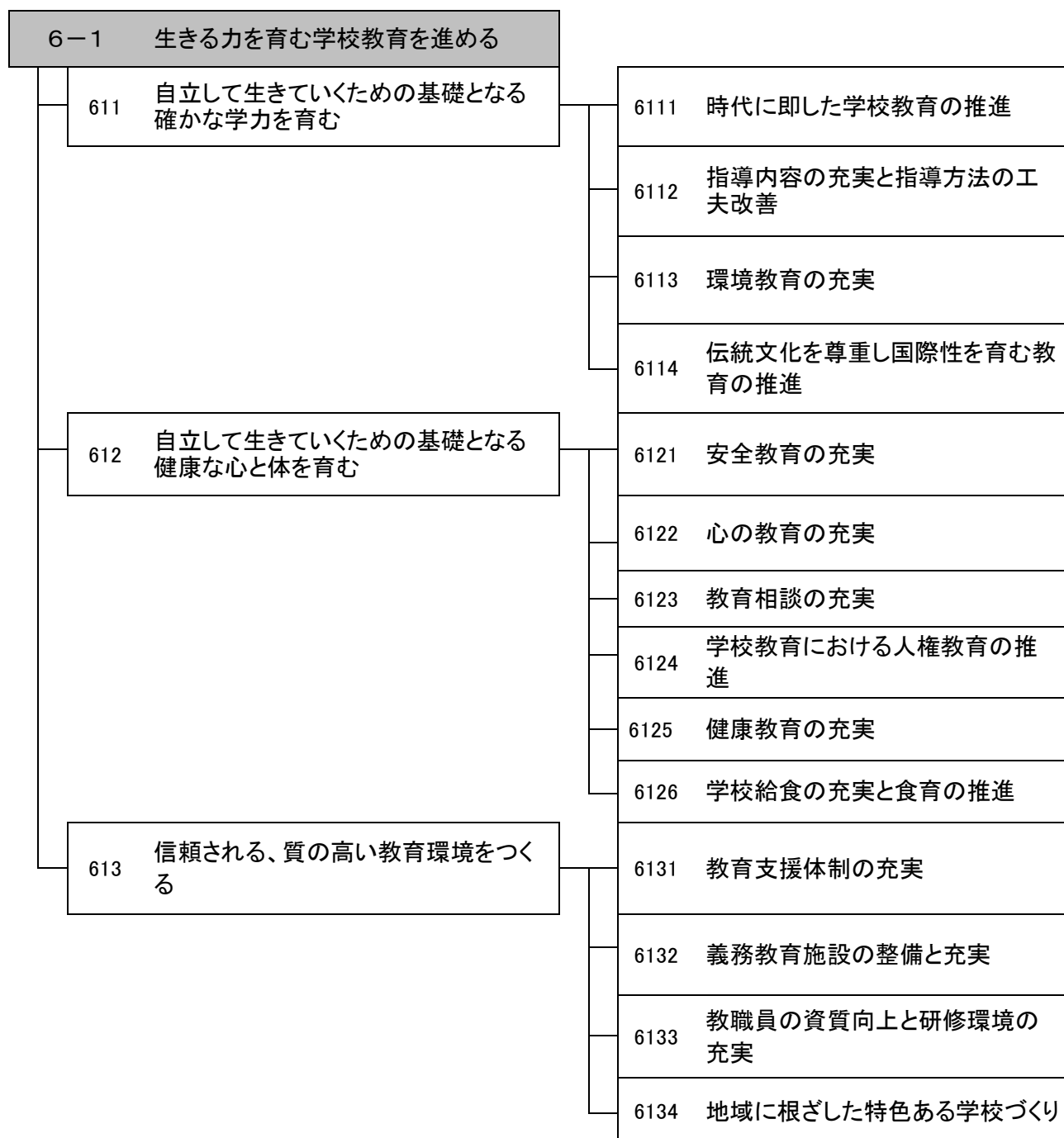
各年 5 月 1 日現在

資料：学務課

【目指すまちの姿】

- ・子どもたちの「生き抜く力」を育むことを目標とし、児童生徒が「確かな学力」「豊かな感性や人間性」「たくましく生きるための健康や体力」をバランスよく身に付けたまち
- ・「授業づくり・心づくり・規範づくり」を目標とし、安全・安心な施設整備はもとより、指導内容の充実や指導方法の工夫改善により、教育環境が整備されたまち
- ・学校・家庭・地域が連携を図り、信頼され、魅力的な学校のあるまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

611 自立して生きていくための基礎となる確かな学力を育む

学びの連続性と指導の一貫性を重視し、義務教育 9 年間の中で確かな学力を育てます。

そのため、情報モラルを含め ICT（情報通信技術）を正しく活用した学習を充実するとともに、各小中学校に配置した学校司書を活用し、児童生徒の読書活動を一層推進するなど、時代に即した教育の充実を図ります。また、持続可能な社会を目指すための環境教育の充実に努めるとともに、日本の伝統文化に関する学習や ALT（語学指導助手）の効果的な活用による小中学校における英語教育の充実を図り、伝統文化を尊重し国際性を育む教育を推進します。

612 自立して生きていくための基礎となる健康な心と体を育む

子どもたちが生涯にわたって自立して生きていけるよう、安全で安心な教育環境の中で、前向きに「生きる力」を身に付けるための基礎となる健康な心と体を育みます。

そのため、他者、社会、自然・環境と接する体験活動を充実させることで、同和問題をはじめとする人権教育や道徳教育を推進し、心の教育の充実を図ります。また、いじめや不登校、生徒指導上の諸問題については、未然防止・早期発見・早期解消を目指し、生徒指導および教育相談の一層の充実を図ります。

さらに、児童生徒の体力向上の推進など、健康教育の充実に努めるとともに、学校給食の充実と食育の推進を図り、健やかな心と体の育成を目指します。

613 信頼される、質の高い教育環境をつくる

すべての子どもたちが安心して教育を受けられるように、一人ひとりの教育ニーズに対応しながら、継続的に質の高い指導を行うことができる教育環境を整えます。

そのため、安全・安心に加えて快適な学習環境を確保できるよう、義務教育施設の一層の整備に努めます。また、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習支援を行うとともに、小中一貫教育推進に向けた研究や教職員の資質の向上を図るため、教育研究員や地域の大学との連携等による充実した各種研修等を実施します。あわせて、研修環境および ICT 環境の整備を進めます。

さらに、学校応援団の支援など、保護者・地域との連携を深め、地域全体で子どもを見守り、育てる教育支援体制の充実に努めるとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。



時代に即した学校教育を推進します（ICT を活用した授業）

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(611) 校内系ネットワーク運用事業	授業で活用する教育用パソコンをはじめとした ICT 機器およびネットワークの整備と運用を通し、ICT を活用した授業づくりを推進します。	教員の ICT 指導力等の実態調査における授業中に ICT を活用して指導する能力	82.8% 100%
(611) 研究委嘱校等支援事業	小中一貫教育を推進するため、教科等の指導改善や教育活動の充実に資する研究を学校に委嘱し、教育の振興・発展を図ります。	教職員の研究委嘱校発表会への参加人数(1校あたり)	77人 100人
(611) 学校図書館運営活性化事業	「考える力」、「感じる力」、「表す力」等を育てるとともに、豊かな情操を育むため、司書の資格を有する学校司書を配置するとともに、学校司書の資質向上を図り、児童生徒の読書活動を推進します。	小中学校の学校図書館における図書の総貸出冊数(H23年度からの累計)	139万9,976冊 490万冊
(612) 小中合同防災訓練支援事業	中学校区を基本にした小中合同の防災訓練の実施を支援します。	小中合同防災訓練の実施校の数	9中学校区 15中学校区
(612) 人権教育推進事業(学校教育)(再掲)	教職員や児童生徒の人権に関する知識理解を深め、人権感覚および人権意識の高揚を図るため、教職員研修や人権教育啓発活動、情報モラル教育を推進します。	人権教育研修会における教職員の参加率	100% 100%
(612) 学校農園事業	農業を通して勤労生産的な体験を味わい、児童生徒の情操や生きる力を育むとともに、地域と学校との連携充実のために、耕作業務の委託および学校農園用地の貸借等を行います。	「農業体験活動により豊かな心が育まれた」と回答した学校の割合	62.2% 100%
(612) 食育推進事業	栄養教諭等による食に関する指導を充実させるとともに、地場農産物を活用しながら、学校給食を「生きた教材」としてとらえ、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成に努めるなど、学校・家庭・地域の連携による食育の推進を図ります。	食に関する指導および講習会等の実施回数(H23年度からの累計)	4,736回 12,500回
(613) 小中学校施設改修事業	老朽化などによる緊急性の高い箇所から、計画的に施設の改修等を実施します。	小中学校施設のバリアフリー化率	68.9% 100%
(613) 小中学校施設空調設備設置事業	児童生徒の快適な学習環境を確保するため、老朽化したエアコンの更新を含め、普通教室等にエアコンを整備します。	エアコン設置整備率	0% 100%
(613) 小中学校施設トイレ改修事業	児童生徒の各家庭では、洋式トイレが標準的な仕様となっているなか、学校施設では和式トイレが大部分を占めていることから、小学校低学年用より順次トイレの洋式化を図ります。	学校施設のトイレ洋式化率	26.7% 50%
(613) 教職員資質向上事業	教職員の資質向上を図り、中核となる教職員を育成するため、市内の人的・物的な特色を活かし、越谷市の子どもと地域の実態を踏まえた教職員研修および教育研究を実施します。	教師の授業改善評価5段階評価のうち上位3段階の割合	94% 98%
(613) 特別支援教育支援員等配置事業	特別支援教育支援員、病休代替・欠員補充教職員、日本語指導員等を配置することにより、担任を補佐し、学習指導および生活指導に努め、児童生徒が充実した学校生活を送ることができるように学校運営の円滑化を図ります。	特別支援教育支援員配置割合	68.6% 100%

6—2 生涯にわたる学びを充実し、地域の文化を創造する

【これまでの取り組みとこれからの課題】

近年の急激な社会環境の変化に伴い、これらに対応する知識や技術などを身に付けることが求められ、また、価値観・ライフスタイルの多様化を背景に、地域社会のつながりや支え合いが必要とされています。そのため、多様化・高度化する学習ニーズへの的確な対応と生涯にわたって学習できる環境づくりを目指し、生涯学習推進体制の見直しによる総合的な推進体制の構築と、一人ひとりが主体的に学び続けることができる学習機会の充実に努めました。今後も、学習の機会を継続的に提供するとともに、学習した成果を地域社会に活かしていくことができる環境づくりを進める必要があります。

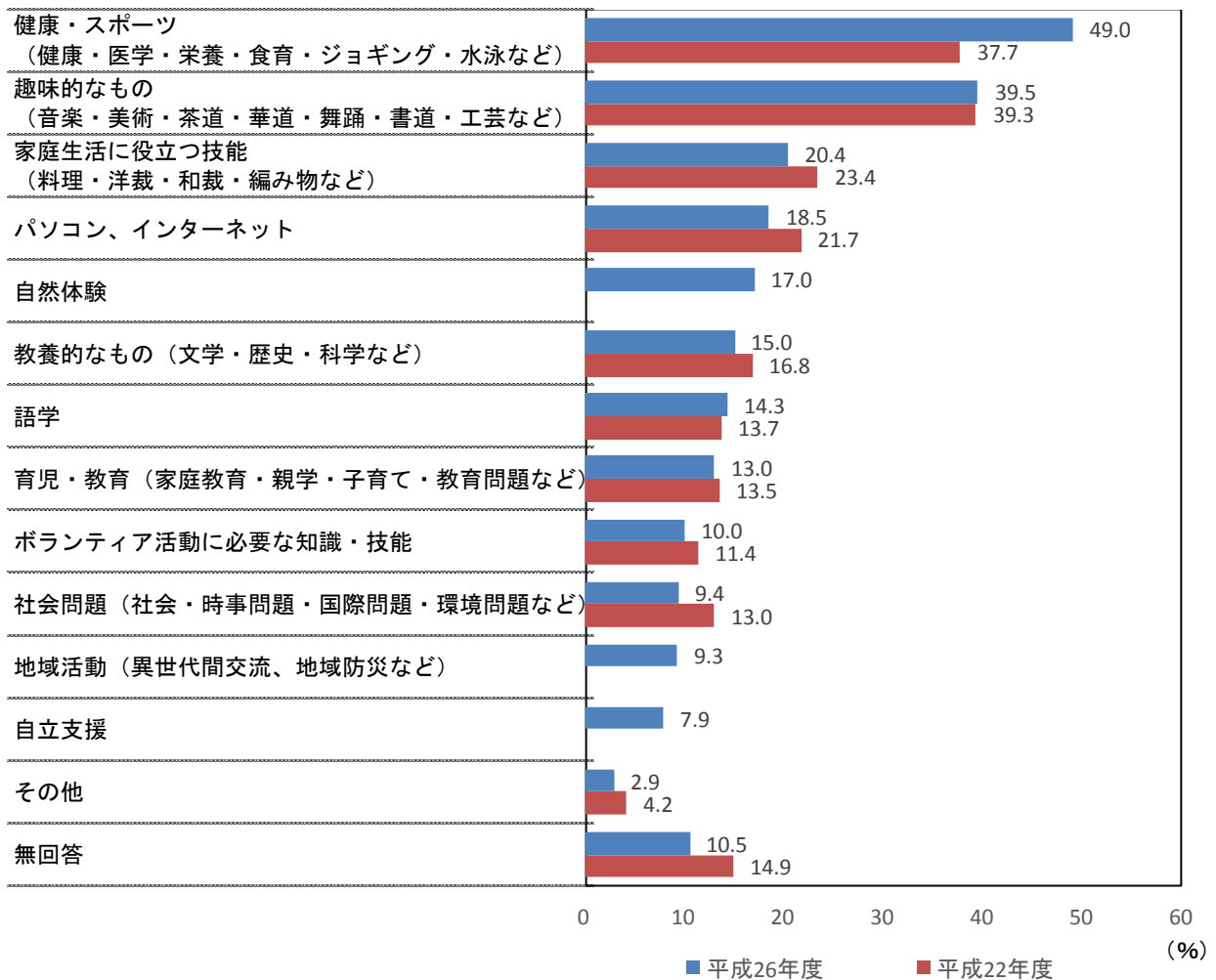
図書館については、利便性が高く、市民に親しまれ役に立つ図書館サービスを展開していくため、平成24年6月に中央図書室を開設し、本館と北部・南部・中央の3つの図書室によるサービス提供体制を整備するとともに、平成26年9月には、南部図書室を移設し、本市の南部地域における拠点とすべく機能の強化を図りました。さらに、学校等との連携などにより、子ども読書活動の推進に努めました。こうした中、今後においては、北部地域における図書館機能の強化が必要とされており、また、情報化への対応や市民との協働などにより、図書館サービスのさらなる充実を図っていくことも求められています。

芸術文化については、芸術文化活動の推進を図るため、「越谷市民文化祭」を開催するなど、日頃の活動の成果を発表できる機会の充実に取り組みました。市民に心の豊かさやうるおいをもたらすため、今後も自主的に文化活動に参加できる環境づくりが求められています。

文化財や伝統文化などについては、地域の歴史や文化を理解するうえで貴重なものであり、本市では、郷土の歴史や文化を学習できる場として、平成26年10月に、市指定有形文化財「旧東方村中村家住宅」の復元整備を行いました。今後も、これらの文化的遺産を市民共有の財産として大切に保存し、次世代へ継承するとともに、郷土の歴史や文化に対する市民の理解を深めていく必要があります。

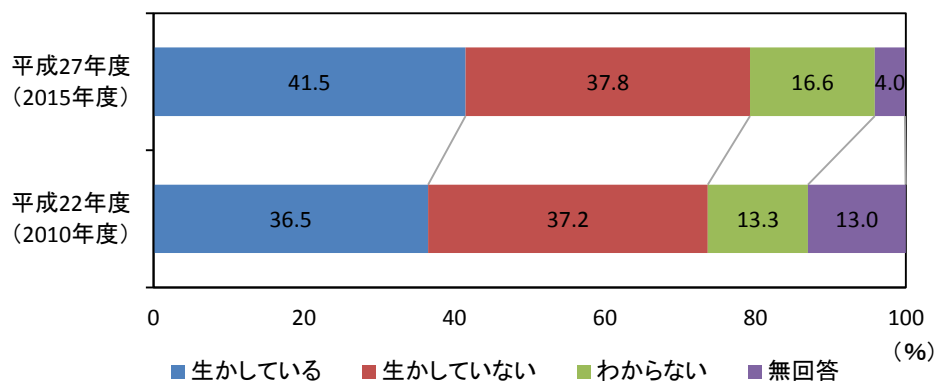
◆関連データ

・講座・教室の開催希望



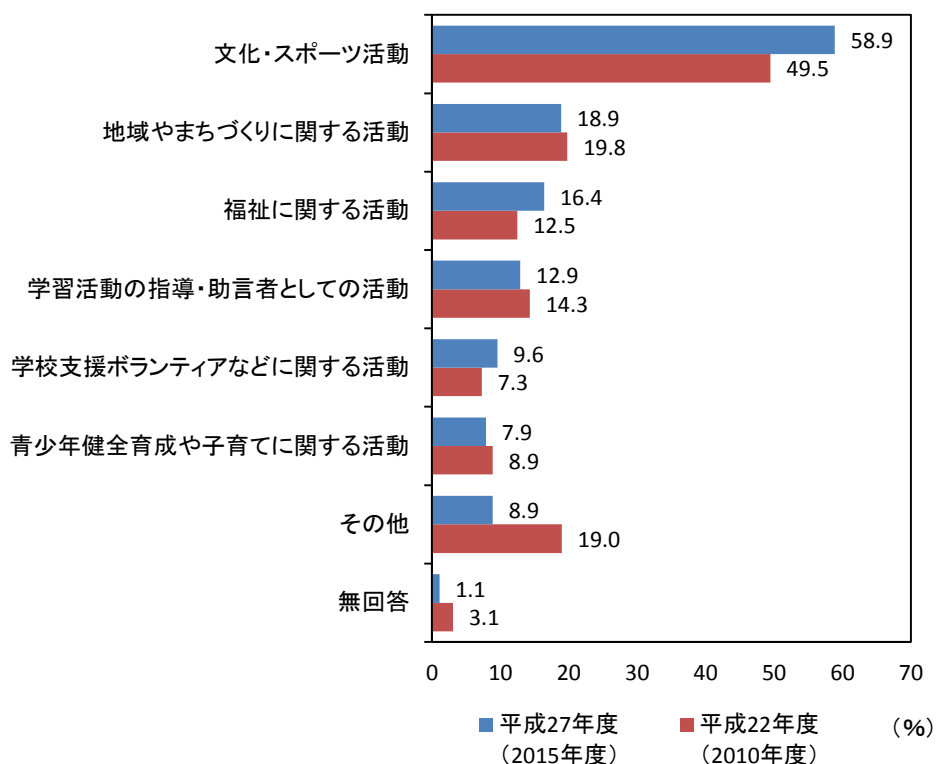
資料：平成 26 年度市政世論調査

・学んだ知識・経験・技能の活用状況



資料：平成 27 年度市政世論調査

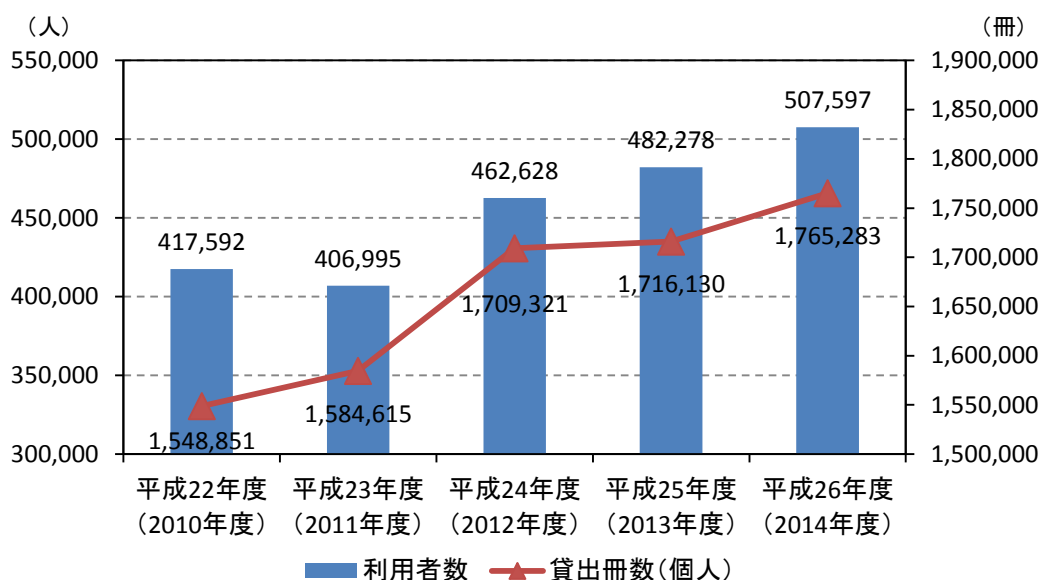
・学んだ知識・経験・技能の活用分野



資料：平成 27 年度市政世論調査

・図書館(室)の利用状況<本館・北部図書室・南部図書室・中央図書室・移動図書館>

－ 貸出冊数・利用者数の推移 －



※本館：市立図書館、北部図書室：北部市民会館図書室、中央図書室：市民活動支援センター中央図書室

資料：図書館

・越谷市内指定文化財一覧

No.	指定区分	種別・種類	名称(ふりがな)
1	国	記・天	こしがやのしらこぼと 越ヶ谷のシラコバト
2	県	有・彫	もくぞうでんしょうかんのんぼさつぎぞう 木造伝正観音菩薩坐像
3	県	有・彫	もくぞうじぞうぼさつりゅうぞう 木造地藏菩薩立像
4	県	有・考	にじゅういちぶついたいしとうば 廿一仏板石塔婆
5	県	無 民	しもまくりのししまい 下間久里の獅子舞
6	県	記・史	がもうのいちりづか 蒲生の一里塚
7	県	記・天	ひさいずじんじやのふじ 久伊豆神社のフジ
8	県	記・旧	ひらたあつたねかぐうあと 平田篤胤仮寓跡
9	県	無 民	きたかわさきのむしおい 北川崎の虫追い
10	市	有・建	だいしょうじのさんもん 大聖寺の山門
11	市	有・建	きゅう ひがし かたむらなむらけじゅうたく 旧 東 方村中村家住宅
12	市	有・絵	さいとうとよさくいき「ふうけい」 斎藤豊作遺作「風景」
13	市	有・絵	ちようぶんさいえいしひつ「かわらねためのいず」 鳥文斎栄之筆「瓦曾根溜井図」
14	市	有・工	のじまじょうさんじのおおわにぐち 野島浄山寺の大鰐口
15	市	有・工	かけぼとけ 懸仏
16	市	有・工	りんせんじのこうろ 林泉寺の香炉
17	市	有・彫	あんこくじのえんくうぶつ 安国寺の円空仏
18	市	有・彫	さいふくいのえんくうぶつ 西福院の円空仏
19	市	有・彫	こうふくいんのえんくうぶつ 弘福院の円空仏
20	市	有・彫	もくぞうあみだによらいりゅうぞう 木造阿弥陀如来立像
21	市	有・彫	もくぞうあみだによらいざぞう 木造阿弥陀如来坐像
22	市	有・彫	もくぞうあみだによらいざぞう 木造阿弥陀如来坐像
23	市	有・彫	もくぞうあいだちざえもんふうふぞう 木造会田七左衛門夫婦坐像
24	市	有・彫	もくぞうじぞうぼさつりゅうぞう 木造地藏菩薩立像
25	市	有・彫	もくぞうしゃかによらいねはんぞう 木造釈迦如来涅槃像
26	市	有・彫	かとりじんじやのちようこく 香取神社の彫刻
27	市	有・彫	どうぞうごちによらいりゅうぞう 銅造五智如来立像
28	市	有・彫	どうぞうあ み だによらいりゅうぞう 銅造阿弥陀如来立像
29	市	有・古	ほうしよううしげおきてがき 北条氏繁提書
30	市	有・古	いなび ぜん さんしぞえしよ 伊奈備前差添書
31	市	有・古	ほんじんしりょういつかつ(ふくいけもんじょ) 本陣資料一括(福井家文書)
32	市	有・古	じょうさんじのしゅいんじょう 浄山寺の朱印状
33	市	有・古	だいたいしゅいんじょう 代々の朱印状
34	市	有・古	じりょうきんしゅいんじょう 寺領寄進朱印状
35	市	有・古	かんちくししよじょう 観智国師書状
36	市	有・古	にしかたむらきゅうき 西方村旧記

No.	指定区分	種別・種類	名称(ふりがな)
37	市	有・考	けんちようがねんいたび 建長元年板碑
38	市	有・考	ぶんめいさんねんじゅうさんぶついたび 文明3年十三仏板碑
39	市	有・考	ぶんなさんねんろくじみょうごういたび 文和3年六字名号板碑
40	市	有・考	じょうじろくねん ななじだいもくいたび 貞治6年七字題目板碑
41	市	有・考	てんもんにじゅうにねんみださんぞんずりゅういたび 天文22年弥陀三尊图像板碑
42	市	有・考	じょうおうにねんこうしんどう 承応2年庚申塔
43	市	有・考	にじゅういちぶついたいしとうば 廿一仏板石塔婆
44	市	有・歴	とくがわいやすの やぐ 徳川家康の夜具
45	市	有・歴	せいどういんのさんもん 清蔵院の山門
46	市	有・歴	いちじょういんのたてぐ 一乗院の建具
47	市	有・歴	あいだけれきだいのぼしよ 会田家歴代の墓所
48	市	有・歴	どんりゅうしょうにんくようほせき 吞龍上人供養墓石
49	市	有・歴	ひらたあつたねぼうのうのおえま 平田篤胤奉納大絵馬
50	市	有・歴	こしがやござんくようほせき 越谷吾山供養墓石
51	市	有・歴	きゅうみんきゅうさいのひ 窮民救済の碑
52	市	有・歴	こしまさかしんでんのおびしやさいれいちょう 越巻中新田の産社祭礼帳
53	市	有・歴	こしがやじゅんせいがいかんれんしりょう 越ヶ谷順正会関連資料
54	市	有・歴	さんのみやのすけめいのちからいし 三ノ宮卯之助銘の石
55	市	有 民	だいらくてんのさんがく 第六天の算額
56	市	有 民	「かんのんどうのえんにちふうけい」えま 「観音堂の縁日風景」絵馬
57	市	無 民	こしがやのきやりうた 越谷の木遣歌
58	市	記・史	みたかたいせき 見田方遺跡
59	市	記・史	しよじょういんかいざんづか 清浄院開山塚
60	市	記・史	こしがやござんくひ 越谷吾山句碑
61	市	記・名	ひさいずじんじやしやそう 久伊豆神社社叢
62	市	記・天	りんせんじこまどめのまき 林泉寺駒止のマキ
63	市	記・天	らくうしよ ラクウショウ
64	市	記・天	ありたきけのたぶのき 有瀧家のタブノキ
65	市	記・天	だいしよじのたぶのき 大聖寺のタブノキ
66	市	記・天	せんげんじんじやのけやき 浅間神社のケヤキ
67	市	記・天	なむらけのいちよう 中村家のイチョウ
68	市	記・天	しやうとくじのいちよう 聖徳寺のイチョウ
69	市	記・天	もりけのいちよう 森家のイチョウ
70	市	記・天	たなかのくのすのき 田中家のクスノキ
71	市	記・天	なむらけのくのすのき 中村家のクスノキ
72	市	記・旧	こしがやごてんあと 越ヶ谷御殿跡
73	市	記・旧	せんとくまるくようとう 千徳丸供養塔

<凡例>

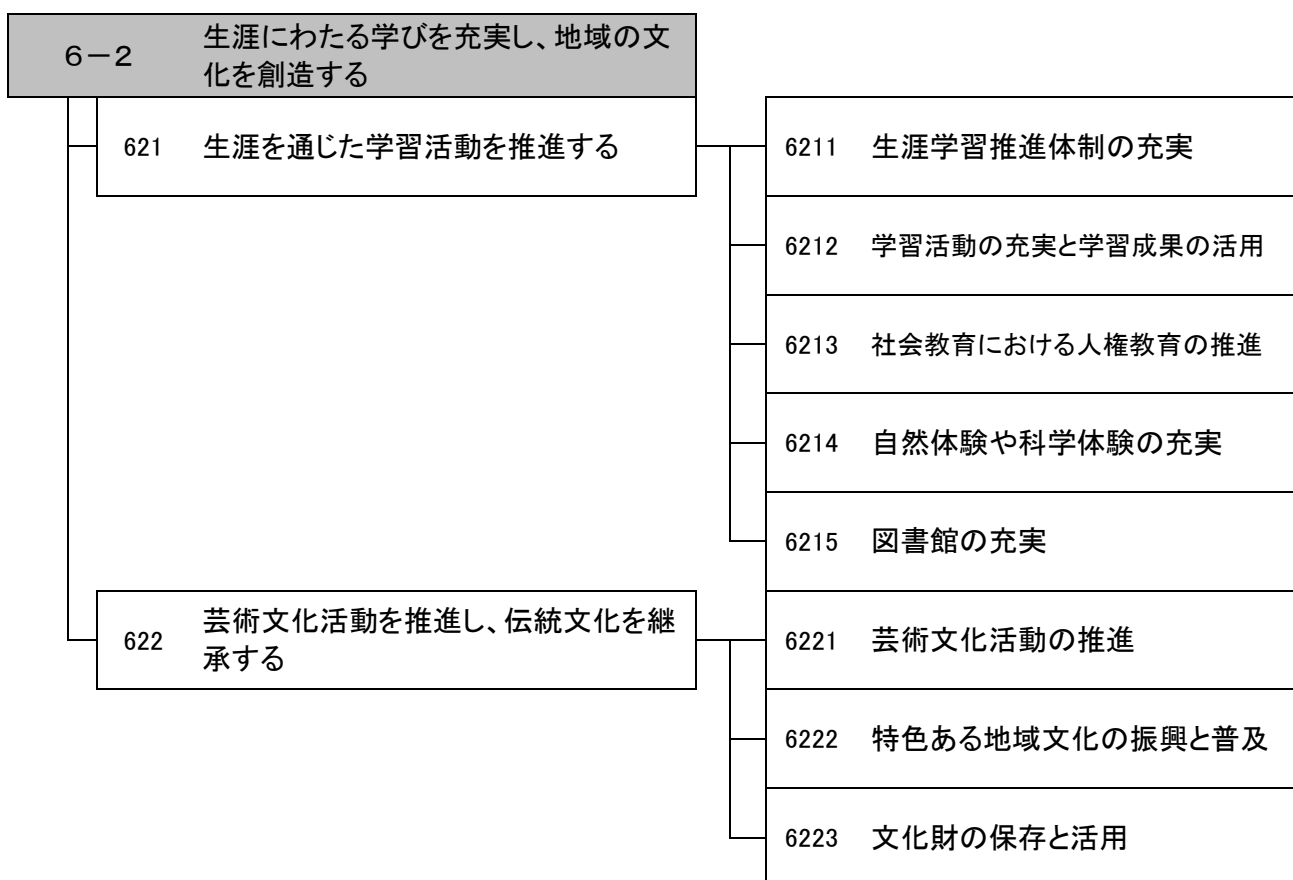
有・建	有形文化財 建造物	有・考	有形文化財 考古資料	記・史	記念物 史跡
有・絵	有形文化財 絵画	有・歴	有形文化財 歴史資料	記・名	記念物 名勝
有・工	有形文化財 工芸品	有 民	有形民俗文化財	記・天	記念物 天然記念物
有・彫	有形文化財 彫刻	無 民	無形民俗文化財	記・旧	記念物 旧跡
有・古	有形文化財 古文書				

平成27年4月現在
資料：生涯学習課

【目指すまちの姿】

- ・市民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学習し、学んだ成果を地域に活かしていくことができる、市民との協働による生涯学習のまち
- ・充実した図書館サービスと、快適で利用しやすい環境が整備された、幅広い市民の読書活動を推進するまち
- ・文化財や伝統文化などを保存・継承するとともに、優れた芸術文化に接する機会があり、自主的な文化活動を行うことができる、特色ある地域文化が根付くまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

621 生涯を通じた学習活動を推進する

市民が自主的・主体的に生涯学習活動に取り組むことができるよう、関係団体と連携した推進体制の充実を図ります。また、地区センター・公民館を中心に、ライフステージ・ライフスタイルに応じた各種学級・講座等を開催するとともに、様々な学習情報を提供し、学習活動の充実に努めます。さらに、学んだ成果を地域社会に活かし、新たな学習につなげていけるよう支援します。

人権教育については、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図ります。

自然体験や科学体験については、青少年をはじめ多くの市民が自然や科学に接することができるよう、あだたら高原少年自然の家や科学技術体験センター「ミラクル」の利用促進に努めます。

図書館については、多様化する市民の読書ニーズに応じた資料の整備や、図書館システムの改善を図るとともに、移動図書館による巡回と地区センター・公民館等との連携強化に努め、利便性の高いサービスを提供します。また、図書館サービスのより一層の向上を図るため、北部地域における図書館機能の強化について検討します。さらに、学校や関連施設、市民団体・ボランティア等との連携・協力関係を密にし、子どもや障がい者をはじめ、幅広い市民の読書活動を推進します。

622 芸術文化活動を推進し、伝統文化を継承する

優れた芸術に身近な場所で接することができ、自主的に文化活動に参加できる環境を整えるため、文化総合誌「川のあるまち」の発行や「越谷市美術展覧会」および「越谷市民文化祭」の開催など、芸術文化事業を実施するとともに、文化団体の自主的な活動を支援します。

また、日本文化伝承の館こしがや能楽堂を拠点に、能公演や体験教室などを開催し、伝統文化を鑑賞する機会や体験、発表の場を提供するなど、特色ある地域文化の振興と普及に努めます。

さらに、市内に所在する指定文化財をはじめ、地域に残る民俗資料など、越谷市に残る貴重な文化的遺産を後世に継承するため、既存施設の有効活用等により、文化財の保存と活用を図り、郷土の歴史を学習する機会の充実に努めます。



市民の読書活動を推進します
(ちびうさちゃんのおへや)

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(621) 生涯学習推進事業	生涯学習活動の推進を図るため、関係団体と連携し推進体制の充実を図ります。また、市民の多様な学習ニーズに対応できるよう、各種学習情報を提供し生涯学習を推進します。	生涯学習推進事業の 企画運営のべ参加者数 (H25年度からの累計)	
		899人	3,700人
(621) 各種学級・講座開催事業	市民が「いつでも、どこでも、だれでも」ライフステージ・ライフスタイルに応じて主体的に学ぶことができるよう、各種学級・講座・講習会などを開催し、学習機会の充実に努めます。また、講座等終了後の学習活動の継続を推進するとともに、学習成果を地域社会に活かすことができるよう、生涯学習によるまちづくりを推進します。	各種学級・講座の参加者数 (H23年度からの累計)	
		15万1,046人	37万9,000人
(621) 人権教育推進事業(社会教育)(再掲)	あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、人権啓発に係る講演会・研修会を開催し、人権教育を推進します。	人権教育に関する 講座の参加者数 (H23年度からの累計)	
		1万4,370人	3万6,000人
(621) 科学技術体験事業	科学に対する意識の高揚を図るため、子どもから大人まで、「見て、触れて、感じる」ことができる事業を開催します。	科学体験参加者数 (H23年度からの累計)	
		49万7,204人	133万8,000人
(621) 蔵書等整備事業	資料の整理・製本、図書・雑誌情報の作成、電算システムの活用等を行い、蔵書の整備を図るとともに、資料管理の充実と利用者の利便性の向上等に努めます。	貸出冊数(個人)	
		176万5,283冊	190万冊
(621) 図書購入事業	図書を購入し、図書館サービスの中心である資料貸出の充実を図ります。	蔵書冊数	
		61万8,221冊	70万冊
(622) 展覧会開催事業	芸術文化活動の推進を図るため、市民の作品を公募し、入選した作品等を展示することにより、発表および鑑賞の機会を提供します。	美術展覧会(市展)の出品作品数 (H23年度からの累計)	
		1,297点	3,250点
(622) 伝統芸術文化振興事業	伝統文化に身近に接し、特色ある地域文化を育むため、こしがや薪能や能楽体験教室などを開催し、市民に伝統文化を鑑賞する機会や体験・発表の場を提供します。また、郷土芸能の保存と継承を図るため、郷土芸能祭等を開催します。	郷土芸能祭の出演者数 (H23年度からの累計)	
		680人	1,720人

6—3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーション に親しめる環境をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

本市では、昭和49年に「スポーツ・レクリエーション都市」を宣言し、関係団体や市民一人ひとりの積極的な活動に支えられ、市民との協働によるスポーツ・レクリエーションの推進に取り組んできました。

近年では、社会環境の変化、生活意識の多様化などにより、市民のライフスタイルは変化し、スポーツ・レクリエーションに対するニーズも多様化、高度化しています。そのため、すべての人が身近な場所でスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しみ、参加できる環境の整備が求められています。また、高齢化の進行や子どもの体力の低下が懸念される一方、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定されたことなどを背景に、健康・スポーツに対する市民の関心は高まっており、スポーツ・レクリエーション活動の役割は一層重要となっています。

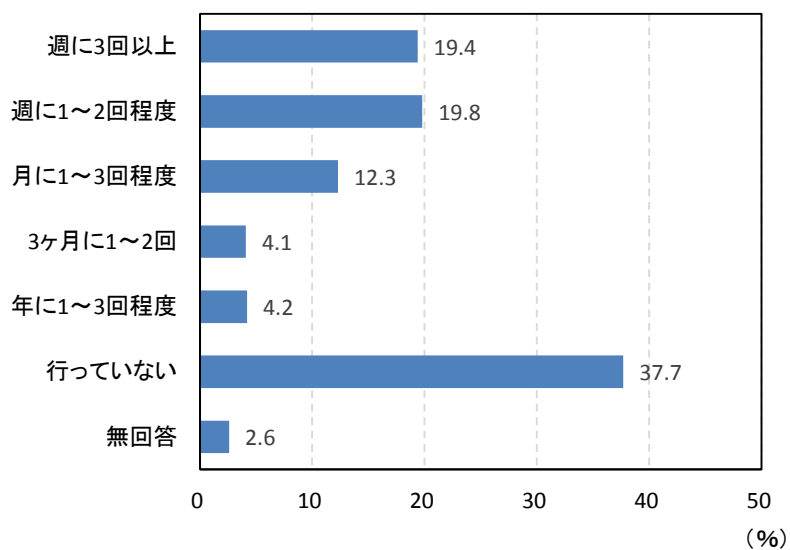
このような状況の中、子どもたちの健全な育成、成人の健康維持・増進、高齢者や障がい者の生きがいづくりや社会参加を促進し、市民一人ひとりのライフスタイルに合わせた健康・体力づくりを支援するため、スポーツに親しむ機会の少ない勤労者や高齢者、障がい者を対象とした教室の開催など、多様な活動機会の充実に努めてきました。今後は、市民のスポーツ・レクリエーション活動をさらに充実させるための指導者の人材養成・確保に向けて、スポーツリーダーバンク制度の充実を図る必要があります。

また、スポーツに対する興味や関心を高めるため、「するスポーツ」「観るスポーツ」のみならず「支えるスポーツ」にも目を向け、スポーツボランティアの養成など、スポーツ・レクリエーション活動を支援する体制の充実が求められています。

さらには、身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動ができるような場づくりや、施設・設備の改善などが望まれています。そのため、体育施設を安全・安心に利用できるよう、施設の整備と管理運営を充実するとともに、自然環境と親しみながら、健康・体力づくりができるレクリエーション施設の整備が必要です。

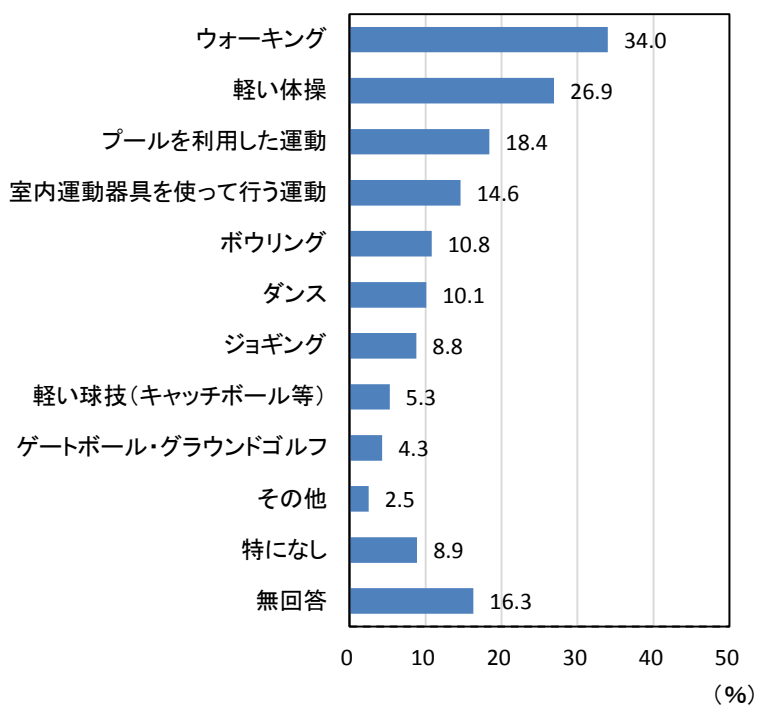
◆関連データ

- ・スポーツ・レクリエーション活動の実施状況について



資料：平成 26 年度市政世論調査

- ・今後、行ってみたいレクリエーション活動について

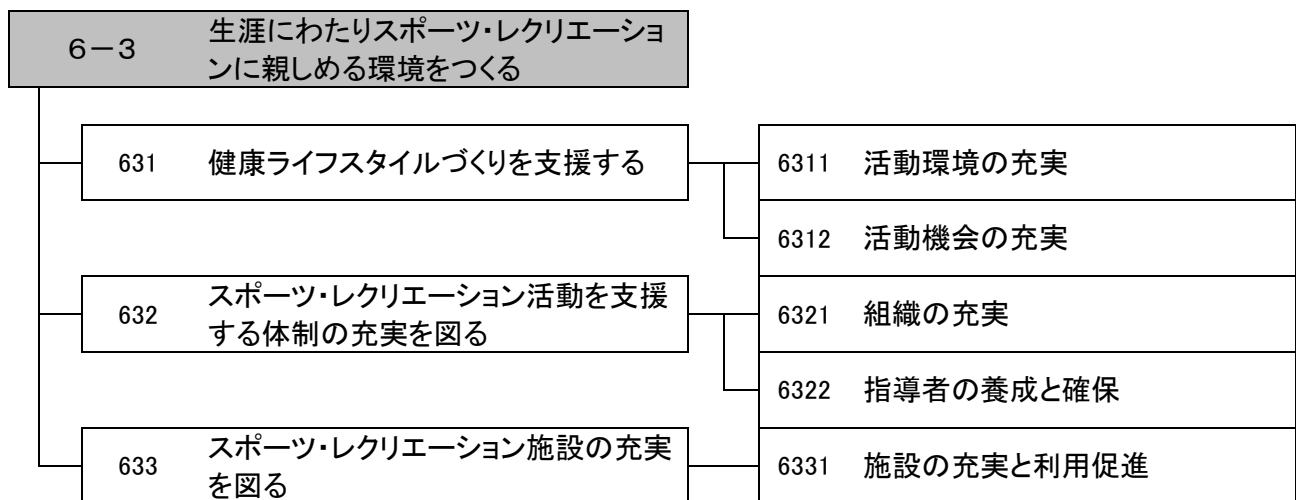


資料：平成 26 年度市政世論調査

【目指すまちの姿】

- いつでも、どこでも、だれもが生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、自分らしく、いきいきとした生活を送ることができるまち
- スポーツ・レクリエーション活動を支援する体制を充実させ、「するスポーツ」-「観るスポーツ」-「支えるスポーツ」へ参加する環境が整備されたまち
- 身近な施設で安全・安心に健康・体力づくりができるまち

【実現するための施策】



【施策の内容】

631 健康ライフスタイルづくりを支援する

スポーツ・レクリエーション活動を通して健康でいきいきとした生活が送れるよう、市民一人ひとりのライフスタイルにあわせた健康・体力づくりの機会に関する情報提供や環境の整備に努めるとともに、保健・福祉の観点からもスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

また、高齢者や障がい者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、年齢や心身の状況に応じ、無理なくスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、活動環境や機会の充実を図ります。

632 スポーツ・レクリエーション活動を支援する体制の充実を図る

市民が様々なスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、体育協会、レクリエーション協会、スポーツ・レクリエーション推進委員会、スポーツ推進委員をはじめとしたスポーツ関係団体の自主的・主体的な活動を支援します。

また、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、スポーツリーダーバンク制度やスポーツボランティア制度の充実と周知に努めます。

633 スポーツ・レクリエーション施設の充実を図る

多くの市民が身近な施設で、安全で安心してスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、既存施設の計画的な改修や第1・第2体育館の建て替えなど体育施設の整備に努めるとともに、効率的な施設運営に努めます。

また、施設の利用促進を図るため、施設予約の利便性を向上させるとともに、施設の多目的利用や東京オリンピック・パラリンピックの練習会場での利用など、幅広い利用の方法について検討します。

さらには、水辺や緑道等の自然を活用したレクリエーション施設の整備などについて検討します。



秋空のもと、熱戦が繰り広げられる
(市民体育祭中央大会)

【主な事業】

事業名 (中項目番号)	事業内容	指標名	
		現況値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
(631) 各種教室・講座等開催事業	市民ニーズに応じたスポーツ・レクリエーション活動の機会の充実を図るため、ライフスタイルにあわせた参加しやすい教室・講座を開催します。	スポーツ・レクリエーション事業への参加者数 (H23 年度からの累計)	
		326万3,237人	862万人
		スポーツ・レクリエーション活動を週1回以上行う成人市民の割合(市政世論調査)	
		39.2%	50%
(631) 高齢者の健康づくり事業	高齢者の健康の保持・増進や生きがいづくりのため、体力・健康状態に応じた運動プログラムの充実など、スポーツ・レクリエーション活動機会の充実を図ります。	高齢者の健康体操教室参加者数 (H23 年度からの累計)	
		7,619人	20,200人
(631) 障がい者の健康づくり事業	障がい者の社会参加促進を図るため、スポーツ参加の機会を提供します。	障がい者のスポーツ教室の参加者数 (H23 年度からの累計)	
		321人	860人
(632) スポーツボランティア活動促進事業	スポーツ・レクリエーション大会等における運営スタッフとして、市民ボランティアを養成します。	スポーツボランティア登録者数	
		10人	50人
(632) スポーツリーダーバンク事業	市民からの要請に応じて指導者を派遣するスポーツリーダーバンクについて、周知に努めるとともに、人材の確保を図ります。	スポーツリーダーバンク活用の割合	
		29.4% (37/126)	46.0% (58/126)
(633) 体育館施設改修事業	多くの市民が身近な施設で、安全に、かつ、安心してスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、体育館の修繕および改修工事を行います。	体育館の年間利用者数 (H23 年度からの累計)	
		188万6,148人	482万人
(633) 体育館複合施設整備事業	老朽化した既存の体育館と地区センター・公民館の複合施設を整備します。	地区センター・公民館、体育館複合施設設置数	
		-	1か所